

平成27年度 第6回山梨県公立大学法人評価委員会次第

日 時 平成28年2月8日(月)午後2時から

場 所 県立大学飯田キャンパスA館2階大会議室

開 会

1 委員長あいさつ

2 議 題

- (1) 平成27年度第5回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要(案)について
- (2) 公立大学法人山梨県立大学の次期中期計画について
- (3) 平成27年度年度計画の進捗状況等について
- (4) その他

閉 会

【配付資料】

- 資料1 平成27年度第5回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要
- 資料2 公立大学法人山梨県立大学 第二期中期計画(素案)
- 資料3 平成27年度公立大学法人山梨県立大学年度計画進捗状況表

- 参考資料1 公立大学法人山梨県立大学 第二期中期目標
- 参考資料2 公立大学法人山梨県立大学 第二期中期計画対照表
- 参考資料3 平成28年度山梨県立大学法人評価委員会 日程

平成 27 年度第 5 回山梨県公立大学法人評価委員会 議事概要（案）

- 1 日 時 平成 27 年 10 月 14 日（水）午後 1 時～午後 3 時
- 2 場 所 県立大学飯田キャンパス A 館 6 階サテライト教室
- 3 出席者 委 員 川村恒明 前田秀一郎 長澤利久 久保嶋正子 藤巻秀子
法 人 伏見副理事長 文珠理事 吉田理事 山本理事
瀧田理事 澁谷国際政策学部長 齊藤人間福祉学部長
流石看護学部長 遠藤看護学研究科長 山田図書館長
二戸地域研究交流センター長、前澤キャリアサポートセンター長、
坂本保健センター長 ほか
事務局 宮澤総務部次長 森田私学文書課長 関総括課長補佐ほか

< 議題 >

- (1) 平成 27 年度第 4 回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要(案)について
審議の結果、一部字句修正の上、了承。

< 議題 >

- (2) 公立大学法人山梨県立大学の次期中期目標について

委員長

前回の委員会での各委員のご意見をもとにして、県がこれから公立大学法人山梨県立大学に何を求めるか、その求める内容が資料 3 に第二期中期目標案という形で示されている。中期目標とは、あくまでも設立団体である県がまとめるものではあるが、評価委員会として意見を述べることとなっている。本日は全体について、ご意見をいただければということなので、よろしく願いしたい。

それでは、まず、設立団体としての基本的な考え方について、説明を願いたい。

事務局

資料 2、資料 3 により説明

委員長

ただいまの説明は全体についての基本的な説明となる。これから個別の中身を拝見する中で、また必要に応じてご意見、ご質問をいただきたい。

次に、第二期中期目標案の内容について具体的に説明を願いたい。パートごとに説明してもらい、ご意見をいただきたい。また、最後には全体のご意見をいただくこととしたい。

事務局

資料 3 により説明

委員長

基本的には、第一期の目標を踏襲していくという趣旨であるから、大きくは変わっていない。

1 ページの最初の部分だが、第一期中期目標では「山梨県立大学は県民の強い期待と支援のもとに成り立つ公立大学として」との文言があり、県民とのつながりということをかなり意識して書かれていた。この文言は削除されているので、「県民の支援のもと」や「県民との協力のもとに」など、県民とのつながりについての言及があった方が良いのではないか。

次に、2 ページの一番上、「自主自立的な大学運営の推進」の2 行目、「より効果的・機動的な運営組織及び本学に求められる教育研究組織の構築」という文言がわかりづらいところがある。本学に求められる教育研究組織をこれから作るのかととらえると、大学院も設置するという意味なのかとも思える。教育研究組織とは、非常に流動的な組織だということそんな趣旨が入っているのか。

事務局

まず、「県民の強い期待と支援」という文言については、他県の中期目標等を参考に、案を作成する中で、前文については簡潔な形で整理する方向となった。その過程で、言葉が落ちてしまったというところである。ご意見を参考に、追加することも含めて、検討させていただきたい。

次に、教育研究組織については、わかりづらいというお話であるが、これについては、大学等を含めた研究組織だというふうにとらえている。後ほど、別の箇所で具体的な内容に触れたところもあるので、全体に係る基本的な目標の中では抽象的な表現にとどめさせていただいた。

委員

1 ページ1 行目の「グローバルな知」という文言に注がついているが、注の内容を伺いたい。グローバルという言葉が示しているのは国際化、それから地域への開かれた教育の二つのことだと思うが、前文第1 段落の2 行目の「地域に開かれ地域と向き合う大学」と重なっているような印象を受ける。

事務局

注については、案の段階では省略しているが、第二期中期目標には同様のものを載せる予定である。内容としては、「Global+Local、地球的と地域的、総合的と個別的な視点を兼ね備えた知。」となっている。

事務局

この3つの建学の理念については、大学が決められた理念であるため、そのままの文言を引用している。

委員

本学の課題として、財務力の強化など、様々な点で質の高いものを求められている。その上で、自主的な大学づくりをどうするかという問題がある。

基本的にはやはり質の高い学生を獲得する必要がある。優秀な学生に対しては、助成など支援が必要であるが、本学としても、地域貢献活動を含めた活動内容の実態を、関係者に知らしめることが重要である。

あわせて、財務の面でも、設置者である県の理解も得ると同時に、学校独自の基盤強化もすることで、財政力を強化することが必要と常々考えていた。本学の存在感を強化するために、この点についても、目標に定めて良いのではないか。

事務局

財政力の強化については、10ページの方に示させていただいているところである。「財務内容の改善に関する目標」の中で、「外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保・拡充」について定めており、今回は特に、「自己収入の増加のための組織的な活動に取り組む」と記述している。

基本的には、中期目標とは県からの指示事項について示すものではあるが、運営費交付金については、ご指摘いただいたとおり、今後の重要な問題だと考えている。すでに、中期計画の中での記述等に向けて、検討を進めているところである。運営費交付金については、従来、毎年1パーセントの効率化係数を採用して、経費の削減等を求めてきている。この1パーセントという数値については、前回委員会でも、国立大学法人と比較して非常に厳しい制度である旨、ご指摘をいただいた。そういった点を含めて、県の財政も非常に厳しい状況ではあるが、検討を進めてみたい。

委員

県立大学として全国に誇れる強みを持った大学となるため、全国の中でも評価される高みを目指して質を上げるため、重要な点であるので、設置者である県としても、大学を大きく育てるといった視点から、支援をいただきたい。

委員長

では次に、第2の大学の教育研究等の質の向上に関する目標について説明願いたい。

事務局

資料3により説明

委員長

言葉遣いの問題であるが、No. 2、No. 3、No. 4について、「到達すべき具体的基準を定め、実施する」という表現が各々出ているが、これは数値目標との説明があった。そうすると、到達すべき具体的「基準」というのは、目標とするのが適切ではないか。No. 1においては、「到達目標」という文言が以前から使われているため、使い分けているのかとも思うが、違和感はある。基準という言葉にはいろんな意味があるので難しいところではあるが、字句の問題として気になる。

また、No. 9、10、11は、「外国人留学生や社会人学生、障害をもつ学生についても配慮する」として、第一期のNo. 19の文言を入れてあるのだが、何度も同じ文言を繰り返すのもいかなものか。最初に、「すべての学生」として、括弧書きで「外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。」とすれば良いのではないか。

もう一つ、新しいNo. 8だが、「(ファカルティ・ディベロップメント活動)を活性化させるとともに」と書いてある。しかし、本学の場合、これまでFD活動については非常に積極的にやっておられるので、いまさら活性化というのは失礼な言い方ではないか。「継続して進める」くら

いが適当ではないか。

事務局

No. 2、No. 3、No. 4の「具体的基準」という文言については、ご指摘を踏まえて整理したい。

また、No. 9、10、11の外国人留学生の箇所については、ご指摘の通りであるので、表現を修正したい。

No. 8についても、ご指摘をいただいた点を検討させていただきたい。

委員

7ページの「COC事業の実施を踏まえ」という部分についてだが、これはCOC事業だけを指すということで良いのか。

法人

COCプラス事業については、先週採択が決まったため、この文言はCOC及びCOCプラス事業としていただくのが良いかと考える。

委員

COCプラス事業も含めるということであれば、「COC事業の実施を踏まえ」、「取り組みを全学挙げて積極的に推進する」の「踏まえ」という文言は適切ではないのではないかと考える。なぜなら、COC事業やCOCプラス事業自体が取り組みだからである。COC及びCOCプラス事業などの「大学の持つ人的・物的・知的財産を地域に還元する取り組みを全学挙げて積極的に推進する」とつなげた方が良いように思う。

委員長

4ページのNo. 5の大学院についてだが、ずいぶん消極的な表現に思える。「学部改革等の状況も踏まえ、「在り方について検討を進める」というのは、非常にまどろっこしい印象を受ける。

大学院というのは、従来型のいわゆる積み上げ型、つまり学部の上に初めて大学院があるという形態もあるが、独立プログラム型、学部の組織から離れた学際的・融合的な分野の学位プログラムとして実施する形態もある。このようなプログラム型の大学院の場合、学部の組織の充実と大学院の設置とは、必ずしもイコールになるわけではないと考えている。この前からお話をうかがっていると、法人には、そうした融合的なプログラムをいくつかまとめた大学院にしたいという考えがあるような印象を受けている。No. 5の記述のような、学部を充実させて、その上で大学院設置を検討するという表現は、その点からもやや適切を欠く言い方ではないか。

それから、No. 6の入試の問題であるが、これも非常に大切な点である。現在、国は、高大連携から始め、初等中等教育と大学をどうやって繋いでいくのか、抜本的な入試改革を進めている。新しい入試は、高等学校の到達度テスト及び大学進学希望者学力テストが全体の共通のものとなり、それらを踏まえて、各大学がいかに関性的に自分たちの大学にふさわしい学生を選抜するかということになる。つまり、各大学は、国の入試改革に乗っかっていけばいいのではなく、与えられた材料を活かしつつどうやって個性的な入試をやっていくのか、ふさわしい学生を獲得するのかということが重要となる。その意味で、各大学の取組みが非常に大きく問われるのが、今回の入試改革だと思う。新しい入試は、早ければ平成30年、それは無理でも平成32、33年こ

ろから始まるという話になっている。No. 6 に書いてあることは決して間違いではないし、その通りだと思うのだが、従来通りの一般的な入試の形を想定しているようで、本学としての意欲ないしダイナミズムに欠ける感がある。

No. 13 の「研究実施体制等の整備」だが、社会的、地域的に要請の高い研究等から重点研究領域を選定するとなっている。しかし、研究課題というのは、学問的な重要性にもとづいて選定する部分も当然あるべきではないか。社会的、地域的要請だけで重点課題が選ばれてしまっているのか疑問に思う。

また、その下の部分で、第一期の No. 23 「研究環境の整備」が、項目の統合ということで削除されている。しかし、第二期案の No. 22, 23, 24 を見ても、その点は明確に出てきていない。先ほど委員のご意見にもあったとおり、自己資金をどうやって得るのかというのは非常に大切な問題であるため、外部の競争的な研究資金を獲得するための支援体制の強化ということは、第二期目標にも入れても良いのではないか。

それから、7 ページだが、「大学の国際化に関する目標」として整理していただいたことは大変結構だと思う。しかし、「大学全体の国際化をすすめる」となっているが、その「国際化」が何を示すのか良く分からない。教育や研究や大学の運営等全体についての国際的な交流・協力等を積極的に行うと、その結果として大学も国際化が進められるということか。「国際交流を積極的に進め」というのは、あまりにも簡略化した表現に思える。もっと丁寧に、教育や研究や、あるいは大学運営その他全体についての国際的な交流、協力を進める、そのためにはその基本となるグローバルスタンダードに基づく大学の組織、運営が確保されなければならない、そうしたことを通じて大学の国際化が進むという点を表現すべきではないか。

それから No. 15 の一番最後に、「大学の国際化を進めるため、外国人教員の比率を計画的に向上させる」とある。外国人教員の比率を計画的に向上させることは大変結構であるが、大学の国際化を進めるためにのみ外国人教員を入れるというのでは、いささか狭すぎる。もちろん、国際化のキーの一つが外国人教員の比率だとは思いますが、外国人教員は単に国際化のためだけではなく、大学全体の教育研究の活性化・向上に資するところが大きい。したがって、「大学の国際化を進めるため」という文言はあえて入れなくても良いのではないか。

事務局

ご指摘の内容については、ありがたく検討させていただくことにしたい。

大学院については、たびたびご指摘をいただいているため、あらためて説明をさせていただきたい。第一期の中期目標では、大学院については、9 ページの「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標」の2 番目「教育研究組織の見直しに関する目標」、No. 36 で「地域ニーズや時代の変化に的確に対応するため、大学院機能の充実を含めた教育研究組織の在り方について検討を行う。」と記述されていた。今回は、その内容を、No. 5 の「大学院課程」の中に移動させ、さらに、先ほど説明したような表現とすることで、設置団体側としては、前向きな姿勢を示させていただいたものと考えている。

なお、先ほど委員長からご指摘があったように、大学院については、現在多様な在り方ができていることは承知している。今後も引き続き、様々な可能性等について検証をしていきたいという風に考えている。

委員長

No. 5については、「学部改革等の状況も踏まえ」という文言は、不要なのではないか。時代の変化、学問の進展に的確に対応するため、大学院機能の充実・発展を含めた教育研究組織の在り方について検討を進めるというように言い切っていないのではないか。

事務局

その部分については、大学側と、検討段階において確認をした文言である。国際政策学部のあり方・総合大学院のあり方について、行動計画「NEXT10」を策定した時の整理では、大学院を設置することを将来的に見据えるなかで、「NEXT10」という計画を作って、学部改革を進めようということであった。そこで、設置団体側としては、その学部改革の成果も見た上で検討を進めるとするのが正確ではないかという考えになり、あえて書かせていただいたものである。

委員

先ほど委員長のご意見にもあったが、大学入試改革について考えなければならない。この県立大学に、単に優秀というだけでなく、どういう学生をとるべきか、そのためにどういう選抜をするべきかを検討すべきである。たとえば、将来的に山梨のために意欲的に地元で頑張っていこうという意思を持つ学生など、入学して貰いたい学生とはどういう学生かを踏まえ、そのような学生を選抜するにはどういう選抜システムであるべきかを検討しなければならない。

入試改革の全国的な動きがある中で、本当に山梨の為になる、意欲的かつ誠実な、しっかりと個性を確立した学生に入学してもらうために、山梨県立大学としての選抜システムを、あらためてもう一度考えていただきたい。

委員

大学院課程のところだが、学部によっても温度差があるのを、一つの目標で書こうとするので、難しい部分が出てくるのではないかと。確かに委員長のおっしゃるように、現在の大学院は、学部の充実化というだけではなく、専門職など様々なスタイルがある。そのため、学部改革等の状況を踏まえというのが国際政策学部だけの話であるなら、全体目標としてこの文言を入れるのでは、うまくまとまらないところもあるのではないかと。

また、No. 6「入学者の受け入れ」について、「社会人も考慮した入学者選抜を実施する」という部分は、学部のことを言っているのか大学院のことを言っているのか、不明瞭に思う。学部に社会人が入学するということを中期目標で考えていくということなのか。第一期の中期目標では、入学者の受け入れについて、学部と大学院で分けて議論されていたが、今回コンパクトにまとめると、特に大学院と学部を分けずにやっていくことになったということか。学部の方で、社会人を入学させていただけだろうか。

法人

学部の社会人入試については、既に積極的に実施しており、社会人の方が3学部とも入学している。

委員

各学部全てで既に実施され、整備されているということならば、「社会人も考慮した入学者選

抜」というのは、今後も実施するという意味でよいか。

事務局

ご指摘の通りだと考えている。しかし、わかりづらい表現や適切でない表現等、ご指摘いただいた点については、今後修正を検討させていただく。

委員長

2ページのNo. 1「学士課程」については、二つの文章が一つになっているから、非常にわかりづらい。第一段落で、教養教育・専門教育それぞれについて書いてあるが、第二段落の「その一環として、学部ごと必要な到達目標を定め」というのは、これは教養教育の話か専門教育の話かはっきりしない。さらに、第三段落では、専門教育について記述してあり、その次の段落では「山梨県全体をキャンパスに」とされているから教養教育・専門教育共通ではないかと読める。つまり、教養教育と専門教育の区別が不明瞭である。

教養教育のことを書くなら教養教育、専門教育のことを書くなら専門教育として、特化した部分については整理した方がいいのではないか。

委員長

それでは次に第三の地域貢献について説明願いたい。

事務局

資料3により説明

委員長

また同じ言葉の問題となるが、No. 20の「到達すべき具体的基準を定め、実施する」という文言は、就職率について定めていると読める。ここでいう「具体的基準」とは、No. 2, 3, 4で出てくるところの「具体的基準」と同じ意味なのか。就職率について数値目標を掲げたいという気持ちは非常に良く分かるのだが、先の箇所と同様に、字句の整理はした方が良いのではないか。

法人

No. 20では、看護学部について、「卒業生の半数以上の県内医療機関等への就職を達成する」となっている。今までも半数以上の県内就職率達成を目指して、様々な取り組みをしてきたが、5年間を振り返ると、達成したのは一昨年の50.5パーセント、昨年の53.1パーセントとなっている。昨年もお話したように、いろいろな手立てをして頑張っているが、多くの要素が影響するものであるから、これを「達成する」と言い切る表現には悩むところである。

事務局

看護学部の、県内就職率53.1パーセントという数字は、大変大きな成果という風に考えている。表現の問題については、引き続き大学側と話し合いをさせていただきたいという風に考えている。

具体的な基準・目標の部分についてであるが、従来は、たとえば50パーセントという数字のように、目標の中で数字を明示し、具体的な達成の基準を目標の中で定める手法をとっていた。

一方で、先ほどもお話があった通り、たとえば就職率の問題など、県内出身者、県外出身者の割合など様々な状況によって変動していく要素があると考えている。そのため、県の方が中期目標の中で一律に目標を設定するよりも、具体的な内容については、中期計画の中で定めていただくことにした方が適切でないかと現段階では考えている。

そうした中で、「目標」という言葉をそのまま使っているのかどうか、「基準」ということで、達成の度合いが図れるような指標的なものが作れないかというような考え方があったため、現在のところ「具体的基準」というふうな文言を使用している。しかし、この点についてはご指摘いただいたので、今後調整させていただきたい。

委員長

そうすると、No. 2 の、養成すべき人材育成に合致した到達すべき具体的基準というのは、就職率以外の基準があるということなのか。

法人

国際政策学部で言えば、具体的基準というのはたとえば TOEIC の点数が何点以上が何人といったものが想定できると思う。

委員長

前回委員会でも申し上げたが、中期目標というのは単に 6 年間だけではなく、もう少し先まで見通したなかで方向を示すものと理解すべきではないか。先ほどの、就職率についても、中期目標に定めた数値でもう動かないというのでは困る。中期目標というのは先の方向を示すものであり、中期計画というのは、計画に書いたものはまず達成してもらって、少なくともうんと背伸びすれば届くくらいのところに、背伸びできないときにもそのすぐ近くまでは行くというものではないか。それぐらいの弾力性があった方が、大学の実態に即するのではないかと考えている。

中期計画については次回皆さんにご議論いただくことになるわけだが、今回は目標の議論をしている。先ほどご指摘あったように、NO. 20 について「卒業生の半数以上の県内医療機関等への就職を達成する」というふうに言い切ることはなく、「達成を目指す」等の、方向性を示したものであるという理解ができるような表現にさせていただいた方がいいのではないか。

委員

目標というのは、「達成する」ものである。「目指す」ことを目標としても定めても、それは目標とは言えないのではないか。

大学としてこれまで頑張ってきて、目標を達成できた実績を基に、より高い目標を定めるのだから、達成できないことを恐れずに、何を目標にするかを具体的に記載すべきである。

委員

民間の大学が来年 4 月に開学する。これにより、4 年後には卒業生が就職していくことになるので、県内の看護職の状況に変化があると思われる。この部分については、「関係機関と緊密に協議・連携して種々の対策を講じながら」という部分が大変重要だと考えている。魅力ある県外の医療機関に学生が就職していくという状況を踏まえると、非常にいろんな仕組みを作っていかなければ、県内就職率の向上は難しい。

やはり県内に卒業生が大勢就業・就職することによって、県民の理解は高まると考える。何よりも県立大学なのに県内に就業・就職しないということになると、県民からそっぽを向かれてしまうことになりかねない。そういう視点でも、委員のご意見にあったように、「達成する」という表現で良いと思う。その上で、県民の為にどういう教育しているかを、表現していく必要があるだろう。

委員

この目標には、「種々の対策を講じながら」という文言を県が入れている。そうすると、県内就職率50パーセントを達成するために必要な資金や仕組みについて、県に対して要望しやすくなる側面もあるのではないか。

委員長

目標はそれを100パーセント全部達成しなければならないということではない。しかし、基本的には達成するために積極的に取り組んでもらいたいという意味であることは間違いない。

その点で、気になる表現が他にもある。6ページのNo.12で、研究成果を「社会に還元する」と言い切っている。これも、気持ちとしては、できるだけ社会に還元するように積極的に務めるのが目標だという意味となろう。

したがって、「還元する」とか「達成する」というのは、全体を通して大きな方向性を示しているものであるという理解をもって、その上で最終的にどう表現するかは、設立団体が決めていただければ良い。そういう意味の字句の整理をしていただければと思う。

では、残りの部分であるが、第4 管理運営等に関する目標について、説明をお願いしたい。

事務局

資料3により説明

委員

11ページのNo.29について、「施設・設備の適切な維持管理」となっているが、整備というようなことは必要ないのか。

事務局

今後、県立大学が魅力的な大学であり続けるためには、必要な整備を行っていくことが求められるものと考えている。一方で、基本的な施設整備は施設整備費補助金等を通じて県が行うべきものと考えており、従来からこのような表現をしているものである。

委員

施設整備について、確かに県が行っているところではあるが、やはり設備の修繕計画とか取得計画は、本来的には法人側で立て、県に要請していくものではないか。目的積立金の活用策として、中期目標期間の最後の二期になって施設整備に利用していたが、本来的には、法人側が中期計画で設備計画を県に要望内容として提示すべきではないかと考えている。そのため、委員が言われるように、そういう整備について盛り込んでも良いのではないか。

事務局

委員がおっしゃったことについては、設立団体としても大きな課題だという風にとらえており、今回の中期目標、さらにその先の中期計画を策定する中で、どういった方法を考えていくのか等の整理が必要だと考えている。それを踏まえて、再度整理させていただきたいと思う。

委員長

9ページのNo. 22だが、第一期で「任期制など多様な任用制度の検討・導入を進めるとともに」とあったのを、任期制が導入になったので削っているが、多様な任用制度の活用は常に必要となるものではないか。任期制だけが多様な任用制度であろうわけではないので、多様な任用方法の活用で適正に教職員等を配置するというくらいの方がいいのではないか。

また、No. 24のところで、授業料の扱いが単に収入の扱いになっているのは、非常に気になる。授業料については、単に財務の改善として取り扱うのではなく、本来は学費政策として独立させるべきものではないか。適正な授業料の額は、本学にとって優秀な学生を確保する有力な手段と理解すべきである。優秀な学生の確保の必要性、公立大学・県立大学としての役割を考慮すれば、単に収入増の手段として処理すべきものではない。受益者負担もあるが、基本的には優秀な学生を確保し、公立大学の役割をさらに高めるために、常に適正な水準を維持するぐらいの書き方にしてもらえないか。そうすると、この項目は、自己収入の増加のところに入るべき話ではなく、もう一項目、学費政策という項目を立てるくらいの話ではないかと思う。このことは、かねてより申し上げており、困難だということではあるが、最後に一言申し上げておく。

それでは、全体を通して、何かご意見いただくことがあればお願いしたい。

法人

No. 5だが、大学院について「検討を進める」という記述になっていて、消極的な印象を受ける。もう少し積極的な書き方ができないか。

委員

前回の委員会の際に、法人から、学部教育に時間がかかってしまって研究ができないというような発言があった。この点について、本学ではないが、大学院生が教授に使われてしまって、自分の勉強ができないような発言をしているのを聞いたこともある。確かに教授が研究をするためには時間が必要で、大学院生がその足となって動くことで、教育全般としては意味があるのかも知れないが、そのように教授の研究時間を確保するという視点で大学院を作られるのであれば、やはり私としては反対の意見をここで言っておきたい。

法人

やはり大学には、教育と研究という両側面があるものである。特に私は工学畑であったので、卒業論文等で学生を指導しており、研究を行う過程で学生も参加していた。学生に、例えば情報の収集・分析、課題の発見・解決というような形で、ノウハウを学んでもらうような形になっているかと思う。

委員の言われた通り、大学はやはり学生が中心でなければいけない。そのため、現在は学生からの授業・教員評価がかなり厳しく行われている。また、やや研究を重視しすぎて、学生を手足のように使われる方がまま見受けられることについては、学生からの注文も聞いている。こうし

た点は、大学の教育において、改善しなければいけない重要課題だと考えている。

しかし、前回委員会でも申し上げたように、研究と教育は不可分であるということも感じている。授業等では、ほぼ確立した内容の知識を教授することになるが、それに対して研究成果を学生と共有することで、学生も最新の知識を吸収することが可能となる。その意味で、学生を中心に据えるというのは当然のことであり、研究のために学生を使うというのは本末転倒である。この辺りは是非ご理解をいただければと思っている。

委員長

委員の皆様には、大変活発なご意見をいただき感謝したい。第二期の中期目標案であるが、基本的な骨格は非常によく整理されていて、今まで申し上げたところをよく整理していただいていると理解をしている。若干字句の問題・表現の問題があったが、基本的な大枠としては、中期目標案について、この評価委員会としては異存はないということで、整理させていただいてよろしいか。字句・表現の問題は、大変恐縮だが、事務局と私に一任をいただければと思うが、よろしいか。

各委員

異議無し。

< 議題 >

(3) その他について

事務局

退任委員に対して設立団体から感謝の意の表明

(以上)

第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画

目 次

第一 中期計画の期間

第二 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

- (1) 教育の成果・内容等に関する目標を達成するための措置
- (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
- (3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置

2 研究に関する目標を達成するための措置

- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
- (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

3 大学の国際化に関する目標を達成するための措置

第三 地域貢献等に関する目標を達成するための措置

1 社会人教育の充実に関する目標を達成するための措置

2 地域との連携に関する目標を達成するための措置

3 教育現場との連携に関する目標を達成するための措置

4 地域への優秀な人材の供給に関する目標を達成するための措置

第四 管理運営等に関する目標を達成するための措置

1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

- (1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置
- (2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置
- (3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

- (1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
- (2) 学費の確保に関する目標を達成するための措置
- (3) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
- (4) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

- (1) 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置
- (2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
- (3) 安全管理等に関する目標を達成するための措置
- (4) 社会的責任に関する目標を達成するための措置

第五 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

第六 短期借入金の限度額

第七 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第八 剰余金の使途

第九 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

公立大学法人山梨県立大学 中期計画（案）

第1 中期計画の期間

平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果・内容等に関する目標を達成するための措置

ア 学士課程

- ・全学共通の「学士力¹」と各専門領域の「専門力」を可視化できるカリキュラムの体系化・構造化を図る。
- ・科目ナンバリング制²を導入し、学部ごとに学修成果の達成目標を設定する。
- ・サービラーニング³科目をはじめ地域関連科目の充実を図り、体験型のアクティブラーニング⁴教育を全学的、学際的に実施する。

(ア) 国際政策学部

- ・社会のグローバル化に対応するため、地域や海外に出て学習し、問題解決能力の育成をするための具体的なカリキュラムを編成し、計画的に実行する。
また、英語教育においては、中期計画期間中に4年次後期において学生の半数がTOEIC650点以上を、そのうちの二十パーセントは800点以上を獲得することを目指す。
- ・人材育成の目的をより明確化するため、地域マネジメント、国際ビジネス・観光、国際コミュニケーションの3コース及び、副専攻コースを設置するとともに、1学部1学科制への移行を図る。

(イ) 人間福祉学部

- ・保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。
新卒者の社会福祉士国家試験の合格率について六十パーセント以上を達成し、

¹ 学士力：各専攻分野を通じて培う、大学全体における学士課程共通の学習成果のこと。

² 科目ナンバリング制：授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みで、大学内における授業科目の分類、複数大学間での授業科目の共通分類という二つの意味を持つ。

³ サービラーニング：学生が自発的な意志にもとづいて一定の期間、社会奉仕活動を行うことを通じて、それまで知識として学んできたことを実際の活動に活かし、また、実際の活動体験から自分の学問的取組や進路について、新たな視野を得ることを目的とする新しい教育プログラム。

⁴ アクティブラーニング：教員による一方向的な講義形式の教育ではなく、学生の能動的な学習への参加を取り入れた学習方法のことで、例えば、グループ・ディスカッションやディベート、グループ・ワークなどの技法を取り入れた授業のこと。

精神保健福祉士国家試験の合格率について百パーセントを目指す。

(ウ) 看護学部

- ・看護師、保健師、助産師、養護教諭の専門的職業人の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。

新卒者の国家試験について、看護師百パーセント、保健師百パーセント、助産師百パーセントの合格率を達成する。

イ 大学院課程

- ・学問の進展や地域社会のニーズを踏まえた柔軟かつ高度な大学院課程を構想し、その実現を図る。
- ・看護学研究科では社会人学生の生活実態に即した学修環境の整備とともに、スペシャリストの育成・教育研究者の育成のために教育課程・教育内容を一層充実させる。

ウ 入学者の受け入れ

- ・大学の魅力を発信するとともに、入試方法の工夫や給費奨学金制度の導入等により、留学生や社会人を含み幅広く優秀な学生を受入れ、安定した定員充足を維持する。
- ・全学AOセンターを設置し、入学者選抜の実施体制を整備するとともに、入試方法や入試結果に関する追跡実証研究を行うなど、高大接続改革実行プラン⁵に基づく入試改革を推進する。

エ 成績評価等

- ・GPA⁶を本格的に実施するとともに、基礎データの分析によりその効果を検証し、それぞれの課程における質保証⁷の改善を図る。
- ・学生の能動型アクティブラーニングを促進する教育方法や教育評価法を開発・実践する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・全学的なFD⁸を計画的に実施するとともに、「大学コンソーシアムやまなし⁹」等

⁵ 高大接続改革実行プラン：平成26年12月22日の中央教育審議会答申（「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」）を受けて、翌年1月16日文部科学大臣決定で提案されたプラン。

⁶ GPA：Grade Point Averageの略で、アメリカにおいて一般的に行われている学生の成績評価方法の一種。日本の大学では、従来、優（A）、良（B）、可（C）、不可（D）で成績を評価してきたが、GPAでは、それぞれの教科の単位数と成績を総合した指標を提示する。

⁷ 質保証：高等教育機関が、大学設置基準等の法令に明記された最低基準としての要件や認証評価等で設定される評価基準に対する適合性の確保に加え、自らが意図する成果の達成や関係者のニーズの充足といった様々な質を確保することにより、高等教育の利害関係者の信頼を確立することを指す。

⁸ FD：ファカルティ・ディベロップメント。教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。その意味するところは広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などがある。

を通じて、広域ネットワークを活用した教職員のFDあるいはSD¹⁰の実質化・組織化を実現する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。

(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置

ア 学習支援

- ・すべての学生（外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。）が学習しやすい環境をつくるため、両キャンパスにおいて学生の自主的な学びと相談の場（ラーニングコモンズ¹¹）等を整備する。
- ・学生との対話「学長と語る」を年間複数回実施する。

イ 生活支援

- ・すべての学生が安全・安心してキャンパス生活を過ごすために、学生支援体制の一元化を目指すとともに、相談に適した環境整備を行い、学生に関する支援制度を充実する。
- ・経済的困窮者に対する授業料減免措置を一層拡充する。

ウ 就職支援

- ・個々の能力・適性に応じた就職が可能となるよう、すべての学生に対して、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターシップなどの就職支援活動を積極的に行い、就職率（就職者数／就職希望者数）百パーセントを目指す。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ・「大学が地域を変える、社会を変える」の方針のもと、地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究を推進し、その成果を公表する。また、学外委員を含めた体制でそれらの研究成果を評価する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

ア 研究実施体制等の整備

- ・強力で効率的な地域研究拠点を形成するために、既存の地域研究交流センターと地域戦略総合センターを統合するとともに、学外委員も含めて研究課題を選定し、

⁹ 大学コンソーシアムやまなし：山梨県内の大学、短期大学及び地域社会に対して、大学間相互の連携による多様な交流機会の提供などにより、大学及び短期大学の特色ある発展を支援するとともに、地域の活力向上と地域経済の活性化に寄与することを目的として設立されている。

¹⁰ SD：スタッフ・ディベロップメント。大学等の管理運営組織が、目的・目標の達成に向けて十分機能するよう、管理運営や教育・研究支援に関わる事務職員・技術職員又はその支援組織の資質向上のために実施される研修などの取組の総称。

¹¹ ラーニングコモンズ：図書館や大学などの施設で自学学習をする利用者の利用目的や学習方法にあわせ、図書館資料やICT（情報通信技術）を柔軟に活用し、効率的に学習を進めるための人的な支援を含めた総合的な学習環境のことをいう。

実施する。

- ・利益相反等に関する基本的な方針を企画・立案し、実施する。
- ・本学の特色が活かせる大規模研究に対し、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を継続する。
- ・科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う体制を継続する。

イ 研究活動の評価及び改善

- ・教員の研究業績評価を定期的実施し、その結果を公表する。
- ・外部資金のほか、とくに質の高い研究成果や研究業績を上げた教員にインセンティブを付与する。

3 大学の国際化に関する目標を達成するための措置

- ・国際教育研究センターを全学組織化し、留学や海外研修に関する支援措置を拡充し、学生及び教職員の外国大学との交流を推進する。
- ・協定校の拡大等により、交換留学による海外留学と外国人留学生の受け入れ人数を中期計画期間中に倍増(12人)させる。
- ・外国人教員の比率(外国人教員数/専任教員数)を中期計画期間中に倍増(6.6%)させる。

第3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

- ・地域研究交流センターと地域戦略総合センターの統合など体制を整備し、多様な地域課題に対応した学内外に対する教育プログラムや研究を計画的に実施する。
- ・看護実践開発研究センターにおいて、認定看護師¹²を安定的に供給するとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供する。

1 社会人教育の充実に関する目標を達成するための措置

- ・観光産業を中心とした県民の社会人学び直し事業を制度化し、学内外の人材を活用した社会人教育の充実を図る。また、子育て支援者の養成講座の開催等、資格取得にもつながるリカレント教育¹³を行う。

2 地域との連携に関する目標を達成するための措置

- ・県や自治体、企業、各種団体などと連携し、地域課題をはじめ、国内外の産業や文化事業等に資する研究や情報提供を行い、地域のシンクタンク的な役割を果たす。

¹² 認定看護師：日本看護協会の認定看護師認定審査に合格し、ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有することを認められた者で、水準の高い看護実践を通して看護師に対する指導・相談活動を行うことが期待されている。認定後5年ごとに更新審査が実施される。

¹³ リカレント教育：生涯学習の一環としての概念であり、主に学校教育を終えた後の社会人が大学等の教育機関を利用した教育のことを指す。

- ・産学官民の連携強化により、地域における国際交流や多文化共生社会づくりを積極的に推進する。

3 教育現場との連携に関する目標を達成するための措置

- ・学生の教育ボランティア派遣などの教育支援を行う。また、学校教員や教育関係者との連絡協議会を開催するとともに、出前授業や一日大学体験などを実施する。

4 地域への優秀な人材の供給に関する目標を達成するための措置

- ・国際政策学部においては、全体の県内就職率四十パーセントを達成する。
- ・人間福祉学部においては、全体の県内就職率四十パーセントを達成する。
- ・看護学部においては、全体の県内就職率五十パーセント以上を達成する。

第4 業務運営等に関する目標を達成するための措置

1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ・公立大学等の状況を踏まえながら、理事長選考方法の見直しを行う。
- ・理事長のリーダーシップの下で、ガバナンス機能を強化するために、大学運営のための補佐体制を整備する。

(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置

- ・全学的な人事方針を策定し、多様な任用形態の活用や外国人や若手の積極的な採用を含めた透明かつ公正な人事を実施する。
- ・組織の活性化を図るために、専門性の高い職員を育成し、配置する。
- ・教員の業績評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、学内運営の各領域における優秀な教員にインセンティブを付与する。また、職員についても、人事評価を実施し、その結果を給与等に反映する。

(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置

- ・プロパー職員の採用計画を着実に実施し、専門知識・能力のある人材を育成する。
- ・効果的・効率的な事務処理ができるよう、事務組織及び業務分掌の見直しを随時行う。
- ・他大学との連携協力によるネットワーク型SDに参加する。

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・科学研究費補助金の申請率を向上させ、採択件数及び獲得額の増加を図る。最終年度までに、申請件数95件、採択件数45件を目指す。

(2) 学費の確保に関する目標を達成するための措置

- ・授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。
- (3) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
 - ・管理的業務の一元化等によって経費の削減を実施する。
 - (4) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
 - ・施設・設備等の利用状況を適切に把握し、その効果的な運用管理を実施するとともに、金融資産については、安全確実な運用を行う。
- 3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
- ・自己点検・評価システムの検証・見直しを実施し、法人経営と教学経営の双方の観点から自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表し、改善を図る。
- 4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置
- (1) 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置
 - ・大学ポートレート¹⁴に参加するとともに、地（知）の拠点整備事業等の成果を積極的に発信・提供する。
 - ・大学の広報体制を整備し、ホームページの整備・充実を図るとともに、大学の運営状況をはじめ教職員や学生の教育研究成果を国内外に発信・提供する。
 - (2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
 - ・効果的・効率的な教育環境を維持するため、計画的に施設・設備の修繕を実施する。
 - ・大学の施設等を大学の運営に支障のない範囲で地域社会に開放する。
 - (3) 安全管理等に関する目標を達成するための措置
 - ・学内の安全と衛生を確保するため、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進し、安全・安心な教育環境を確保するため、災害発生時などのリスク管理を強化・充実するとともに、個人情報保護などに関する情報セキュリティ教育を実施する。
 - (4) 社会的責任に関する目標を達成するための措置
 - ・法令遵守、人権尊重、男女共同参画の推進、環境への配慮などへの意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制

¹⁴ 大学ポートレート：データベースを用いた国公立の大学の教育情報を公表・活用する共通的な仕組みとして、大学の教育情報を広く社会一般に公表するもので、国公立大学の大学・短期大学900校以上が参加する教育情報を公表するウェブサイトのこと。平成26年10月から運用が開始された。運営は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力しながら行っている。

を充実するなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。

第5 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

1 予算

平成28年度～平成33年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5,340
自己収入	4,177
授業料等収入	4,159
その他収入	18
施設整備費補助金	0
地（知）の拠点整備事業補助金	67
地（知）の拠点大学による地方創生推進事業補助金	19
受託研究費等収入	42
計	9,645
支出	
業務費	8,598
教育研究経費	1,470
人件費	7,128
一般管理費	943
施設整備費	62
受託研究等経費	42
計	9,645

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額7,128百万円を支出する。（退職手当を除く。）

注1） 人件費の見積りについては、毎年度の現員に人事委員会勧告等に基づき推計。

注2） 退職手当については、公立大学法人山梨県立大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

〔運営費交付金の算定方法〕

標準運営費交付金

・ 支出見込額 - 収入見込額

支出見込額については、平成27年度の実績（見込）額を算出基礎とし、収入見込額については、平成22～26年度の実績平均値を算定基礎とする。

授業料減免率については、公立大学法人の平均値4.4%で見込む。

第一期中期目標期間中採用されていた効率化係数は廃止する。

特定運営費交付金

退職手当等、年度の事情により経費が変動する事業に要する経費（毎年度精査）

注） 運営費交付金は、上記の算定方法に基づき一定の仮定の下に試算したものであ

り、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

2 収支計画

平成28年度～平成33年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	9,813
經常経費	9,813
業務費	8,620
教育研究経費	1,450
受託研究費等	42
人件費	7,128
一般管理費	1,004
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	189
臨時損失	0
収入の部	9,813
經常収益	9,813
運営費交付金収益	5,320
授業料等収益	4,159
受託研究等収益(寄附金を含む)	42
財務収益	0
雑益	18
資産見返負債戻入	189
資産見返運営費交付金等戻入	20
資産見返補助金等戻入	23
資産見返寄附金等戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	145
補助金収益	85
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3 資金計画

平成28年度～平成33年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	9,645
業務活動による支出	8,811
投資活動による支出	634
財務活動による支出	200
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	9,645
業務活動による収入	9,645
運営費交付金収入	5,340
授業料等収入	4,159
受託研究費等収入	42
補助金等収入	86
その他収入	18
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0

第6 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については、山梨県と協議して決定する。

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
	総額	285
		施設整備費補助金(285)
< 飯田キャンパス >		
・ B館屋上修繕	10	
・ B館音響機材更新	5	
・ C館エアコン更新	20	
・ 体育館床張替え	20	
< 池田キャンパス >		
・ 本館冷温水発生機修繕	10	
・ 1号館4階・5階耐震化	170	
・ グループワークスペース	20	
・ 体育館床張替え	20	
< その他 >		
・ 財務会計システム及び人事給与システム更新	10	

注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

注2) 各年度の施設整備費補助金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

第4の1(2)「人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

3 地方独立行政法人法40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
	平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。		
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置			
1 教育に関する目標を達成するための措置			
(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置			
ア 学士課程			
1	建学の理念と教育の目標に沿った人材育成を実現するため、教養教育と学部専門教育を通して、卒業時に修得すべき知識、技能、態度、創造的思考力を備えた学士力を養成する。	<ul style="list-style-type: none"> 前年度に引き続きシラバスの到達目標に対する学生の到達目標達成度と成績との妥当性について自己診断シートの活用を図り教育の内部質保証に向けたPDCAの取り組みを行う。 学士力養成の質保証の検証の一環として、汎用的技能についてPROGによる評価を試行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度もシラバスの到達目標に対する学生の到達目標達成度と成績との妥当性について自己診断シートの活用を図る。 1年次と3年次を対象に後期にPROGテストを実施する予定である。
2	教養教育は、課題発見・探究力、豊かな人間性と広い視野を持ち、様々な知識を現代的課題と関連づけて、主体的に生きる力を培うために、「全学共通科目」と「学部教養科目」によって構成し、全学協力体制のもとで実施する。	平成26年度で達成	
3	専門教育は、各学部の教育目標に沿って個性豊かな地域文化の進展に資する専門的知識と	・No.4～No.10参照	・No.4～No.10参照
(ア) 国際政策学部			
4	国際的な視野で現代的課題をとらえる洞察力、地域社会の諸課題を分析して解決を目指す実践力を養うとともに、法務・経営・会計等の基礎的実務能力を培うことにより、グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に沿った人材育成教育を実現するため、国際政策学部の学部改革(NEXT10)を着実に実施し、特に以下の点を重視して取り組む。 (1) 育成する人材 新たなカリキュラムポリシーを策定し、科目内容の見直しと履修指導の強化を図り、卒業研究の審査、表彰制度の導入を目指す。 (2) カリキュラム改革 ①平成28年度カリキュラム改定に向けて、具体的な科目と教員配置を検討する。②COCとの連携やアクティブラーニングを組み合わせた科目の充実を図る。③能力別クラス編成等による英語科目の充実と英語学習環境の整備。④モンレー国際大学等、新たな連携先との交換留学生や短期派遣プログラムの実施。⑤海外インターシップ先の開拓とカリキュラム化。 (3) 学生確保 推薦制度の新設検討(平成29年度入試)と入試広報の充実 (4) 教員の資質向上 ①新規教員採用による学部教育研究力の充実 ②学部FD研修の充実 (5) 学部の体制強化 ①国際教育研究センターの学部内設置と運用開始による教育研究力の強化 ②新センターと法人との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 国際政策学部の学部改革(NEXT10)は以下の通り計画通り進捗した。 (1) 育成する人材 平成28年度から3コース制を導入することを決定し、そのための新たなカリキュラムを策定し、科目内容の見直しを行った。 (2) カリキュラム改革 ①平成28年度カリキュラム改定のための具体的な科目と教員配置を12月教授会決定に向けて策定した。②地域実践・地域理解を中心とした汎用能力と問題解決力を養成する新たな演習科目を策定した。③能力別クラス編成(英語科目「英語Speaking・Reading・Writing・Listening」)を1・2年生に導入し、ベルクテストによる効果測定を実施した。④モンレー国際大学との夏季語学プログラムを8月に実施した。⑤海外インターシップ先として豪州とのプログラムをカリキュラム化した。 (3) 学生確保 留学生推薦制度の新設・実施を調査・検討した。また、入試問題作成委員会を組成し将来の高大接続への対応整備を図った。 (4) 教員の資質向上 ①国際教育研究センター教員と連携し、学部の教育研究力の充実を図った。 ②新カリキュラム対応のための学部FD研修を実施する予定。 (5) 学部の体制強化 ①国際教育研究センターの学部内に設置し教育研究力を強化することができた。 ②新センターによる国際交流、海外提携の促進ができた。
5	自国及び諸外国の社会・文化について理解を深めるとともに、語学・情報の運用をはじめ国内外での活動に必要な基礎的能力、コミュニケーション能力等を高めることにより、アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。		

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
(イ)人間福祉学部			
6	高度な専門知識と技術、深い共感的理解と問題解決への知的探究心、協働できる力を持つ人材を育成する。	<p>・中期計画に沿った人材育成教育を実現するため、特に以下の点を重視して取り組む。</p> <p>①実践現場との連携を進めながら、教育内容に社会の動向や実践現場の課題を反映させる。</p> <p>②学生の自己学習力や協働する力を高めるため、授業の中に、調査研究・グループワーク・ディスカッション等を積極的に取り入れる。</p> <p>③実習体制を強化し、現場実習の質の向上を図る。</p> <p>④オリエンテーションやクラス担任制を活用し、計画的な履修指導を行う。</p>	<p>・人間福祉学部では、</p> <p>①「生活支援基礎」(建築事務所を経営する建築士が分担任当講師)・「障害と運動」(車椅子ダンサーをゲスト講師)・「保育内容(演劇表現)」(演劇家が担当講師)・「児童養護演習」(児童養護施設長が担当講師)等、実践現場の方々を非常勤講師やゲスト講師として招き、教育内容に社会の動向や実践現場の課題を反映させた。</p> <p>②学生の自己学習力や協働する力を高めるために、「地域ボランティア演習」(学部教養科目)・「福祉コミュニティ基礎演習」(福祉コミュニティ学科)・「ソーシャルワーク演習Ⅰ」(福祉コミュニティ学科)・「人間形成基礎演習Ⅰ」(人間形成学科)・「幼児教育演習」(人間形成学科)等、授業の中に、調査研究・グループワーク・ディスカッション等を積極的に取り入れた。</p> <p>③ソーシャルワーク実習について、社会福祉分野の専任教員に加え、実習指導教員資格を取得した他分野の教員も実習指導を分担した。</p> <p>④新年度オリエンテーションやスタートアップセミナーにおいて、教務委員、クラス担任、各資格免許課程の教員が履修指導を行った。</p>
7	乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、そのらしさを発揮し、生き生きと生活できる「福祉コミュニティ」づくりに主体的実践的に貢献できる人材を育成する。		
8	新卒者について、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の国家試験合格率向上を目指して必要な支援を行う。	<p>・新卒者について、社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験合格率向上を目指し、学部として支援の取り組み(学内模擬試験・過去問題のメール配信・対策講座)を行う。</p>	<p>・新卒者について、社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験合格率向上を目指し、学部として支援の取り組み(学内模擬試験・過去問題のメール配信・対策講座の開催)を行った。</p> <p>なお、平成26年度の国家試験合格状況は、社会福祉士では47名合格(合格率67.1%:全国平均27.0%(福祉系大学等))で全国139校中5位、精神保健福祉士では6名合格(合格率100%:全国平均61.3%(福祉系大学等))で全国50校中1位であった。</p>

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
(ウ)看護学部			
9	<p>人間や社会を看護学的に探究する能力、チームの一員として協働できる能力、看護の対象へ科学的、哲学・倫理的な視点をもって看護実践できる能力を持ち、豊かな人間性を兼ね備えた看護実践者を育成する。</p>	<p>・中期計画に沿った人材育成教育を実現するため、特に以下の点を重視して取り組む。 ①平成26年度改正カリキュラム(卒業単位数131単位以上)が適切に運用されるよう、学生には履修指導を丁寧に行う。教員に対しては、学部の教育の到達目標の3観点がシラバスに反映されるよう、委員会活動を通して周知する。 ②「卒業までに到達すべき技術チェック表」を4年生のすべての実習が終了する11月に回収し、集計・分析し、評価を行う。 ③「看護学実習ワークショップ」等で実習施設との連携を図り、看護学実習の具体的課題を共有し解決に向けて検討を行う。</p>	<p>①平成27年度入学生100名に対しては、特色ある4つの教育課程についてスタートアップセミナーの中で履修指導を丁寧に実施した。2年生、3年生、4年生にはカリキュラムガイダンスを通して履修指導を実施した。教員に対しては、6月にシラバス記載状況を調査し、7月教授会で報告した。記載率は高かった。平成28年度シラバス作成に向けては、科目担当者が学生の授業評価を参考に行った科目別評価に基づき、その成果が到達目標や評価方法の見直しに反映させられようシラバスの内容充実を委員会を通して周知する予定である。 ②4年生のすべての実習が終了する11月に回収、集計、分析し、評価を行う予定である。 ③9月2日に『信頼を得るための5つの当たり前～実習指導者及び教員に必要な人間学～』をテーマに、日本リーダーズ学会代表理事の嶋津良智氏の基調講義を踏まえ、グループワークを実施した。参加者は教員44名(理事を含む)、実習施設の指導者(臨床講師を含む)33名、事務局職員3名、計80名であった。実習指導に必要な信頼を得るための方策について、教員・実習指導者双方の事例を基に検討した。</p>
10	<p>新卒者の国家試験の合格率向上を目指し、看護師国家試験の合格率百パーセント(合格者数/受験者数)を目指す。</p>	<p>・看護師国家試験合格率は100%を目指す。保健師・助産師国家試験合格率は全国平均を上回る。 ・国家試験への取り組みに関して、学生厚生委員会とチューター教員の連携により組織としての支援体制(国家試験模擬試験のフィードバック指導および補講など)を継続する。</p>	<p>・看護師国家試験合格率は100%を目指す。保健師・助産師国家試験合格率は全国平均を上回る計画を達成すべくさまざまな側面からの支援を行っている(詳細は以下)。 ・国家試験への取り組みに関して、学生厚生委員会とチューター教員の連携により組織としての支援体制(国家試験模擬試験のフィードバック指導および補講など)を継続している。模試結果の返却について、正答率の低い問題を具体的に示すなど細かい工夫も取り入れている。</p>

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
イ 大学院課程			
(ア)看護学研究科			
11	看護の特定領域における卓越した看護実践能力と、保健医療福祉チームの連携・協働を促進するための総合的な調整能力を備えた人材を育成する。	・専門看護師38単位化への移行を進めるための共通科目(病態生理学・フィジカルアセスメント)の開講に向けた準備を行う。また更なる看護の質向上に向け、高度実践看護師、看護学研究者、看護学教育者を育成するための博士課程設置に向けた検討を継続する。	・専門看護師38単位化に向けて、共通科目の3科目(臨床薬理学・病態生理学・フィジカルアセスメント)のうち、既に開講している臨床薬理学の他に今年度後期からフィジカルアセスメントの科目を開講した(11月10日～12日の集中講義)。博士課程設置に向けた準備として設置準備委員会を2回開催し、設置趣旨等の明文化を行っている。
12	看護サービスの質向上に寄与するための教育的能力と研究の基礎的能力を備えた人材を育成する。		
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置			
1 教育に関する目標を達成するための措置			
(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置			
ア 学士課程			
(ア)入学者の受け入れ			
13	入試本部を設置し、時代の変化や社会のニーズに合わせて構築した入学者受け入れの方針に基づき、入試方法の工夫・改善に取り組むとともに、入試広報体制の強化と拡充を図る。	<p>・「高大接続改革実行プラン」や大学入試センター試験の改革等を踏まえ、学部のアドミッションポリシーに沿った今後の入学試験の在り方について、入試本部、学部入試企画委員会で具体的な検討を継続する。</p> <p>・平成27年度入試の出願状況・合格状況について県内外出願動向について分析する。</p> <p>・県内高校、県外(長野・静岡)高校への訪問説明を行う。学生が帰省の際、母校を訪ね、大学の広報をする「アンバサダー制度」を充実させる。</p> <p>・入試情報の開示内容と方法について改善を行う。</p> <p>・入試選抜方式別の入学後の成績等を、GPAスコアを活用して学年進行にあわせて追跡調査する。</p> <p>・入学者を対象とした入試に関するアンケートを行い、入学動機等を分析し入試広報に活用する。</p> <p>・人間福祉学部では編入学試験について、定員の見直しを含めて引き続き検討を行う。</p> <p>・出前授業、1日大学体験、高校訪問PR活動を行う。オープンキャンパスを実施するとともに、来学できなかった生徒を対象にミニ・オープンキャンパスを追加実施する。</p> <p>・ウェブサイトの活用調査を行い、高校生に向けた内容の充実を図る。</p>	<p>・入試本部会議(4月13日)において、各学部入試企画委員会で今後の入試改革を踏まえた検討を依頼し、現在各学部入試企画委員会で検討中である。</p> <p>・現在分析を行っている。</p> <p>・県内外の高校を訪問し、説明会および模擬講義を実施している。また、昨年度に引き続き、アンバサダー制度の継続による広報御活動の促進に努めた。</p> <p>・高校訪問時の「想定Q&A集」の更新を行った。</p> <p>・GPAが平成27年度から導入されることに伴い、前期の成績を用いた検討を行う準備を行っている。</p> <p>・平成27年度入学生対象に4月～5月にかけて入試アンケートを実施し、その結果を広報委員会を通して活用できるようにしている。</p> <p>・現在検討を行っている。</p> <p>・進学説明会、出前授業に加え、新たに大学授業公開を年に2回予定し(前期分はすでに実施済み)、PR活動の促進を図った。また、8月29日にミニオープンキャンパスを実施した。</p> <p>・実施に向けて検討中</p>

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
(イ)教育課程及び教育内容の充実			
14	<p>時代の変化や社会のニーズに合わせた教育課程編成・実施の方針に基づき、それに応じた体系的な教育課程を編成する。</p>	<p>・国際政策学部では、カリキュラム改定に向けて、次の5項目を具体化する。①カリキュラム検討委員会において科目と教員配置を検討し、平成28年度カリキュラムに反映する。②COCとの連携やアクティブラーニングを組み合わせた科目の充実を図る。③能力別クラス編成等による英語科目の充実と英語学習環境の整備。④モンレー国際大学等、新たな連携先との交換留学生や短期派遣プログラムの実施。⑤海外インターンシップ先の開拓とカリキュラム化。</p> <p>・人間福祉学部では、小学校教諭免許課程の設置(人間形成学科)や精神保健福祉士課程の指定規則変更(福祉コミュニティ学科)等に伴い、平成24年度に先行的にカリキュラム改定を行った。この平成24年度～27年度のカリキュラム実施について、学部カリキュラム検討会議(学部長・学科長・学部教務委員で構成)および各学科会議で点検評価を行い、必要に応じて改定を検討する。</p> <p>・看護学部では、平成26年度入学生から適用される改正カリキュラム(卒業単位数131単位以上)を適切に運用するために、教務委員会を中心に検討する。</p> <p>・サービラーニングなど地域志向関連科目をカリキュラム上に正式に明示する。</p> <p>・単位取得状況等についてfGPA制度の導入も踏まえて、基礎データを全学的に蓄積する。</p> <p>・授業評価等のデータ活用を図り、教育改善(教員の授業力向上・学生の学びの量的・質的充実)に結び付ける。</p> <p>・平成26年度より改訂を行った「成績評価方法」の記載を中心に、シラバス記載事項の点検を実施し、学部教務委員会等を通じて必要に応じて改善を促す。</p> <p>・コースナンバリングの導入に向けての課題について検討し、ナンバリングの導入のための準備体制を整える。</p>	<p>・国際政策学部では、①平成28年度カリキュラム改定のための具体的な科目と教員配置を12月教授会決定に向けて策定した。②地域実践・地域理解を中心とした汎用能力と問題解決力を養成する新たな演習科目を策定した。③能力別クラス編成(英語科目「英語Speaking・Reading・Writing・Listening」)を1・2年生に導入し、ベルクテストによる効果測定を実施した。④モンレー国際大学との夏季語学プログラムを8月に実施した。⑤海外インターンシップ先として豪州とのプログラムをカリキュラム化した。</p> <p>・人間福祉学部では、学部カリキュラム検討委員会(学部長・学科長・学部教務委員)を開催し、平成27年度教育課程の実施状況(科目履修状況や科目配置、授業名、開講年次など)について点検を行い、検討課題を整理し、平成28年度カリキュラムに反映させる作業を行っている。また、大学COC事業(地(知)の拠点整備事業)の実施に合わせ、カリキュラムの各科目について点検し、地域関連科目等に位置付ける作業を行っている。また、COC+事業の実施に関わり、人間形成学科カリキュラムへの新科目設置の検討に着手することとした。</p> <p>・看護学部では、平成26年度入学生適用の改正カリキュラム(卒業単位数131単位以上)対象の1年生・2年生および平成24年度入学生適用の改正カリキュラム(卒業単位数128単位以上)対象の3年生・4年生に対しても、カリキュラムが適切に運用されるよう、カリキュラムガイドでの履修指導(4月)やシラバス記載状況調査(6月)を実施した。今後はシラバス内容の充実を図るために、特に1～3年生の看護技術修得に関わる演習科目について、科目担当者間で情報交換などを通して、自らが担当する科目の見直しや気づきにつながるようなミニFDを提案する予定である。</p> <p>・単位取得状況等についてfGPA制度を導入し、基礎データを全学的に蓄積している。(全学教育委員会)</p> <p>・地域志向関連科目については、シラバスシステムのカリキュラム一覧表上で「地域科目」「地域実践科目」「地域課題関連科目」が明示されるようになった。また、検索機能を用いてこれらの科目を検索することにも対応した。</p> <p>・今年度前期科目から全学部fGPAが導入された。看護学部教務委員会では、9月教授会において1～4年生までの全学生の前期科目のGPAについて一覧表で報告した。平成26年度末に1.5未満の学生にはチューター担当教員を通して、後期科目履修登録までに修学指導を実施することを教授会で申し合わせていたが、該当の学生はいなかった。教授会で説明用に配布した資料は回収したが、これらのデータは事務室にて閲覧できるようにした。</p> <p>・これまで刊行し学内サイト掲載をしてきた『学生授業評価に基づく授業改善取り組み事例集』を、授業改善に向けて、教員・非常勤職員間で活用するように周知をしている。</p> <p>・「成績評価方法」の記載を中心に、シラバス記載事項の点検を実施した。</p> <p>・平成27年9月の第5回全学教育委員会においてコースナンバリングの原案について協議を行い、その上で、10月の各学部・学科・部会において意見聴取を行った。これを受け、10月の第6回委員会においてナンバリングの振り方について決定をみた。今後、平成28年度からの導入に向け各学部・学科・部会にナンバリングの実施を依頼することになった。</p>

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
15	<p>教養教育は、全学共通科目及び学部教養科目によって重層的な展開を図る。</p>	<p>・全学共通科目の履修状況および単位取得状況などについてデータの収集・分析を通じ、GPA、GPCによる学修状況、成績評価の分析を継続的に行う。</p>	<p>・全学共通科目の履修状況および単位取得状況などについてデータの収集・分析を通じ、GPA、GPCによる学修状況、成績評価の分析を行っている。</p>
16	<p>教育目標を達成するために、現行の教育課程の評価と改善に努める。</p>	<p>・国際政策学部では、専門科目の履修状況等について分析し、教育課程の体系における諸科目の配置について点検・整備し、平成28年度カリキュラムに反映する。</p> <p>・人間福祉学部では、学部カリキュラム検討会議(学部長・学科長・学部教務委員で構成)および各学科会議で、平成26年度カリキュラムの実施状況(科目履修状況や科目配置等)について点検評価を行い、改善点を検討する。</p> <p>・看護学部では、「自己診断ワークシート」(教員の行った成績評価と学生の行った授業評価アンケートの到達目標達成度評価の関連性の診断)の有効性を伝え、活用とその結果を次期シラバスの見直しに反映できるよう、教務委員を通じて各教員に周知徹底を図る。</p> <p>・学部・学科の専門性や特性を基盤とし、地域の中核的人材育成を意識した履修モデルを示し、履修指導を行う。</p> <p>・教職課程教育において、サービスマーケティングやボランティア活動、教育実習等を通じて学校との連携を図り、教職指導のさらなる充実を図る。</p> <p>・山梨県立大学教職課程教育実習運営協議会を設置し、教育委員会や学校等との連携を図り、組織的・計画的な教育実習等の運営・実施を図る。</p>	<p>・国際政策学部では、平成28年度からの3コース制の導入により、教育体系における演習などの諸科目の配置について点検・再編し、平成28年度カリキュラムに反映する。</p> <p>・人間福祉学部では、学部カリキュラム検討委員会(学部長・学科長・学部教務委員)を開催し、平成27年度教育課程の実施状況(科目履修状況や科目配置、授業名、開講年次など)について点検を行い、検討課題を整理し、平成28年度カリキュラムに反映させる作業を行っている。</p> <p>・看護学部では、今年度継続して「自己診断ワークシート」(教員の行った成績評価と学生の行った授業評価アンケートの到達目標達成度評価の関連性の診断)の有効性を伝え、活用とその結果を次期シラバスの見直しに反映できるよう、教務委員を通じて各教員に周知徹底を図る予定である。</p> <p>・国際政策学部では、平成28年度からの3コース制の導入により、来年度SUSにおける履修指導につき見直しをする。</p> <p>・人間福祉学部では、新年度オリエンテーションやスタートアップセミナーにおいて、教務委員、クラス担任、各資格免許課程の教員が、履修時間割表モデル(1～4年生対象)などを示して、履修指導を行った。</p> <p>・看護学部では、年度当初のカリキュラムガイダンスにおいて、4つの教育課程(看護師・保健師・助産師及び養護教諭一種免許)を示し、教育内容、履修方法の説明、履修計画の立て方等について履修指導を行った。</p> <p>・平成25年度に開設した「教職サービス・ラーニング(中・高・養)」(2年次科目)は、平成26年度に実施年に至り、甲府市等の県内5市町教育委員会の協力を得て、担当指導主事を招いて説明会や報告会を実施した。本年はさらに連携する教育委員会数が増えたことから、説明会の授業回数を増やして、指導の充実を図った。</p> <p>また、平成26年度に「特別支援学校現地演習」(2年次科目)を新設し、これまで単位化されていなかった「介護等体験」について、特別支援学校体験の部分で単位化を図った。本年度は実施年となり、非常勤講師を当てて事前・事後指導の充実を図った。</p> <p>・平成27年度は初めて、5月に第1回教職課程教育実習運営協議会、7月に第1回同連絡協議会を開催し、連携する県市町教育委員会や実習校の担当者・教員を招いて、小・中・高・養護教諭課程の実習受入や実習運営に関する協議を行った。</p>

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
17	研究機関・企業等との連携のもとに、学生が地域に出向き、地域に根ざした実学・実践重視の教育を受けることができるよう体制づくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・人間福祉学部の各資格免許課程(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・幼稚園および小学校教員)の実習体制を強化し、実習教育の点検評価と改善に努める。 ・実習施設との連携強化を図り、臨床講師を中心とした実習指導のあり方について「看護学実習ワークショップ」等により検討する。 ・専門職連携教育をフィールドに出て実践し、大学と地域とが協働しながら実学教育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学部実習連絡会議(学部長と各課程実習担当者)において、実習教育のスケジュールと対応について点検、改善策を検討、実施するところである。 ・「看護学実習ワークショップ」(9月2日開催)において『信頼を得るための5つの当たり前～実習指導者及び教員に必要な人間学～』をテーマに基調講義・グループワークを行い、実習指導者に求められる信頼を得るための基礎知識とそのスキルについて検討した。 ・山梨大学医学部と連携し、8月24日～9月11日まで(平日)の1日を、本学部3年生と山梨大学医学部医学科・看護学科生がペアになり、在宅診療(協力医療機関8施設)への同行訪問を行なった。オリエンテーション、学内での演習、修了後の報告会までの一連のプロセスから、学生は在宅療養・多職種協働の意義について深い学びを得た。
18	社会活動等に関する学生の自主的学習の成果を単位として認定する仕組みを充実する。	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスマーケティングA・Bの継続と総合政策特講による地域連携とアクティブラーニングを組み合わせた科目を実施する。 ・語学(英語)科目の能力別クラス編成や、COC関連科目との連携と海外インターンシップを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスマーケティングA、Bと総合政策特講は予定通り実施した。平成28年度カリキュラムでは、実践演習科目として、プロジェクト型インターンシップ・PBL形式で行う。また、国際理解演習の中に各国に関してテーマを持ち主体的に調査などを行い理解を深める、PBL形式での実施を推進するように体系化した。 ・英語基礎科目は能力別の3クラス制に移行が完了した。COCと関連付けた地域実践的な総合政策特講を実施した。また、昨年度に引き続きオーストラリアでの海外インターンシップ(現地商工会議所と連携)を2月に実施する予定。
19	学部間の連携のもとに、専門分野を横断するような学際的、総合的な教育を推進する。	看護学部・人間福祉学部の合同による専門職連携教育や大学COC事業の実施を踏まえ、学部間連携のさらなる展開について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は、山梨大学医学部医学科・看護学科生との合同の専門職連携教育を7月11日(土)、8月24日～9月11日まで(平日)の1日、9月26日(土)の報告会を実施した。在宅療養者の訪問診療から多職種協働の意義・必要性等について検討した。(No.17参照) ・人間福祉学部では道志村をフィールドとした連携教育を終了し、その内容について、「ソーシャルワーク演習Ⅴ」において取り扱うこととした。
20	大学コンソーシアムやまなしの単位互換事業等を積極的に活用する。	大学コンソーシアムの単位互換制度について、オリエンテーションやその他の履修機会に学生への一層の周知を継続する。	大学コンソーシアムの単位互換制度について、オリエンテーションや掲示板への掲示を通じ履修機会に学生への一層の周知を行っている。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
(ウ)成績評価等			
21	教育評価方法についてGPA制度の導入等により適正化を図る。	・GPA制度の導入に合わせ、基礎データの収集・分析に基づいて学生に対する修学指導を実施し、全学導入に伴い生じた課題の対応について検討する。また、工程表に沿って「制度の運用・活用(案)」の作成・検討・承認の手続きを進める。	・GPA制度の導入に合わせ、基礎データの収集・分析に基づいて学生に対する修学指導を実施した。また今後、全学導入に伴い生じた課題の対応について検討する。さらに「制度の運用・活用(案)」について検討する。 ・看護学部ではGPA制度の導入に合わせ、基礎データの収集・分析に基づいて学生に対する修学指導体制を整え、「(修学指導の流れ図)作成」平成26年度第12回定例教授会で全教員に周知した。
22	全科目の到達目標・成績評価基準をシラバスで公表する。	平成25年度で達成	
イ 大学院課程			
(ア)入学者の受け入れ			
23	入試本部を設置し、時代の変化や社会のニーズに合わせて構築した入学者受け入れの方針に基づき、入試方法の工夫・改善に取り組むとともに、入試広報体制の強化と拡充を図る。	・アドミッションポリシーを踏まえた入試方法を検討する。 ・入学者を対象とした入試に関するアンケートを行い、入学動機等を分析し入試広報に活用する。 ・オープンキャンパスの充実や県内施設への説明会の実施など、広報委員会と連携し広報活動の充実を図る。	・アドミッションポリシーに沿って、平成28年度第Ⅰ期入学試験を10月17日(土)に実施し、5名の合格者が決定した(一般選抜試験者1名、社会人選抜試験者4名)。Ⅱ期入試(平成28年1月23日)を予定している。 ・入学者を対象とした入試に関するアンケート調査はまだ実施していないため、早急に実施する予定である。 ・県内施設や近県ならびに修了生の就職先等に募集要項等を郵送・配布し、また県内施設へのちらしの配布及び大学HPに掲載し、オープンキャンパスや入試広報に努めた。また大学全体のオープンキャンパス(7月25日、26日)にブースを設置し、計2名の参加を得た。大学院単独のオープンキャンパスの第1回目を8月7日(金)に実施し、9名が参加した。さらに県立中央病院の要請に応じ、10月29日に出張オープンキャンパスを実施するとともに、11月6日に第2回オープンキャンパスを実施する予定である。
24	社会人の受け入れを積極的に行う。	・社会人入学生へのアンケート調査結果を活用し、長期履修制度や履修方法等に関する課題について検討する。	・社会人入学生を対象としたアンケート調査は今後実施する予定である。
(イ)教育課程及び教育内容の充実			
25	時代の変化や社会のニーズに合わせた教育課程編成・実施の方針に基づき、それに応じた体系的な教育課程を編成する。	・NO11参照。博士課程設置に向けた教育内容及び教育課程の編成について検討する。	・No.11参照。その他、看護学研究科博士課程設置準備委員会で検討している。
26	教育目標を達成するために、現行の教育課程の評価と改善に努める。	・院生・教員・修了生へのアンケート結果、院生と教員との意見交換会による情報などを活用して、現行の教育課程の評価と改善に取り組む。	・修了生や在院生のニーズに合わせ、今年度に開講する『フィジカルアセスメント』の科目を集中講義として組み入れ、また、非常勤講師による科目開講はできる限り、早めの授業予定を通知するように努めた。
27	専門看護師養成課程の充実を図る。	・専門看護師養成課程修了者の資格取得の支援や、資格取得後の更新申請に向けた支援をするために、看護実践開発研究センターと連携して有資格者による勉強会を開催する。さらに、未開講分野で専門看護師課程を開講できるか検討する。	・看護実践開発研究センターと連携し、専門看護師課程の修了生3名を対象に専門看護師資格審査に向けた支援の勉強会を6回(5/25、6/15、7/14、8/10～12)に実施し、第一次審査を全員が合格した。10月30日の第二次審査に向けて、個別支援を行っている。
(ウ)成績評価等			
28	修了認定・学位授与の方針を公表し、厳格に運用する。	平成25年度で達成	
29	全科目の到達目標・成績評価基準をシラバスで公表する。	・GPA制度の導入に合わせ履修指導体制のあり方等について整理する。 ・GPA制度並びに成績評価基準について院生に周知するとともに、周知の状況を点検する。	・GPA制度並びに成績評価基準について、全学教育委員会の資料をもとに大学院用に作成し、教授会で説明するとともに大学院生全員に通知した。 ・上記参照。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置			
1 教育に関する目標を達成するための措置			
(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置			
ア 教職員の配置			
30	教育研究の進展や社会の変化、ニーズに対応できるように、適切な教職員の配置に努め、教職員の相互協力体制を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究の進展や社会の変化等を適確にとらえ、適切な教職員配置に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長が平成27年度人事方針を定め、教育研究の需要に合わせた人員配置をした。各学部における補充人事に関しても公募により優秀な人材(外国人含む)を得ることができた。また、教職員の資質能力・業務能力の向上や相互協力体制の維持のため、各種のFD・SD研修を実施し積極的に参加させた。
31	企業、行政や医療・福祉機関等の大学外の人材を活用する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度も継続して臨床講師の発令を行うとともに、臨床講師等対象の研修を実施し、実習指導体制の充実を図る。 大学運営に学外からの視点を取り入れるため、アドバイザーボード委員による講演会を企画・開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度臨床講師として128名の発令を行った。本学部専任教員の授業科目(専門科目)の聴講及び「実習ワークショップ」への参加等、臨床講師を中心とした実習指導者の力量形成に向け、実習指導体制の充実を図っている。 アドバイザーボード委員増員の可否、講演会等の実施時期について検討中である。
32	外国語教育等の充実強化のため、外国人専任教員の採用を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 国際教育研究センター専任教員の採用やイングリッシュオンリークラス、イングリッシュコンテンツ科目の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際教育研究センターは4月より専任教員1名を配属し運用がスタートできた。語学教育や外国語現地演習(モントレー大学院)の運営を担当した。
33	臨地実習の充実を図るため、病院などの臨地と大学において、人材の相互交流を行う。	<ul style="list-style-type: none"> No.31参照 主たる実習フィールドである県立中央病院との「包括連携協定(平成26年8月締結)」を踏まえ、共同研究の推進ならびに大学教育、院内教育等において双方の専門性を活かした人材交流を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> No.31参照。また今年度は、中央病院との「包括連携協定」締結2年目を迎えているため、学長PJ研究の一環として位置づけ、共同研究の本数をさらに増加させると共に、看護部学術集会の共同開催及び新たに「教育と臨床との連携強化に向けた調査」を共同研究として実施するなど、学部・研究科を挙げての取り組みを図っている。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
イ 教育環境の整備			
34	学習環境整備計画を策定して、教育環境の安全性・快適性・利便性の一層の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・学習環境整備や高額教育備品等の整備に関して、学生の要望や老朽化等を踏まえ、県からの施設整備費補助金や目的積立金の活用などにより、計画的に整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報教育・学習環境整備、アップデートのため、教育情報機器の定期的な更新を図っている。今後、目的積立金を活用し、池田キャンパス4号館の自習室の整備を行う。また、教育備品についても目的積立金を活用し整備を行う予定である。
35	図書館での学習環境や学術情報の整備、提供を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・学術機関リポジトリを充実させる。 ・看護図書館におけるグループワークに対応した学習支援スペースの実現可能な方法について検討する。 ・県立大学図書館におけるラーニングコモンズの実現可能性について検討する。 ・県立大学図書館の開館時間延長の試行結果を踏まえ、開館時間延長を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度第1回学術情報委員会において決定した運営方針に基づき、7月10日、委員長(図書館長)名で全教員にリポジトリ掲載資料の提供依頼を行った。平成28年1月を締め切りとして受け付けを行っている。 ・これまでの調査・検討結果を踏まえ、看護学部図書委員会(11月開催)で学部としての意見集約を行う予定。その結果を図書館運営委員会で協議し、具体的な進め方について検討を進める。 ・公立大学協会図書館協議会を通じて関東・甲信越地区加盟館を対象にラーニング・コモンズの設置状況について調査を行い、その結果及び先進館の資料を図書館運営委員会に報告した。 ・平成27年4月14日(火)より21時30分までの開館時間延長を実施している。
ウ 教育の質の改善			
36	FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動の基本的な方針を明確に示し、学士課程における専門教育と教養教育及び大学院課程における特徴を踏まえたFD活動を展開する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各学部等の責任者が参加する全学FD委員会で、全学的なFD活動の企画・実施・総合調整を行う。 ・各学部等では、教員による相互授業参観、FD研修会等自主的なFD活動を行う。特に学部間の参観も強化していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全学FD委員会では、年間の方針に基づいて活動計画を立案し、計画にそって定期的に委員会を開催している。その際には、毎回各学部・研究科等のFD活動の情報交換を行い、全学的なFD活動の企画・実施・評価を行っている。 ・相互授業参観は3学部で、年間を通した実施計画を立てて推進している。各教員は授業参観による学びを活かして、授業改善に取り組んでいる。
37	学生による授業評価を継続実施し、その結果を公表するとともに、教員の授業改善につなげる現行の評価システムを充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎学期、学生による授業評価を実施し、結果の概要をホームページにより公表する。 ・現行授業評価システムの一層の充実化を図り、各教員の授業改善と学生の学びを支援する。 ・学部等の責任者が、学生授業評価の学部等別結果、所属教員による自己評価結果を踏まえて、学部等としての総括を行う。 ・全学FD委員会が、学部等の総括を踏まえながら、全学的な結果の評価、学生授業評価の活用方策などを検討し、各学部等に還元する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期授業評価を実施し、各教員に結果表を返却した。10月の学部教授会において集計結果を報告後、ホームページ上に公表する予定である。 ・5月8月授業評価部会を開催し、前期及び後期授業評価実施に関わるうち合わせを行った。11月以降、今後の授業評価実施及び情報発信に関する授業評価部会での検討結果を全学FD委員会に報告し、授業評価の円滑な活動を推進していく予定である。 ・10月半ばに、授業評価結果に関する科目別自己評価用紙の回収を完了し、11月の学部教授会において、各学部長・部会長が総括内容の説明を行う予定である。後期については、3～4月初旬に回収を行い、次年度4・5月の各教授会に於いて総括内容の説明を行う予定である。これまでと同様に、授業評価アンケートの自由記載における『学んだこと』等を3学部で共有し、授業改善に活用して行く予定である。 また、看護学研究科においては、前後期・通年授業評価を学部とは別時期に行い、次年度4・5月に総括内容を説明する予定である。 ・11月の全学FD委員会において、各学部・部会における授業評価総括に基づき、今後の授業改善方針及び授業評価の有効活用について審議を行う予定である。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
38	<p>全教職員のFD・SD(スタッフ・ディベロップメント)活動への参画意識を高め、組織的な取り組みを推進するために、FD・SD研修会を定期的 に開催する。</p>	<p>・全教職員を対象としたFD・SD研修会や学内他委員会・部会等と連携したFD・SD 研修会を行う。</p> <p>・教育活動の公表と教育改善に関するFD研修会を開催する。</p> <p>・新任の教職員を対象として、年度初めに「新任教職員研修会」を行う。</p>	<p>【人権等に係るFD・SD研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月29日「ハラスメント:こんな時どうするー相談から解決までー」をテーマに、人権委員会が主催でFD・SD研修会を開催した。参加者は115名(役員5名、職員24名、教員82名、学生4名)であった。 ・10月28日「学校をめぐる諸問題と法的対応～教職員相互間のトラブルと大学の関わりを中心～」をテーマに、役員・教授職の教員及び事務局の課・室長以上の職員を対象とする人権委員会主催のFD・SD研修会を開催し、出席者は33名(役員5名、教員21名、事務6名)であった。 ・8月5日保健センター運営委員会との共催で「発達障害のある学生への修学支援-大学は何をどこまでやるべきか-」をテーマにFD・SD研修会を行った。参加者は109名(総合政策9名、国際コミュ 12名、福祉コミュ15名、人間形成8名、看護39名、事務・役員20名、学生その他6名)であった。 <p>【研究に係るFD・SD研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月5日「採択される科研費申請書の書き方」をテーマに、科学研究費助成事業研修会としてFD・SD研修会を行った。参加者は61名であった。 <p>・平成28年2月16日に授業評価分析結果からの課題を踏まえて、授業改善に関する全学FD研修会を計画している。研修会企画に関しては、年間計画に位置付け、周知を行っている。</p> <p>また、教育活動の公表については、No.37の記載にあるホームページの公表と平成26年度FD活動報告書を作成し公開した。</p> <p>・4月23日新任教職員研修会を開催し、出席者18名(参加率94.4%、1名欠席)、研修会を通しての満足度は95.5%で、昨年度と同様に高い結果であった。</p>

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置			
1 教育に関する目標を達成するための措置			
(4) 学生の支援に関する目標を達成するための措置			
39	学生相談窓口を設け、学内諸機関との連携を図り、学生相談体制を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> 学生相談窓口の活用をオリエンテーションや学生便覧で周知し、利用を促進する。 クラス担任会・チューターミーティング、学生支援検討会等を開催し、学生の問題について情報交換を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 新入生オリエンテーション、各学年オリエンテーション及び学生便覧で周知している。 月に1回、事務局関係部署において学生支援検討会を実施し情報共有後、必要に応じて学科へ情報提供している。
ア 学習支援			
40	適切な履修指導の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 教育本部で平成28年度版オリエンテーション企画基準を作成する。 各学部において検討を行った修学指導体制に基づいて実際の修学指導を実施し、その成果と課題について検証を行い、修学指導体制の改善を図る。 チューター、クラス担任やゼミ担当教員を中心に、全教員が連携しながら、必要な学習支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 10月22日の教育本部会議において協議し、11月の教育研究審議会に報告予定である。 各学部において検討を行った修学指導体制に基づき、修学指導を実施した。指導実施にあたり、学生のGPAを事務局から学科等へ提供する時期について検討を行った。指導実施をより効果的に行うために必要なGPAデータを作成するためのシステム改修について検討を行った。 各学科会議等において学生動向を報告するとともに、GPA制度で評価の低い学生や就学態度に問題がある学生に対しチューターやクラス担任、ゼミ担当教員が必要な学習支援を行った。 チューター、クラス担任やゼミ担当教員を中心に、全教員が連携しながら、必要な学習支援を行なっている。
41	学生ニーズを把握し改善に向けた適切な対応を行うとともに、学生支援全般に関わる学生の満足度調査を実施して満足度の評価を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 学部、学生自治会、学生相談窓口等を通して、学生のニーズを把握し、学生支援の改善を図る。 学生満足度調査を継続して実施する。また課題を明確にして、改善策を検討し、学生満足度の向上に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 6月に学長と学生の対話を各キャンパスごとに行い、学生の要望等を聞き各関係部署と協議し対応を検討した。 また、飯田キャンパスでは、学生自治会と大学(各学部長、事務局)の意見交換会をH28.1月に実施予定。 平成26年度の調査結果に基づき課題の検討を行った。平成27年度は12月から実施予定。
42	学生の自主学習活動の支援を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 自主学習活動への支援の要望を、学生自治会・学生相談窓口等を通して把握し、支援の充実を図る。 キャリアガイダンスを通じて、キャリアの考え方、働くということの意味、職業選択について、県内施設のインターンシップ情報、病院説明会、国家試験模試のフォロー、公務員試験対策講座への紹介などを通じて資格取得、国家試験などに向けた学生の自主学習活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 飯田キャンパスでは、学生自治会と大学(各学部長、事務局)の意見交換会を1月に実施予定。 4月と9月に就職試験対策講座説明会を実施した。 キャリアガイダンスを通じて、キャリアの考え方、働くということの意味、職業選択について、県内施設のインターンシップ情報、病院説明会、国家試験模試のフォロー、公務員試験対策講座への紹介などを通じて資格取得、国家試験などに向けた学生の自主学習活動を支援する。今年度は、看護協会の就職ガイダンスに2年生全員が参加できる方法を工夫し、県内の医療・福祉施設への見聞を広める計画にしている。
43	成績優秀者に対する表彰や授業料の減免制度を導入する。	平成26年度で達成	

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
イ 生活支援			
44	<p>保健センターを設置し、学内諸機関と連携しながら、メンタルヘルスをはじめ学生の健康支援を全学的総合的に進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回のチューターリーダー会において、各チューターの年度計画や課題を報告し合い、学生支援に関するチューター間の情報交換を行う。メンタルヘルスや健康支援などを含む。 ・学生支援を中心とした関係部署(学生支援担当、キャリアサポートセンター等)と連携し、研修会の開催や研修の伝達等を通し、学生支援における関係者のスキルアップを図る。 ・学生健康管理システム(電子化)の運用を図り、情報を学生の心身の健康管理(保健指導)に活用するとともに、健康管理データの蓄積をする。 ・健康調査を行い、身体とこころの健康支援をする。 ・学生の精神健康調査、学生メンタルヘルス相談を実施するとともに、支援のための調査研究を引き続き行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回のチューターリーダー会において、各チューターの年度計画や課題を報告し合い、学生支援に関するチューター間の情報交換を行う。メンタルヘルスや学習支援や健康支援などを含む。 ・月1回程度、学務・教務等の担当者、キャリアサポート、保健センターが集まり、学生支援のための情報交換や伝達研修を行い、連携の強化やスキルアップを図っている。また、FD委員会と共催し、「大学生における発達障害を学ぶ研修会」を開催(8月5日)し、教職員103名、学生その他6名が参加した。 ・学生の健康診断結果などの健康データを蓄積し健康管理や保健指導に活用するため、健康管理システムの導入に向けて業者と調整を行っている。現在、業者の対応が遅延しており、導入時期も遅延する見込みである。 ・年度当初に、全学年を対象に健康調査、1年生及び看護学部を対象にこころの健康調査を実施した。こころの健康調査については結果を返却し、希死念慮のある学生等については面接やメール等で状況を確認し、支援を行っている。また、健康調査で気になる学生は、健診結果返却の際の相談やメールによる状況確認を行っている。 ・こころの健康調査結果を基に、支援が必要な学生についてはメンタルヘルス相談につなげた。相談を利用しやすくなるため、メールによる申込みを開始したところ、数人の新規利用があった。学生の居場所づくりとして気ままタイムを開始し、数人が利用している。こころの健康調査を用いた学生支援のあり方については引き続き調査研究を行っている。
45	<p>学生の自主活動(自治会活動・サークル活動など)のための施設設備の充実など支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生から自主活動等のための支援の要望を開き、内容を検討したうえで対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の学生からの要望に対応し、C館入り口にスロープを設置し、扉については春休みに改修を行う予定である。人口肛門を使用している学生に対応し、A館1階多目的トイレを改修し、オストメイトトイレとした。飯田キャンパス学生自治会から要望があるロッカーの設置について検討している。 ・池田事務室において、10月15日に学生と事務局とでランチミーティングを行い、ニーズの把握に努めるとともに意見を交換した。参加者は、学生6名(自治会2、生協学生委員会2、聖灯祭実行委員会2)、事務局7名の計13名。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
46	<p>人権に関わる学生からの相談体制を強化し、ハラスメント等の人権侵害に関する学生アンケートや教職員研修会を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントの防止に関する冊子を学内で配布し啓発活動を継続するとともに広報体制の充実を検討する。 ・各キャンパス、各学部相談員を配置するとともに、電話による学外相談窓口を期間限定で開設し、ハラスメントの防止を図る。 ・学生および全教職員を対象としたハラスメントに関するアンケートを実施し、現状を把握して人権侵害の防止に努める。 ・全教職員を対象とした研修会や幹部教職員研修会を開催し、本学の人権侵害防止に関する理解を深める機会とする。また、困難事例や新たな課題への対応については専門家を招聘し、本学の人権侵害防止活動の充実を図る。(No.121参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月のオリエンテーション時にハラスメント防止のためのリーフレット「ハラスメントをゆるさない大学」を学生に配布済みである。学内広報の充実に向けて、啓発ポスターの掲示、大学HPの内容更新を行った。 ・各キャンパス、学部に相談員を設置してある旨、4月のオリエンテーションにて説明を行った。学外相談窓口については、電話よりは面談によるものの方が、より効率的と考えられるので、県弁護士会と連携し、教職員・学生が弁護士会館に出向き、相談費用の一部を大学が負担する形での、常設の学外相談窓口を今年度中に設置する方向で準備を進めている。また、夜間など時間的に余裕がある時に相談できるよう、大学HP上での相談窓口を今年度開設予定である。 ・学生・教職員アンケートの実施については、後期に検討する予定である。 ・人権委員会主催の全学キャンパス・ハラスメント防止研修会を7月29日に実施した(参加者115名)。幹部教職員研修会は10月28日に実施した(参加者 33名)。困難事例は、前期には発生していないので、学外専門家の招聘・助言指導は行っていない。
47	<p>経済的困窮者に対する授業料減免制度を導入し、学生の経済支援を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料減免制度の拡充に向けて、次期中期目標期間の運営費交付金の増額について設立団体と協議するとともに、平成27年度については目的積立金を活用して適切な支援拡充措置を講ずる。 ・奨学資金の給付及び貸与制度などの情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的積立金を活用した予算額434万円の増額を確保し、減免者数も延べ人数34名増加した。 【減免実績】 H27前期 半額減免66名 H27後期 全額減免2名、半額減免63名 ・日本学生支援機構採用説明会 2回 返還説明会 1回を実施した。また、留学説明会の中で、奨学金制度の情報提供したほか、仲田財団法人人材育成奨学金他、民間奨学金の情報提供を順次実施している。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
ウ 就職支援			
48	<p>キャリアサポートセンターを設置し、学生の進路支援を全学的総合的に進める。</p>	<p>・キャリアサポートセンター業務計画の内容に沿ったキャリア形成、就職支援を企画し実施する。</p> <p>・正課外のキャリア形成の全学的取り組みについてキャリアサポートセンター運営委員会で企画し実施する。</p> <p>・企業等との情報交換会へ参加する。また、企業等と学生との交流する機会を設ける。</p> <p>・甲府新卒応援ハローワーク、ジョブカフェと連携し、学内での就職支援のための相談業務を継続的に行う。</p>	<p>・キャリア形成支援では、キャリアデザイン、インターンシップを実施し、10月に広告協会秋季セミナーを実施する。就職支援では、4年生の就職活動支援(学内説明会)、公務員志望者向けの就職試験対策講座、模擬集団討論を実施した。後期から3年生の就職活動に向けた学内ガイダンスを実施する。</p> <p>・運営委員会を4回開催し、事業実施状況、就職状況等について意見交換をした。</p> <p>・県内での就職面接会へ6回、都内での名刺交換会へ1回参加した。県内中小企業への取材を2名が行い、県内企業訪問バスツアーへ1名が参加した。11月に学内で県内中小企業経営者との交流会を開催する。</p> <p>・甲府新卒応援ハローワークの出張相談を延べ57名、ジョブカフェの出張相談を延べ57名が利用している。甲府新卒応援ハローワークと協力し、7月に公務員試験対策の模擬集団討論、5事業所を集めて福祉職説明会を行った。利用案内をメールで配信している。</p>
49	<p>地域産業界をはじめ教育機関、医療・福祉機関、行政機関等と連携し、インターンシップ制度の充実を図る。</p>	<p>・企業等と連携し従来の短期インターンシップとともに長期インターンシップも取り入れ内容の充実を図る。低年次からの参加を促進する。</p> <p>・学内ガイダンスの際、県内医療施設等でのインターンシップ参加の促進を図る。</p>	<p>・42名の学生がインターンシップに参加した。2年生が17名参加した。事前研修と成果報告会でグループワークによる業界研究を行い職業理解の向上を促した。</p> <p>・学内ガイダンスの際、県内医療施設等でのインターンシップ参加の促進を図る。今年度は、12月24日に開催される山梨県看護協会の就職ガイダンスに2年生全員が参加し、県内の医療・福祉施設への見聞を広める計画にしている。</p>

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
50	就職支援体制の充実を図り、百パーセントの就職率(就職者数/就職希望者数)を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・学内でのガイダンス、セミナーを企画しキャリア形成、就職活動の支援を行う。 ・体系的なキャリアガイダンスを継続して行う。(看護学部) ・進路資料相談室の資料の充実と相談員による就職支援を継続する。(看護学部) ・学部内で就職情報の一元化を図り、就職支援体制の整備を行う。(看護学部) ・山梨県内の病院等施設における奨学金制度に関する情報を、進路相談室の特設コーナーにおいて学生に情報提供する。 ・在校生が卒業生(県内就職)や内定(県内内定)学生からアドバイスを聞く機会を設け、県内就職率の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月に4年生向けの就職ガイダンスを実施、4月と9月に就職試験対策講座説明会を実施した。学内での個別企業説明会を行っている。 ・体系的なキャリアガイダンスを継続して行っている。今年度も5回実施予定になっており、4年生、3年生がすでに終了。1年生、3年生(2回目)は来年1月に予定。2年生は、12月24日に開催される看護協会の就職ガイダンスに2年生全員が参加し、県内の医療・福祉施設への見聞を広める計画にしている。 ・進路資料相談室の資料の充実と相談員による就職支援を継続する。今年度より、新しい相談員をが対応しており学生には大変好評である。 ・学部内で就職情報の一元化を図り、就職支援体制の整備を行っている。7月より、就職決定の情報を学部長、学生厚生委員長、事務室で共有している。今後、チュータ教員との連携を図り、就職支援につなげていく予定。 ・県医務課が集約している山梨県内病院等施設における奨学金制度情報を、進路相談室の特設コーナーにおいて、学生やチューター教員に情報提供をおこなっている。 ・山梨県内の病院等施設における奨学金制度に関する情報を、進路相談室の特設コーナーにおいて学生に情報提供しており、チューター教員にも伝達している。 ・内定者(企業、公務員)との交流会を実施する予定。内定者の就職活動報告をセンター内、学内ポータルサイトで3年生が閲覧できるようにしている。
エ 多様な学生に対する支援			
51	外国人留学生や社会人学生、障害をもつ学生について、相談体制を充実し、学習支援、生活支援、就職支援等を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学全体で特別な支援を必要とする学生に対して、学内関係部署が連携し、個別支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際教育研究センターに4月から専任教員1名を配属し、学部教員の担当・指導による留学生の相談と併せて充実させた。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置			
2 研究に関する目標を達成するための措置			
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置			
ア 目指すべき研究の方向と水準			
52	基礎研究から応用研究に至る幅広い研究活動を通し、国内外の学術の発展に寄与できる質の高い研究を目指す。	・先進的・学際的な研究の展開により、特色ある研究分野の創出を目指す。	・学長プロジェクト「2020年の山梨を考える」(2014～15年度)の継続実施のほか、新たに「大学が地域を変える、社会を変える」というテーマで学部ごとに組織的な研究プロジェクトを申請・審査し、以下の3つの新たなプロジェクトを実施した。＜学長プロジェクト＞(継続分)「2030年の山梨を考えるー山梨県の未来予測から見える課題と提言ー」予算額2,565千円(平成27年度) (新規分)国際政策学部「地域に必要なグローバル人材育成のための連携強化」(600千円(暫定)) 人間福祉学部「リユース・アート・プロジェクトー教育・福祉の場での芸術活動活性化を目指してー」(170千円(暫定)) 看護学部「山梨県の将来を担う看護人材の育成・確保に向けてー本学における学生支援体制の組織化と関係機関との協働ー」(750千円(暫定)) ※学長プロジェクト経費の中から支援している地域研究交流センターによる「プロジェクト研究」及び「共同研究」(3,600千円)については、No.54を参照。
53	大学の理念、目標を踏まえ、地域課題や政策課題の社会の要請に対応した研究を推進する。	・大学COC事業や学長プロジェクト研究、地域研究交流センターの「プロジェクト研究」、「共同研究」等を通じ、地域課題・ニーズ等に対応した研究を推進する。	・県や市町村自治体等と対話・協議を重ねながら、優先度・重要度のより高い地域課題や住民ニーズに関わるテーマについて、学長プロジェクトをはじめ大学COC事業、地域研究交流センターにおける研究事業等の中で研究を進めた。(No.52, No.54, No.55, No.56を参照。)
54	学部構成の特徴を活かした特色ある学際的研究を発展させる。	・学長プロジェクト研究や地域研究交流センターの「プロジェクト研究」、「共同研究」等を通して、学部横断的な研究を行う。	・「プロジェクト研究」5件、「共同研究」2件を選定し、通年で実施中。研究テーマは以下の通り。 ＜プロジェクト研究＞ 1) 俳句(Haiku)で山梨と世界を結ぶ～国際文芸プロジェクト 2) 山梨県の小学校における「外国語活動」の効果的運営に関する実践的研究Ⅱ 3) 〈学びの支援〉に焦点をあてた日本語支援活動ー山梨県内の活動の新たな展開に向けてー 4) 山梨県の地域語の商業的、社会的有効活用に関する調査研究 5) 「大雪災害の教訓を大規模災害に繋げる」～雪害時の医療安全を考える～ ＜共同研究＞ 1) 双方向型の高大連携による地域資源を活かした授業モデルの構築 2) 中学生とその親を対象とした「いのちの学習会」の効果
55	産学官、NPO等の学外関係者との連携を強め、研究水準の向上を図る。	・産学官、NPO等の学外関係者と連携し、地域課題に対応した研究を推進する。	・「プロジェクト研究」5件、「共同研究」2件を選定し、実施中(No.54を参照)。
56	企業や自治体等からの受託研究を推進する。	・引き続き、研究に関する渉外・企画・実施が出来る人材の確保を含め、体制を充実させ、自治体等からの受託研究の受入を促進する。	・COC事業の一つとして、甲州市からの「魅力発信事業」を受託した。事業内容は無料情報誌「甲州らいう。」を発行(年2回)である。
57	研究競争力を高め、科学研究費等の競争的研究資金をはじめとする研究費の獲得に努める。	・科学研究費補助金の11月申請提出に向けて、計画的に申請作業が進むよう適切な時期(9月)に研修会を開催するとともに、研修会への積極的参加について、教授会などで周知を行う。	・科研費補助金申請に向けての学内研修会への参加を教授会等を通じて呼びかけた。また、昨年度より研修会の開催時期を2ヶ月前倒し、8月5日に開催し、61名が参加した。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
イ 研究成果の発信と社会への還元			
58	大学における研究成果の発信を充実させ、シンポジウム等を通じて社会への還元を図る。	<p>・地域研究交流センター主催の各種事業・講座、大学COC事業による各種事業・講座・研究報告会等を企画、実施する。</p> <p>・学術機関リポジトリを充実させる。</p>	<p>・地域研究交流センター関連では、以下の取組を行った。</p> <p>・観光講座・秋季総合講座・学部共催講習会・県民コミュニティカレッジなどを通じて、研究成果の社会還元を図った。実施した会議やセミナーは次の通り。</p> <p>(1)2015秋季総合講座「よりよく学び 生きるために」(9月5日)</p> <p>(2)山梨県立大学 観光講座2015「山梨の温故知新～自然と人の関係から探る～」(7月5日、8月9日、8月30日、9月6日、10月4日)</p> <p>(3)県民コミュニティカレッジ、地域ベース講座「よりよく生きるために 死ぬために」(9月26日、10月17日、10月24日、11月14日)*開催途中</p> <p>(4)平成26年度子育て支援リーダー・ステップアップ講座(6月12日～10月23日:計10回)</p> <p>(5)平成27年度 日本語・日本文化講座(6月7日～12月13日:計30回) *開催途中</p> <p>大学COC事業関連では、以下の取組を行った。</p> <p>・12件の地域志向教育研究プロジェクト及び1件の受託事業を通じて、20講座以上を開講し、延べ500人以上の受講者を得ることにより、取組成果を地域に還元することが出来た。</p> <p>・地域連絡調整会議(8月12日)を開催し、県内各市町村における地域課題について自治体関係者との情報・意見交換の場を持った。</p> <p>・本年度第1回学術情報委員会において決定した運営方針に基づき、7月10日、委員長(図書館長)名で全教員にリポジトリ掲載資料の提供依頼を行った。平成28年1月を締め切りとして受け付けを行っている。</p>
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置			
ア 研究実施体制等の整備			
59	理事長は、運営費交付金の1パーセントを研究プロジェクト推進経費として年度当初において確保し、重点研究プロジェクト推進を支援する。	<p>・重点研究プロジェクトとして地方創生、人口減問題等の「学長プロジェクト研究」を実施する。</p>	<p>・学長プロジェクト</p> <p>・地域研究交流センターによる「プロジェクト研究」及び「共同研究」については、No54を参照。</p> <p>・看護学部・研究科の重点研究プロジェクトとして、「山梨県の将来を担う看護人材の育成・確保に向けて～本学における学生支援体制の組織化と関係機関との協働～」をテーマに学長プロジェクト研究を申請。これを3つの切り口からプロジェクトを立ち上げ取り組んでいる。</p>

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
60	民間企業、自治体、医療、福祉機関、NPO法人等との人材交流を通じ、研究を促進する。	・「プロジェクト研究」、「共同研究」及び大学COC事業等を通じ、外部との連携を深め、研究を行う。	・地域研究交流センターによる「プロジェクト研究」及び「共同研究」については、No54を参照。 ・COC関連では、No56を参照。 ・No.33参照。今年度は、本学部の主たる実習フィールドである県立中央病院との包括連携協定締結2年目を迎えている。評価の一環として、学長プロジェクト研究として位置づけ、2年間の取り組み成果をまとめると共に、「教育と臨床との連携強化を図るための課題と方策の検討～本学教員及び県立中央病院看護師への調査から～」をテーマに病院看護局との共同研究を開始している。
61	地域社会の要請に応える研究推進並びに地域社会の課題解決につながる自治体や民間企業からの委託研究の推進のため、特任教員や専任研究員の配置など研究体制の整備を図る。	・研究教育実績の豊富な人材を特任教員などに活用する。	・研究教育実績の豊富な人材10名を特任教員として任用している(国際政策学部2名、人間福祉学部3名、看護学部1名、地域研究センター2名、地域戦略総合センター2名)。
62	研究者倫理の普及に努めるとともに、研究倫理審査を行う体制を整備する。	・研究者倫理の普及を行うとともに研究倫理審査を行う体制のさらなる整備・充実を図る。	・看護学部では7月15日学部定例教授会終了後、研究倫理教育を行った。また合わせて、研究倫理審査要領及び年間スケジュールを配付し、要領に基づく適正かつ計画的な申請依頼について周知し、倫理審査を行う体制整備のさらなる充実を図っている。
63	研究資金の使用状況を検証する仕組みや研究活動における不正行為への対応の仕組みを構築する。	・文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえて改正した研究活動上の不正防止等に関する規程等に基づき、学部と協力した研修会や啓発物の配布により研究活動及び研究費に係る不正行為等に対する管理・監査体制の充実を図る。	・科学研究費補助金の不正行為防止に関する研修会を各学部ごとに、7月の教授会の日程に併せて実施した。研究倫理講習を各学部長が、コンプライアンス講習を事務局が担当した。
イ 研究環境の整備			
64	本学の特色が活かせる大規模研究に対し、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を整備する。	・教員の研究情報のデータベース化・共有化を引続き進め、本学教員間の共同研究の推進を支援する。 ・学術交流会等の開催を通じ、教員間の交流・連携の機運を高め、特色ある研究グループの形成を目指す。	・教員ポートフォリオの充実のため、常に新しい情報を追加するよう依頼している。 ・本年度の学術交流会については、2月開催を目途に、その開催方法等を含めて検討中である。
65	科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う体制を整備する。	・学外からの研究資金情報の電子ファイルや紙ベースによる学内発信等、外部研究資金の獲得支援体制の整備を図る。	・外部資金募集情報をメールにて各教員に発信(約20件)するとともに、外部資金募集ポスターを学内に掲出している。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
ウ 研究活動の評価及び改善			
66	<p>研究の経過や成果などの研究活動を評価する体制を整備し、評価情報を公表するとともに、研究の質の向上に結びつける仕組みを構築する。</p>	<p>・「プロジェクト研究」、「共同研究」の成果等について、平成25年度に策定した検証システムによる評価を行うとともに、研究の質の向上を図る。また、外部評価委員の活用について検討する。</p> <p>・大学ホームページに掲載されているアカデミック・ポートフォリオの充実を図るとともに、学部紀要の彙報や学部年報において、最新の研究実績を公表する。</p>	<p>・地域研究交流センターでは、平成26年度から研究事業に対する検証委員会を設置し、研究成果などを評価する体制を整備し、研究の質の向上に結びつける仕組みを構築し、平成27年度から運用を開始した。外部評価委員の導入については、平成28年度から開始するための具体案を検討中である。</p> <p>・各学部において、大学ホームページに掲載されているアカデミック・ポートフォリオの充実を図ることを教授会等を通じて周知した。また、学部紀要の彙報や学部年報において、最新の研究実績を公表した。</p>
67	<p>全学の教員が参加した学術交流会を年会として開催し、研究成果を発表し、研究者間の交流を推進する。</p>	<p>・山梨県立大学学術交流会を引き続き開催する。</p>	<p>・昨年度は1月8日に第4回山梨県立大学学術交流会を開催し、学長プロジェクトや各学部・研究科の研究について報告と意見交換を行った。本年度も2月に実施予定である。</p>

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置			
3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置			
(1) 地域貢献に関する目標を達成するための措置			
68	研究や地域貢献をさらに推進できるように、相談・活動体制の整備を進め、中長期的な視野に立ち、戦略的で効果的な活動を地域と連携強化を図りながら実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学COC事業の推進を担う地域戦略総合センターを拠点に、自治体を含め地域との密接な連携を図りながら、地域課題に対応した教育・研究・社会貢献活動を効果的に実施する。 ・看護実践開発研究センターにおいて、緩和ケア認定看護師教育課程5年目を実施する。20名の定員枠とし、内50%程度の地域枠を設ける。 ・看護実践開発研究センターにおいて、認知症看護認定看護師教育課程2年目を実施する。30名の定員枠とし、内50%程度の地域枠を設ける。 ・看護実践開発研究センターにおいて、県内の看護実践者に対し、研究・教育・看護実践活動の相談・助言・指導を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学COC事業の推進を担う地域戦略総合センターを拠点に、自治体を含め地域との密接な連携を図りながら、地域課題に対応した教育・研究・社会貢献活動を効果的に実施した。具体的には、三年目となるが、12の研究事業を行っている。 また、看護学部では、甲府市池田地区総合防災訓練(8月30日)に、地区自治会の要請を受け、教員11名、学生14名が参画し、4か所の避難所で応急処置や救護の実際について指導を行った。 ・平成27年度緩和ケア認定看護師教育課程入学者17名中地域枠に該当する県内入学者は、5名(29.4%)であった。 ・平成27年度認知症看護師教育課程入学者28名中地域枠に該当する県内入学者は、13名(46.4%)であった。 ・専門看護師資格取得のための支援については、慢性疾患看護分野、精神看護学分野、在宅看護分野、老人看護、がん看護を目指す臨床看護師6名を対象に、実践報告書の書き方等の指導を行っている。
ア 社会人教育の充実			
69	学内外の人材を活用し、デザイン講座や国際観光講座をはじめ、多様な生涯学習講座、リカレント講座を積極的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域研究交流センター主催講座、学部主催講座、観光講座、コミュニティカレッジ、地域連携講座、教員免許講習等を企画、実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域研究交流センターでは、本年度も「観光講座」「秋季総合講座」「県民コミュニティカレッジ」(No58参照)を実施中。また、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の「教員免許更新講習」、幼児教育・保育分野の生涯学習・リカレント講座として、「保育リカレント講座」を実施した。県教育委員会と連携し、「子育て支援リーダーステップアップ講座」を企画・実施中。 ・地域研究交流センター生涯学習部門では、11月29日に池田キャンパスにて「3世代 あなたもわたしもいきいき健康づくり～みんなで楽しく身体を動かそう～」をテーマに、健康講座を開催予定である。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
70	<p>社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応える制度を整備するとともに、既存科目の活用を図りつつ、社会人向け教育プログラムを設置する。</p>	<p>・広報の強化等を図りながら、「授業開放講座」を前期・後期に開催する。また、社会人のニーズや生活実態の変化・多様化を反映した講座とするため、社会人のニーズ等の調査について検討する。</p>	<p>・地域研究交流センターでは、広報の強化等を図りながら、「授業開放講座」を前期に開催した。後期は開催中。 <前期実績> 科目数18件(前年比+6)、受講者数4人(前年比+2) <後期実績> 科目数30件(前年比-3)、受講者数6人(前年比±0)</p>
71	<p>看護実践開発研究センターを設置し、看護職者が更なる専門知識や技術の習得、または研究活動ができるための専門職支援を行う。</p>	<p>・緩和ケア認定看護師教育課程及び認知症看護認定看護師教育課程修了生に対し、最新知識の修得やスキルアップのため、フォローアップ研修を行う。</p> <p>・県内に勤務する看護職を中心に、緩和ケアのレベルアップのため、「ELNEC-J in 山梨」研修を継続主催する。</p> <p>・看護職の緩和ケアのスキルアップを図るため、緩和ケア研修、リンパ・浮腫のケア研修を実施する。認知症看護についてはアセスメント対応力向上研修を実施する。</p> <p>・看護継続教育支援として、看護実践者への統計学基礎講座を継続開講する。</p> <p>・看護実践開発研究センターにおいて、県内の看護実践者に対して看護研究支援を行う。</p> <p>・高度専門職者の育成・支援として、CNS課程修了者に対して専門看護師資格試験受験のためのコンサルテーションを行う。</p>	<p>・認定看護師フォローアップ研修会は、5月16日、8月28日、9月7日の3回実施。修了生89名の参加があった。引き続き、10月、11月、1月、2月に実施する。</p> <p>・「ELNEC-J in 山梨」研修は4月29日、8月29日の2コースを実施。73名が修了した。引き続き、3月に実施予定である。</p> <p>・緩和ケア研修会は5月30日、6月6日、8月8日に実施91名参加、引き続き10月1日、10月31日、11月、1月、に実施予定である。 ・認知症看護研修会は7月24日、8月27日、9月12日に実施224名参加。引き続き10月9日、11月7日、1月30日、2月29日に実施予定である。</p> <p>・多施設合同研修は、5月19日より開講。51名(昨年度42名)が参加、現在続行中。実地指導者研修は、9月4日より36名の研修生を対象に開講、現在進行中。統計学講座は、25名を対象に基礎講座(9月30日)から開始の予定である。</p> <p>・研究支援事業の募集に対し、個人での応募1テーマがあり、現在研究指導を実施中である。</p> <p>・専門看護師資格取得のための支援については、慢性疾患看護分野、精神看護学分野、在宅看護分野、老人看護、がん看護を目指す臨床看護師6名(当大学院修了生4名に加え、外部から2名)を対象に、受験のためのコンサルテーションを行った。</p>

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
イ 地域との連携			
72	地域ニーズを踏まえた効果的な研究事業を実施するため、県、市町村、NPO法人、企業、職能団体、教育機関等、様々な主体との連携を深め、定期的な情報交換、積極的な交流を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域研究交流センターおよび大学COC事業を通じて、県、市町村、NPO法人、企業、職能団体、教育機関等、様々な主体との定期的な情報交換、積極的な交流を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学COC事業、「プロジェクト研究」、「共同研究」を通じて、地域企業や自治体、病院等と定期的な情報交換や交流を実施した(No54・No56を参照)。 ・なお、大学COC事業関連では、4自治体(山梨県、甲府市、富士川町、道志村)と以下の通り対話の場を設置した。 ・山梨県:知事との対話1回、担当者レベルの対話2回 ・甲府市:市長との対話1回、担当者レベルの対話3回 ・富士川町:町長との対話2回、担当者レベルの対話4回 ・道志村:村長との対話1回、担当者レベルの対話1回
73	地域の諸機関の委員会、研修会等への人材の派遣、さらに自治体との連携協定締結を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づく実効ある連携事業を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護学部及び看護学研究科では、昨年8月に県立中央病院と本学との包括連携協定締結し、積極的な連携を図ることができた。具体的には、県立中央病院9階にその拠点ともなる「ファカルティルーム」が設置されたこと、看護師と教員との共同研究の推進、実習指導体制のさらなる強化に向けた取り組み、学部教育・院内教育における相互人材交流等を積極的に推進している。 ・協定に基づく連携事業としては以下の4件が進んでいる。 1) 甲府市中心市街地における地域観光資源の発掘と情報発信の推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 甲州夢小路を起点とした中心街活性化事業 ② 甲府ヘリテージ発掘・活用プロジェクト 2) 甲州市魅力発信事業 ③ 無料情報誌「甲州らいふ」の発行(年2回予定)
74	地域政策課題を扱う法人等と連携しながらシンクタンク的な役割を果たす。	<ul style="list-style-type: none"> ・他研究機関、自治体等と連携し、地域課題に対応した活動・政策提言等を積極的に行う。 ・県内の看護実践者に対して、効果的・効率的な教育計画を立案するため、山梨県看護協会と定期的な連絡協議会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護学部では、大学COC事業や自治体・主たる実習フィールドである県立中央病院との共同研究等を通して連携を強化し、地域課題の共有化を図っている。 ・看護協会との連絡協議会の1回目を5月21日に、2回目を9月25日に実施した。看護実践者の育成に関わる看護実践センターの年間計画、研修企画の調整及び認定看護師の育成と支援などについて協議を行っている。
75	教職員、学生による社会貢献活動を促進するための推進制度等を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> ・優秀学生活動認定制度の見直しを基に、さらに支援制度を強化する。 ・教員に既存の「地域活動支援メニュー」を周知し、その活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末に「優秀学生活動」の認定募集を行い認定しているため、前期は実施していない。なお、昨年度は3件の認定を行った。 ・教授会などを通じて、教員に既存の「地域貢献活動」支援に関する申請方法や内容等を周知し、その活用を図った。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
ウ 産学官民の連携			
76	学内研究資源と関連する業界との定期的な交流の場を設け、業界ニーズの把握、研究情報の提供等を推進する。	・やまなし産業支援機構、甲府商工会議所等と連携し、産業界と教員間の情報交換会開催を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域研究交流センターや大学COC事業のフューチャーセンターを通じて、行政や民間企業との交流を行った。大学COC事業関連では、以下の情報交換会を開催した。 ・みらいサロン(南アルプス市芦安地域3回) ・WAKAMONO大学(南アルプス市2回) ・民間農業事業者との対話の場(学内みらいサロン2回) ・学生と社会人との対話の場(総合政策学科の授業「総合政策特講」において1回)
77	アジアなど海外事情を含め地域企業の経営に役立つ情報提供を積極的に行い、企業の経営改革や海外事業展開などを支援する。	・地域シンクタンク等と連携し、県内企業向けにアジア地域の経済・産業・投資情報等、海外事業展開に資する情報の提供を行う。また、企業の県内拠点での異文化理解促進に資するよう、本学への留学生による県内企業での中期インターンシップの定着を図る。(No.88参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・本学・波木井教授を含む山梨総研アジア研究会の調査団一行6名が8月31日にインドネシア大学工学部(Depok キャンパス)を訪問し、同大学の主要メンバーと面談し、同学部やインドネシアについて、種々の情報を得ることができた。これは、本学の国際交流担当部署の依頼により、Asia-SEED(特定非営利活動法人・アジア)科学教育経済発展機構)のインドネシア事務所の協力・支援により実現したものである。調査団には、県内企業の主要メンバーが参加しており、調査団メンバーに海外事業展開に資する情報を提供することができた。 また、ナコン・ラチャシーマー・ラチャパット大学の留学生2名(男性)が、9月下旬に来日したが、この2名のインターンシップを県内企業である日立オートモティブシステムズ社に依頼し、2015年11月から2016年2月まで週1回、同社の総務・企画・経理部門などで日本の代表的な企業での研修を受けることになった。
エ 他大学等との連携			
78	他大学や研究機関等との共同研究など研究交流を進める。	・他大学や研究機関等との共同研究など研究交流を進める。	・国際政策学部所属教員による、中国・北京大学、復旦大学、海洋大学、英国・ローレンススターントラスト、米国・コロンビア大学等との共同研究が行われている。
79	大学コンソーシアムやまなしの各種事業に主体的に参加して、教育・研究・生涯学習などの多彩な分野で貢献する。	・COC+事業申請を含め、大学コンソーシアムやまなしの各種事業に主体的に参加して、教育・研究・生涯学習などの多彩な分野で貢献する。	<ul style="list-style-type: none"> ・COC+事業については山梨大学を申請者として、オール山梨11大学の参加をもって採択された。本学は4つのコース(観光・ものづくり・子育て支援・CCRC)すべてに参加し、かつ地域教養科目の設定と実施をになうこととなった。 ・大学コンソーシアムやまなしが主催する地域ベース講座(既開講分の受講者212名)や広域ベース講座(受講者約80名)を通じて、積極的に交流協力を実施中。
オ 教育現場との連携			
80	保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等との連携を図りながら教育支援を行うとともに、高大連携を一層推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等との連携を図りながら、学生の教育ボランティア派遣を含め教育支援を行うとともに、出前授業や1日大学体験、大学COC関連事業、高校におけるSGH事業などにより、高大連携を一層推進する。 ・高校の進路担当教員と大学教員の意見交換会を定期的で開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際政策学部では、県内の高校との連携事例として、身延高校との遠隔授業及び、SGH(スーパーグローバルハイスクール)の指定を受けた甲府第一高校への講師派遣などを実施中。 ・7月3日に、第一回高校と大学との連携協議会を開催した。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
	<p>力 地域への優秀な人材の供給</p>		
81	<p>学生就職支援に関わる県内関係機関との連携を密接に図り、各種就職ガイダンスへの学生の積極的な参加を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアサポートセンターと学部が連携し、県内で活躍する卒業生の体験情報を在學生に提供する。 ・県内関係機関との就職支援に関する連携を継続し、メール・掲示等による学生への情報提供を行い県内企業の魅力を伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月に学生自治会就職セミナー開催に協力し卒業生2名と意見交換を行った。後期には、国際政策キャリア形成の授業に卒業生を講師として招き、学生との意見交換を行う予定である。企業訪問した際に卒業生の状況を聞き取りしている。 また、キャリアサポートセンターと看護学部が連携し、県内で活躍する卒業生の体験情報を在學生に提供している。具体的には、7月におこなった3年生向けのキャリアガイダンスにおいて県内就職した各職種(看護師・訪問看護師・保健師・助産師・養護教諭)を招聘して体験について話してもらい、好評であった。 ・山梨県、甲府新卒応援ハローワーク、中小企業団体中央会等の就職説明会の案内を学内掲示、メールにより情報提供を行っている。
82	<p>看護学部では、関係機関と緊密に協議・連携して種々の対策を講じながら学生指導の充実強化を図ることにより、卒業生の半数以上が県内医療機関等に就職することを旨とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアガイダンスの中に、県内施設におけるインターンシップへの参加を促し、県内で活躍する卒業生の体験情報、県内に就職決定した4年生の体験情報を組み入れる。(看護学部) ・県内の就職説明会への参加を促す。 ・学部・研究科教員と県立中央病院看護部の共同研究の成果を「中央病院看護部学術集会」で公表するとともに、学部生が研究領域関連授業の一環として学術集会に参加できるよう検討する。 ・県内施設における奨学金制度に関する情報を学生に情報提供する。合わせて、教員にも情報提供し、効果的な利用の指導を依頼する。 ・県内の病院説明会に学生参加を積極的に促すとともに、具体的な県内医療機関の情報収集を学生ができるよう関係機関に働きかける。 ・看護協会主催の説明会には、推薦入学生は参加するなどの手続きをとる。 ・看護師確保対策連絡協議会、看護師等就業協力員会議、県立中央病院との連絡会議(定期的開催)等の会議や打ち合わせを継続し、県内就職率アップに向け情報交換や意見交換を行う。 ・看護実践開発研究センターにおいて、県の委託を受けて、新人看護職員のための多施設合同研修および、プリセプターのための実地指導者研修・フォローアップ研修を企画実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月21日に3年生対象キャリアガイダンスを実施。県内医療機関で働く卒業生を招聘し、在學生と意見交換などを行った。 ・県内の病院説明会に学生参加を積極的に促すとともに、具体的な県内医療機関の情報収集を学生ができるよう機会があるごとに関係機関に働きかけている。 ・教員と県立中央病院看護部の共同研究の成果を中央病院看護局との合同開催学術集会(平成28年2月6日予定)で発表するため、準備を進めている。また、学部生が研究領域関連授業(文献講読セミナー)の一環として学術集会に参加できるよう、教授会で協力依頼を行った。 ・県内施設における奨学金制度に関する情報を学生に情報提供する。合わせて、教員にも情報提供し、効果的な利用の指導を依頼している。 ・県内の病院説明会に学生参加を積極的に促すとともに、具体的な県内医療機関の情報収集を学生ができるよう関係機関に働きかけている。キャッチした情報は速やかに進路相談資料室にて開示している。 ・看護協会主催の就職ガイダンスに今年度は2年生は全員参加する方向で計画をしている。看護協会担当者との参加の方式、移動手段などを打ち合わせし、学内では11月30日に学生に当日の動きについての事前のオリエンテーションを行う予定。 ・看護師確保対策連絡協議会(7月28日)、看護師等就業協力員会議(9月15日)、県立中央病院との連絡会議(第1回:5月8日、第2回:9月14日)等会議を継続実施し、県内就職率アップに向け情報交換や意見交換を行なっている。 ・中小規模病院の新人看護師教育研修として、「多施設合同研修会」及び「実地指導者講習会」の2つの研修会を企画。前者49名、後者36名が決定し、5月19日より開講、現在継続中である。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
(2) 国際交流等に関する目標を達成するための措置			
ア 学生の国際交流の推進			
83	外国の大学等への留学や海外研修を希望する学生がその機会を得られるように、留学支援制度、海外研修制度の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 留学や海外研修を希望する学生がその機会を得られるように、留学支援制度、海外研修制度の拡充を図る。 日本学生支援機構平成28年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)に採用されることを目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際教育研究センターに4月から専任教員1名を配属し、海外留学・研修希望者への相談業務を強化することができた。 外部には申請中。本学独自の制度充実は進捗なし。
84	外国人留学生在が常時20名程度いる状態を目指し、外国人学生の学納金の軽減を行うとともに、受け入れ体制全般の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> アジア圏等の新たな連携先を含め、留学生の受け入れを推進する。 英語や中国語のホームページの充実を図る。 国際交流委員会とともに各種学生支援制度の活用、周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際教育研究センターに4月から専任教員1名を配属し、韓国・中国・台湾等でのアジアからの優秀な留学生受入の各種施策を講じた。例えば、JASSOによる受入れ留学生奨学金支給制度の検討を行った。 年度初めに英語及び中国語のホームページの内容の更新を行った。 国際交流委員会と教育研究センターの連携による海外大学との情報交換は昨年度比、飛躍的に高まった。学生の相談も増加した。
85	国際政策学部では、外国の大学等との交流協定及び交換留学制度の拡充、留学や海外研修に関する支援措置などにより、学生の半数以上(毎年度40名以上)が留学を経験するか、または海外研修に参加するようにする。	<ul style="list-style-type: none"> NEXT10で明示した「国際教育研究センター」の平成27年度から学部内運用を開始する。モンレー国際大学等、新たな連携先との交換留学生や短期派遣プログラムを国際交流委員会と共同で実施する。また、海外インターシップの単位化を行う。 留学希望者への常設支援組織としての「国際教育研究センター」において、各種学生支援制度の活用、周知を含めきめ細かい指導を図る。 「国際教育研究センター」と国際交流委員会で協働し、既存の各種学生支援制度の活用、周知及び支援プログラムの充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際教育研究センターは4月より専任教員1名を配属し運用がスタートできた。外国語現地演習(モンレー大学院)の運営を担当した。また、海外での危機管理体制の構築や各種奨学金制度の検討などが実施できた。また、オーストラリアでの海外インターンシップは、今年度は演習科目として単位化することができた。 国際教育研究センターに4月から専任教員1名を配属し、海外留学・研修希望者への相談業務を強化することができた。 国際交流委員会と教育研究センターの連携による海外大学との情報交換は昨年度比、飛躍的に高まった。学生の相談も増加した。
イ 教職員の国際交流の推進			
86	外国の大学等との教育・学術交流を推進するため、教職員の受入・派遣プログラムの充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結大学を中心に教育・学術交流について検討する。 大学の国際交流に関する報告会等に職員を派遣し、他大学等における取組について情報収集を行うとともに、協定校に職員を派遣し、交流のパイプを確固たるものにする。 三育大学校(看護学科)との交流プログラム定着化に向け検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> モンレー国際大学院大学における語学研修を今夏に実施した。 台湾淡江大学教員の講演会を実施した。 12月には三育大学からの訪問研修と、3月には三育大学への訪問研修予定が進行中である。
87	教職員の海外派遣制度や海外活動の支援を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> 学外の国際研究助成等募集情報の提供等により、教職員の海外活動の支援充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 進捗なし。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
ウ	地域の国際交流の推進		
88	各学部の特徴を活かし、県内在住外国人が抱える様々な課題に対応するために外国籍児童・住民への日本語支援や医療相談などを行うとともに、地域における国際交流や多文化共生社会づくりに貢献する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の多文化共生の推進のため、本学への留学生が県内企業で中期インターンシップを行い、日本企業の経営について学修しつつ、当該企業の従業員や近隣住民と交流する活動の定着を図る。 ・看護学部教員および病院医師・薬剤師等の協力を得て健康相談やセミナー等を実施することを通し、在住外国人の保健の向上に資する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は以下の事業を後期(10月～03月)まで行った。本年度も同様の事業を実施する予定。 ・本学の支援により、タイの協定大学からの留学生2名が週1日、南アルプス市内の企業でインターンシップを行った。留学生は業務遂行中及び昼食時・休憩時に、従業員と交流し、企業の国際化に寄与した。 ・昨年度は以下の事業を行ったが、本年度は現在調整中である。 ・看護学部では、7月に行われた、市民団体の主催するブラジル人学校アルプス 学園における児童・生徒の健診のフォローを看護学部教員が行った。実施に当たっては学生4名の協力を得た。また10月には、看護学部教員のコーディネートにより、同学部教員が性に関する啓発教育を実施した。 ・看護学部の取り組みは例年に比べ若干遅れているが、実施に向け現在調整中である。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置			
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置			
89	理事長の下で、役員の方担を明確にし、機動的な大学運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会及び役員打合せについては定例的なもののほか、時宜を得た情報共有と迅速な意思決定のため随時開催する。 ・理事長の下で、役員の方担を明確にし、各部局との連携を密にして機動的に課題に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会(定例5回、臨時2回)、役員打合せ(定例6回、臨時1回)を実施し、臨時会では規程等の改正のほか、年度計画業務実績などの県への報告案件を議題とした。 ・新理事長のリーダーシップのもと、教育、研究、学生、国際の4業務を担当する理事が置かれ、大学COC事業をはじめ、教員業績評価制度、履修登録上限制(CAP制)、科目ナンバリング制、海外大学交流協定など教育研究活動や国際交流活動あるいは学生支援活動において各担当理事と各部局が緊密に連携し、効率的・効果的な運営に取り組んでいる。
90	教授会が大学活性化のための役割を引き続き果たすとともに、その意見が教育研究審議会を通じて法人の運営に反映されるよう体制を整備する。	平成24年度で達成	
91	法人運営の透明性を確保するため、役員会、経営審議会、教育研究審議会の議事録を公開する。	平成24年度で達成	
92	予算編成・配分については、戦略的観点を重視する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期中期計画の初年度となる平成28年度の予算編成・配分においても、理事長が策定する予算編成方針に基づき、中期計画の実現に向けた、戦略的観点を重視した予算編成・配分を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな中期目標、中期計画に沿った予算編成を行う。その際には大学COC事業、COC+の成果や効果を高める取組への優先的な配分を検討することとしている。
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置			
93	地域ニーズや時代の変化に的確に対応するため、大学院機能の充実を含めた教育研究組織の在り方について検討し、必要に応じて組織の再編や定員の見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・国際政策学部・人間福祉学部の研究科(修士課程)設置計画について、山梨県と引き続き協議を進める。 ・看護学研究科の博士課程設置に向けて山梨県と協議を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際政策学部では、将来の大学院での履修を想定したカリキュラム体系を踏まえ、平成28年度より学部3コース制を導入し、その中で国際ビジネス・観光コースを新たに設置することとした。また、地方創生に寄与する大学院設置の構想を県に伝え、第2期中期目標・計画の策定プロセスにおいてもその計画構想を説明した。 ・研究科博士課程設置準備委員会において、設置構想に向けた準備を進めており、今年度末までに概要等について取り纏めていく予定である。また、第2期中期目標・計画の策定プロセスにおいて大学院計画構想を県に説明した。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置			
94	全学的・中長期的観点に立った包括的な人事方針を確立し、客観性・透明性・公平性が確保された教職員人事を行う。	・理事長の定める人事方針に基づき、本学の理念の実現に十分な能力を有する教員を公募により採用する。職員についても、大学職員としての資質を備えた人材を公募により採用する。	・理事長が定めた平成27年度人事方針に従い、各学部では(独)科学技術振興機構の人材活用データベース(JREC-IN)を活用するなどして教員採用を行った。また、職員の新採用人事においては、大学のホームページや新聞紙上に掲載する形で公募して行った。
95	教職員の業績評価を試行的に実施し、その結果を踏まえて評価基準・方法等の見直しを行い、給与等への反映を図る。	・教員評価の基礎となるアカデミック・ポートフォリオの質の向上を継続しつつ、業績評価基準・方法の見直し結果に基づき、業績評価結果を給与等に反映するシステムを整備する。 ・職員については、山梨県の人事評価制度に準じた内容での評価を継続して実施する。	・前年度の試行と検証を踏まえ、見直しに向けた検討を行い、新たに「教員業績評価について」と「山梨県立大学業績評価審査委員会の設置及び運営に関する要綱」を定めた。そして、平成27年9月までに教員の自己評価、11月までに学部長・研究科長評価を終え、学長による最終評価を1月までに行う予定。 ・県からの派遣職員及びプロパー職員については、山梨県の人事評価制度に準じた内容での評価を試行し、評価者(事務局長)から被評価者(職員)へのフィードバックを実施する予定。
96	特任教員など大学の目的に応じて多様な任用形態を導入する。	平成23年度で達成	
97	一定期間継続的に勤務し、大学に貢献した教員を対象としたサバティカル制度を導入する。	平成26年度で達成	
4 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置			
98	効果的・効率的な事務処理ができるよう、事務組織及び業務分掌の見直しを随時行う。	・事務組織や業務分掌の適時・適切な見直しを行う。	・随時課内及び他課との業務分担の見直しを行った。引き続き、事務組織や業務分掌の適時・適切な見直しを行う。
99	業務情報の共有化や電子化を推進し、事務処理の効率化を図る。	・平成27年度版「経費の執行に関する共通マニュアル」に基づき、事務処理の一層の効率化を進める。	・事務処理の一層の効率化のため「マニュアル」の改訂作業を行っている。
100	大学固有の業務としての専門性が求められる分野を中心に、法人固有の職員を計画的に採用する。	平成24年度で達成	
101	学内外の研修への積極的な参加を通じてSD活動を推進する。	・大学職員向けの研修を厳選し、各職場における大学運営に必要な知識を習得させるため積極的に学外研修へ参加させる。また、学内において集合研修を実施し、大学を取り巻く環境の変化と課題などについて知識を深める。	・公立大学協会、早稲田アカデミックソリューション、学生支援機構などの大学職員対象の外部研修に職員を参加させた。また、テレビ会議システムを利用した筑波大学大学研究センター主催の大学マネジメントセミナーに参加し、前期7名、後期7名が修了証の交付を受ける予定。これらを踏まえ、学内への還元のための集合研修を企画中である。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置			
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置			
102	科学研究費補助金、委託研究、奨学寄付金等外部資金に関する情報の収集・整備に努めるとともに、定期的な研修会の開催などにより学内への周知及び申請などに係る研究支援体制を充実する。	・外部研究資金の獲得に向けて、教職員ポータル等を活用した情報の共有化を図るとともに、科学研究費補助金についての研修会を開催する。併せて、科学研究費補助金の執行に関して、文部科学省の方針を踏まえ、適正処理を周知徹底する。	・科学研究費補助金の適性執行に係る研修会を、各学部ごとに教授会の日程に併せて開催した。研究倫理講習を各学部長が、コンプライアンス研修を事務局が担当した。また、科学研究費補助金獲得に向けた研修会を8月5日に開催し、61名の教職員出席を得た。(昨年度34名)
103	外部研究資金の獲得に向けてインセンティブを付与する仕組みを設けるなど、積極的な応募を奨励する。	平成23年度で達成	
104	科学研究費補助金については、教員の申請率を百パーセントにし、最終年度までに採択件数2倍を目指す。	・外部資金獲得に向けた応募奨励制度(科学研究費補助金の交付決定総額の6%に相当する額を教員研究費に上乗せ配分)の周知を図り、科学研究費申請率100%及び平成22年度採択件数(平成21年度申請)比で採択件数2倍を目指す。	・外部資金獲得に向けた応募奨励制度を実施し、教育研究審議会で報告した。平成27年度科学研究費申請率は90%で法人化以来最高率となる見込み。(昨年度64%)
105	授業料等学生納付金は、法人収支の状況、他大学の動向及び社会情勢等を勘案し、定期的な見直しを行い、適切な料金設定を行う。	・平成27年度学生納付金を据え置くとともに、平成28年度に向けて、他大学の動向や社会情勢等を調査、検討し、適切な料金設定を行う。	・近隣の公立大学を対象に調査を実施する予定である。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置			
106	限られた財源を効果的に活用するため、情報の共有化や電子化等による管理業務の効率化を進めるとともに、環境に配慮した省資源、省エネルギー対策を講じるにより経費の抑制を図る。	・環境マネジメントシステムを段階的に実施することにより、環境に配慮した省資源、省エネルギー対策を講じ、経費の抑制を図る。	・教室や会議室の退出時に、照明や冷暖房の消し忘れがないよう、出入り口扉の目立つ場所に啓発文の書かれたテープ貼り、経費の抑制に努めた。
107	教育研究水準の維持・向上に配慮しながら、人事の適正化や事務等の合理化等組織運営の効率化を進め、経費の抑制を図る。	・教育研究水準の維持・向上に配慮しながら、組織運営の効率化を進め、経費の抑制に努める。	・組織運営の効率化のため、事務局内において担当業務の臨時的な見直しを行ったほか、職員の出張に関し、可能な範囲で高速バスの利用を促し経費の節減に取り組んだ。
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置			
108	大学の諸施設の開放に関するルールを定め、地域等に有効に活用されるよう、教育研究等大学運営に支障のない範囲内で一般への開放を積極的に進めるとともに、大学施設の利用に関して適切な利用料金を設定し、一部有料化する。	平成24年度で達成	
109	毎年度、資金計画を定め、金融資産は、業務の執行に支障がない範囲で、安全確実な運用を行う。	・資金計画を定め、安全確実な運用を行う。	・今年度においても資金計画を作成するとともに、保有資金の保全に主眼をおき、預金の全額を決済性預金で保有している。
第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置			
110	自己点検評価委員会が評価基本方針と評価手順を提示し、大学全体として組織的な取り組みを定期的実施する。	・全学での自己点検及び評価を行い、教育研究水準の向上に努める。	・各学部・研究科・センター等で実施した自己点検・報告をもとに、全学の自己点検評価報告書を取りまとめ、11月に大学ホームページに公表する予定である。また、その結果、改善を要する点については、教育研究審議会等を通じて各学部等に対して検討をするよう指示する予定である。
111	自己点検評価報告書、認証評価等の結果については、ホームページ等を活用して速やかに公開する。	平成24年度で達成	

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置			
1 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置			
112	大学情報の積極的な公開・提供ができる体制を強化する。	・教育情報公開を進め、ホームページ内容の充実を図るなど引き続き大学情報の提供を押し進める。	・各種講座、進学説明会の開催状況をホームページで告知した。
113	メディア等を活用して、県民等広く社会に大学の存在や役割を周知する。	<p>・ホームページ内容の更新及び充実を図るとともに、自治体発行の広報誌などを活用し、大学の行事・活動などの広報を行う。</p> <p>・「大学案内」「広報誌スフル」などの作成、進路説明会、高校訪問及びオープンキャンパス等の方法により、本学の周知を図る。</p> <p>・学長記者会見を効果的な方法で継続的に実施するとともに、報道機関を活用してより多くの情報提供を行う。</p>	<p>・山梨県広報誌「ふれあい」により、オープンキャンパスの告知を行った。併せて、報道機関を通じ各種講座の告知を行った。</p> <p>・2016年度版「大学案内」および「広報誌スフル」を活用し、進路説明会、高校訪問、オープンキャンパスにて本学の周知活動を行っている。</p> <p>・7月31日に国際政策学部における観光等に係るコース制の導入について学長記者会見を実施した。</p>
2 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置			
114	施設・設備を調査・点検し、機能や安全性が確保された教育環境の維持・向上に努める。	・施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、省エネ対策を行う。	<p>・飯田キャンパス事務室及び、C館の一部の教室の照明をLED化し、省エネルギー対策を行った。</p> <p>・C館213教室(応接室)を少人数ゼミに対応できるよう改修した。 定員:最大8名 設備:大型映像ディスプレイ(ブルーレイ対応【教務室貸し出し】) ホワイトボード テーブル イス×8</p> <p>・池田キャンパスにおいては、目的積立金を活用し、3号館ピロティの鉄骨柱の修繕を行った。</p> <p>また、省エネ対策については、節電等のポスターを各所に貼ったり、教授会でも教員に周知徹底を図った。</p>
115	学内の施設の利用状況を踏まえ、大学の施設を積極的に地域社会に開放する。	・大学運営に支障のない範囲内で、大学施設を地域社会に開放する。	・地元自治会・体協及び保育園等に積極的に施設を開放している。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
3 安全管理等に関する目標を達成するための措置			
116	労働安全衛生本部を設置し、労働安全衛生法等関係法令を遵守するために必要な措置をとる。	<ul style="list-style-type: none"> 衛生委員会を適宜に開催し、労働安全衛生法等関係法令を遵守するために必要な措置を講ずる。 衛生管理面では、メンタル不調者の復職に対し「メンタル休養者の復職支援手引き」に沿って支援及び調整を行う。 傷病により養護を必要とする教職員に対し、産業医又は保健師による面接を行い、健康の回復を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ストレスチェック実施方法等について審議する予定。 メンタル関連疾患での休職者には復職支援手引きに沿った支援(面接)を行った。 傷病により養護を必要とする教職員に対し、総務担当が中心になって産業医又は保健師による面接を行い、調整のうえ、健康の回復を支援している。
117	保健センターを設置し、学生及び教職員の心身の健康保持及び増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の健康管理のため各種健康診断を実施し、効果的な健康支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の健康診断の実施、人間ドックの受診勧奨を行い、健診結果に基づき事後指導、健康相談を行っている。
118	災害時・緊急時の危機管理マニュアルを策定し、地域と連携した危機管理体制を構築し、学生及び教職員が一体となった取り組みを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 消防計画に基づき、避難訓練を実施するとともに、消火栓などの消火設備の使用法の訓練を行う。 災害発生時に備え、毛布や飲料水等の物資を計画的に備蓄する。 	<ul style="list-style-type: none"> 飯田キャンパスにおいては、4月8日、消防計画に基づき、避難訓練を行った。池田キャンパスにおいては4月9日に防災訓練を実施した。また、同日に学生と教職員を対象に災害時安否確認訓練(G-mailによる安否確認)を実施した。 飯田キャンパスにおいては、年度末に必要な物資を購入する予定である。池田キャンパスにおいては、平成25年度の学長プロジェクトで災害用テントや簡易トイレ等必要な物品を整備したが、危機管理検討会でさらに必要となる物品等について検討する。
119	大学で取り扱う学生・教職員の個人情報について、個人情報保護法を踏まえてセキュリティポリシーを確立し、情報セキュリティ体制を整備する。	平成24年度で達成	

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
4 社会的責任に関する目標を達成するための措置			
120	大学運営の透明化を推進するとともに、公正な職務執行を確保するため、法令等を遵守し、社会に信頼される大学運営を確立する。	・大学情報の積極的な公開提供を行うとともに、公正公平で信頼性の高い大学運営を行う。	・教員プロフィール等、大学の最新情報を積極的かつ迅速にホームページで公表している。監事監査、内部監査を実施し、公正な職務実施を確保している。
121	外部委員を含む人権委員会を設置し、学生・教職員の人権の保護を図る。	・人権侵害防止や人権啓発推進のため、学外の相談窓口を設置するとともに外部委員を交えた委員会を開催し、人権侵害防止体制を充実させる。	・県弁護士会と連携した学外相談窓口を今年度中に設置予定である(No.46参照)。県弁護士会から推薦された弁護士が4月に人権委員会の学外委員に就任し、専門的な立場から委員会活動に参画いただいている。
122	男女共同参画の意識啓発を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定を行う。	・教職員の子育て支援を引き続き行うとともに、男女共同参画の意識啓発のための周知活動を積極的に進める。	・配偶者が出産を迎える男性事務局職員に休暇制度の説明を行い、当該職員は「配偶者出産休暇」を取得した。
123	環境ポリシーを策定し、学生及び教職員が一体となった環境マネジメント活動を進める。	・環境委員会において学生および教職員が一体となって環境マネジメントシステムを着実に実施する。	・教職員と学生が一体となって、環境マネジメント活動を進めている。池田キャンパスにおいて自然菜園プロジェクトを実施し、ジャガイモやネギ等を栽培。収穫した野菜を活用して、学園祭で省エネルギーの啓発活動を行った。

No.	中期計画	H27 年度計画	計画の進捗状況等
第7 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画			
1 予算			
2 収支計画			
3 資金計画			
第8 短期借入金の限度額			
1 短期借入金の限度額			
	2億円	2億円	
2 想定される理由			
	運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。	運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。	
第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画			
	なし	-	
第10 剰余金の使途			
	決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。	
第11 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項			
1 施設及び設備に関する計画			
	中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については、山梨県と協議して決定する。	中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については、山梨県と協議して決定する。	
2 人事に関する計画			
	第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり	第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり	
3 地方独立行政法人法40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画			
	なし	-	
4 その他法人の業務運営に関し必要な事項			
	なし	-	

平成26年度業務実績に関する法人評価委員会の指摘事項の対応状況について

項目別	指摘事項	対応状況
I 大学の教育研究等の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1)教育の成果に関する目標	教養教育科目等にかかるコースナンバリング導入について、更に積極的検討を期待する。	・平成27年9月の第5回全学教育委員会においてコースナンバリングの原案について協議を行い、その上で、10月の各学部・学科・部会において意見聴取を行った。これを受け、10月の第6回委員会及び第6回教育研究審議会においてナンバリングの振り方について決定をみた。今後、平成28年度からの導入に向け各学部・学科・部会にナンバリングの実施を依頼することになった。
(2)教育内容等に関する目標	人間福祉学部及び看護学部において、学部カリキュラムへの大学COC事業関連授業科目の位置づけが、なお検討段階にとどまっていることは残念である。今後のより積極的な取組を期待する。	・人間福祉学部においては、カリキュラム検討委員会を開催し、カリキュラム全科目の地域関連科目等への位置づけについて検討作業を行うこととし、学部教務委員会において作業中である。また、COC+事業の実施に関わり、人間形成学科カリキュラムへの新科目設置の検討に着手することとした。(根拠資料:人間福祉学部第1回カリキュラム検討委員会議事録) ・看護学部では、その学部特性から、保健師教育課程科目を中心に広く地域を志向した科目を多数設定している。看護師教育課程科目ではそのベースとなりうる科目が多数あるため、学修内容を検討・工夫し、地域人材育成科目として位置づけた。次年度は、これらも含め再度検討し、COC事業関連授業科目の位置づけをさらに明確にする予定である。
(3)教育の実施体制等に関する目標	教職員のFD・SD研修参加率の向上については引き続き工夫を求めたい。	・教職員のFD・SD研修参加率については、新任教員・職員研修会をはじめ、早期の取り組み、また教授会・学科会議での周知等の工夫や教授会終了後に研修を実施するなどの工夫によって参加率が向上している。この結果、平成27年度の新任教員・職員研修会参加率は94.1%(参加者18名、欠席者1名)であった。今年度は、さらに他委員会、事務局との連携を強化して、教職員のFD・SD研修への参加率の向上に努めていきたい。
(4)学生への支援に関する目標	ハラスメントのアンケート結果には厳しい意見が記載されているので、事実関係の確認や学外相談を常設する等、対応を検討されたい。	・学内相談窓口については毎年4月の学生向けオリエンテーション、パンフレット、大学HP等により周知に努めているが、引き続き、周知強化に努めたい。 ・アンケートは匿名につき記載された事例の事実確認は困難である。県弁護士会と連携し、教職員・学生が弁護士会館に出向き、相談費用の一部を大学が負担する形での、常設の学外相談窓口を今年度中に設置予定である。また、夜間など時間的に余裕がある時に相談ができるよう、大学HP上での相談窓口を今年度開設予定である。
2 研究に関する目標 (1)研究水準及び研究の成果等に関する目標	特になし	
(2)研究実施体制等の整備に関する目標	特になし	

平成26年度業務実績に関する法人評価委員会の指摘事項の対応状況について

項目別	指摘事項	対応状況
3 地域貢献等に関する目標 (1)地域貢献に関する目標	特になし	
(2)国際交流等に関する目標	年度計画に定める英語圏大学留学への支援金制度創設への積極的検討を期待する。	・「留学への支援については、「国際教育研究センター」と国際交流委員会で協働し、既存の各種学生支援制度の活用により対応することとしている。(新たな制度については引き続き検討を行いたい。)」
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標	特になし	
III 財務内容の改善に関する目標	科学研究費補助金について、申請への取組を強化したにもかかわらず、申請率及び採択件数とも年度計画を下回ったことは残念である。外部資金獲得は本学の発展に向けて極めて重要な課題であり、更なる努力を期待したい。	・科学研究費補助金獲得に向けた研修会を昨年度より2ヶ月前倒した8月に開催することで、参加者の増加が図られた。 平成27年度科学研究費申請率は90%で法人化以来最高率となっている。(昨年度64%)
	電気使用量の削減量が目標値を大きく下回っていることは遺憾であり、合理的な節減への更なる努力を期待する。目標値の設定も具体的に検討すべきである。	・飯田キャンパス事務室及び、C館の一部の教室の照明をLED化し、省エネルギー対策を行った。また、節電等のポスターにより、省エネ意識の周知徹底を図っている。なお、適正な目標値の設定については、今後検討していきたい。
IV 自己点検・評価及び当該状況に関する情報の提供に関する目標	特になし	
V その他業務運営に関する目標	特になし	

公立大学法人山梨県立大学 中期目標

はじめに

山梨県立大学（以下「県立大学」という。）は、「グローバルな知¹の拠点となる大学」、「未来の実践的な担い手を育てる大学」及び「地域に開かれ地域と向き合う大学」を建学の理念として、平成十七年四月に開学し、平成二十二年四月に地方独立行政法人として再出発した。

近年、経済・社会のグローバル化、少子高齢化の進行など、大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域の産業振興や、保健医療を含めた地域福祉、住民の生活・文化の向上など、県民とともに歩み地域社会の発展に寄与する県立大学への県民の期待はますます高まっている。

山梨県は、県立大学が自主・自律性を確保しつつ、地域ニーズや時代の変化に柔軟・的確に対応した大学づくりを推進するよう、ここに、平成三十三年度までの中期目標を定める。

（基本的な目標）

一 社会の実践的な担い手や指導的な人材の育成

山梨県の発展に寄与することを基本に、更なる教育の質の向上を図り、グローバルな視野で現実をとらえながら、主体的に考え行動できる、社会の実践的な担い手や指導的な人材を育成し、地域社会に輩出することを目指す。

二 地域が抱える諸課題に対応する研究と地域貢献

全学的な研究水準の向上を図る中で、公立大学としての意義を踏まえた地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究を、その成果や進捗状況などについての不断の客観的評価を踏まえつつ、引き続き推進するとともに、大学の知的資源や研究成果については、社会への還元を積極的に行い、地域の更なる発展に貢献することを目指す。

三 自主・自律的な大学運営の推進

理事長(学長)のリーダーシップのもと、より効果的・機動的な運営組織及び県立大学にふさわしい教育研究組織の構築、柔軟で弾力的な人事制度の整備、業務の見直しなどによる経営の効率化に積極的に取り組み、自主・自律性に基づく健全な大学運営を目指す。

¹ Global+Local、地球的と地域的、総合的と個別的な視点を兼ね備えた知。

第一 中期目標の期間

平成二十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの六年間とする。

第二 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果・内容等に関する目標

ア 学士課程

自主的、総合的に考え判断する能力、豊かな人間性と広い視野、様々な知識を現代社会と関連づけて生きる力を培う教養教育と、各学部の教育目標や特色を生かして専門的知識と技術を培う専門教育により、地域の創造的な発展を担う人材を育成する。その一環として、学部ごとに必要な達成目標を定め、学修成果の向上を図る。

地域に貢献し得る問題解決能力を身につけるため、山梨県全体をキャンパスに、地域に根ざした実学・実践重視の教育を行う。

三学部の連携により学際的な領域の教育に取り組むとともに、各学部の特性を生かした他教育機関や研究機関等との連携や産官民との連携を通じて、学生の多様な教育機会の確保を図る。

(ア) 国際政策学部

国際政策学部では、グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化及び産業を豊かにして地域の活力をつくる人材並びにアジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。その際、養成すべき人材育成に合致した、達成すべき具体的目標を定め、実施する。

Next-○行動計画に従って、コース導入の理念を踏まえた教育を実施する。

(イ) 人間福祉学部

人間福祉学部では、深い共感的理解、問題解決への知的探究心及び協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生き生きと生活できる地域社会、即ち「福祉コミュニティ²」づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成する。その際、養成すべき人材育成に合致した、達成すべき具体的目標を定め、実施する。

(ウ) 看護学部

看護学部では、人間や社会を看護学的に探究する能力、倫理的な判断力と科学的な思考力及び専門的職業人としての豊かな人間性を兼ね備え、優れた看護実践により地

² 地域の自然と文化の恵みを大切にしながら、性差別・障害の有無による差別・年齢差別など、人と人を分け隔てる様々なバリアを取り払い、一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、自ら地域に役立つ「個」として向上させつつ、相互連携のために努力し合う心豊かな地域社会。

域に貢献できる人材を育成する。看護師、保健師及び助産師の国家試験合格率については、達成すべき具体的目標を定め、実施する。

イ 大学院課程

地域ニーズや時代の変化、学問の進展に的確に対応するため、大学院機能の充実・発展を含めた教育研究組織の在り方について積極的に検討を進める。

看護学研究科では健康と福祉の向上に寄与する専門領域のスペシャリストの育成と教育研究者の育成の観点から、教育課程の充実改善を図る。

ウ 入学者の受け入れ

県立大学にふさわしい優秀な学生を受け入れるために、大学の教育研究活動について関係者への周知を図るとともに、多様な能力・意欲・適性を総合的に評価・判定し、社会人も考慮した入学者選抜を実施し、随時見直し、及び改善を図る。

エ 成績評価等

学士課程においては、授業の到達目標を明示し、客観的で明確な基準による厳正な成績評価を行い、学生の単位認定、進級・卒業時の質の保証を確保する。

大学院課程においては、授業の到達目標を明示し、厳正かつ公正な成績評価と学位論文審査を実施し、修了時の質の保証を確保する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

より質の高い教育を提供するため、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み(ファカルティ・ディベロップメント活動)を引き続き積極的に進めるとともに、教員の教育活動を定期的、かつ、多角的に評価し、評価結果を教育の質の改善に反映する。

(3) 学生の支援に関する目標

ア 学習支援

すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)が学習しやすい環境をつくるため、学習相談体制を整備するとともに、教職員と学生のコミュニケーションを促し、学生からの要望を反映させる体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。

すべての学生の自主的な学習を促進するための仕組みを一層充実させる。

イ 生活支援

すべての学生が健康で充実した大学生活を送るため、生活面での相談体制や健康管理体制の充実を図る。

経済的に困窮している学生の支援のため、経済的理由による授業料の減免等について一層の充実を図る。

ウ 就職支援

すべての学生に対してキャリアサポートセンターを中心として、就職支援体制を強化することにより就職率（就職者数／就職希望者数）百パーセントを目指す。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

公立大学としての意義を踏まえた地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究に取り組む。

各分野の研究の成果については、国内外に通用する優れた水準を確保し、地域及び国内外に積極的に発信するとともに、社会への還元に努める。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

ア 研究実施体制等の整備

社会的、地域的に要請の高い研究や学術的に重要性の高い研究等の中から重点研究課題を選定し、当該選定課題に対し、研究費の重点的配分等、弾力的な研究実施体制を確保する。目指すべき研究水準及び研究成果が達成できるよう柔軟に研究者を配置するとともに、民間企業や地方自治体等との研究者交流を進める。

分野の違いを越えて取り組む独創的なプロジェクト研究を育成、推進する。

研究者が倫理を堅持し、適正な研究活動を推進するための制度や体制を充実させる。

多様なニーズに応える研究を支援するための組織や仕組みを整備するとともに、外部の競争的研究資金を獲得するための支援体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。

イ 研究活動の評価及び改善

研究の経過や成果などの研究活動を評価し、評価情報を公表する体制とともに、研究の質の向上に結びつける仕組みを、維持し、随時見直し、及び改善を図る。

3 大学の国際化に関する目標

国際教育研究センターを中心として、教育、研究その他大学運営全体について、国際的な協力・交流を積極的に進め、大学全体の国際化をすすめる。

外国の大学等との国際交流協定の拡大などにより、海外留学や外国人留学生の受け入れなどについて、達成すべき具体的目標を定め、実施する。

大学の国際化や教育内容の充実、研究水準の向上のため、外国の大学等との教育・学术交流や国際共同研究など教職員の国際交流を推進するとともに、外国人教員の比率を計画的に向上させる。

第三 地域貢献等に関する目標

地域貢献の窓口である地域研究交流センター等を中心に、COC事業、COCプラス事業等の実施を踏まえ、大学の持つ人的・物的・知的財産を地域に還元する取り組みを全学挙げて積極的に推進する。

1 社会人教育の充実に関する目標

社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、必要なときにいつでも学ぶことのできる体制を整備し、観光その他県内産業で働く社会人のニーズに合致した公開講座や子育て支援者の養成講座の開催等をはじめ、資格取得にもつなげる生涯学習支援やリカレント教育³を積極的に行う。

2 地域との連携に関する目標

山梨県や県内市町村、企業、NPO法人などとの主体的・組織的な連携を深め、交流を進めるとともに、少子高齢化、人口減少等を始めとした地域が抱える様々な課題に対応した地域研究や地域と連携したプロジェクトを推進し、大学の知的資源を活用した支援など、地域のシンクタンクとしての役割を果たす。

また、地域の国際化や国際交流に係る活動を支援し、多文化共生の社会づくりに貢献する。

3 教育現場との連携に関する目標

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等への教育支援を行うとともに、高大連携を始めとする学校教育全体との連携を推進する。

4 地域への優秀な人材の供給に関する目標

保健・医療・福祉の向上や地域振興など、社会の変化に応じて地域が抱える諸課題の解決に貢献できる優秀な人材を地域に供給するため、県内就職の促進に向けた取り組みを行う。

国際政策学部、人間福祉学部については、卒業生の県内企業等への就職について、達成すべき具体的目標を定め、実施する。

看護学部については、関係機関と緊密に協議・連携して種々の対策を講じながら学生指導の充実強化を図ることにより、卒業生の半数以上の県内医療機関等への就職を達成する。

第四 管理運営等に関する目標

1 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 運営体制の改善に関する目標

³ 職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育であり、職業から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

社会環境の変化等に対応して大学の機能を最大限発揮できるよう、理事長のリーダーシップの下で戦略的に大学をマネジメントできる、ガバナンス体制を整備する。

(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標

柔軟で弾力的な人事制度の構築を進める。

学外の人材や多様な任用方法の活用等により、専門性の高い人材を確保・育成するとともに、全学的な観点から適正に教職員等を配置し、組織の活性化を図る。

教育研究活動の活性化を図るため、教職員等の業績を適切に評価し、その結果を給与等に反映できる仕組みを構築する。

(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標

専門知識・能力を有する人材を確保・育成し、事務局機能の高度化、効率化を一層推進する。

職員の職務能力開発のための組織的な取り組み（スタッフ・ディベロップメント活動）を積極的に推進する。

2 財務内容の改善に関する目標

(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

運営費交付金や授業料等学生納付金のほか、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保・拡充等、自己収入の増加のための組織的な活動に取り組む。

(2) 学費の確保に関する目標

授業料等学生納付金については、公立大学の役割、優秀な学生の獲得や適正な受益者負担等の観点及び社会情勢等を勘案し、適正な水準を維持する。

(3) 経費の抑制に関する目標

予算の弾力的、効率的な執行、管理的業務の簡素化、合理化などを進めるとともに、教育研究水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化等を進め、経費の抑制を図る。

(4) 資産の運用管理の改善に関する目標

全学的かつ経営的視点から、施設・設備等の効率的活用を進めるとともに、金融資産については、安全確実な運用を行う。

3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

教育研究活動及び業務運営について、定期的に自己点検・評価を実施するとともに、

認証評価機関による認証評価⁴を受け、その結果を速やかに公表し、教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。

4 その他業務運営に関する目標

(1) 情報公開等の推進に関する目標

公立大学法人としての社会への説明責任を果たし、広く県民の理解を得るため、広報体制の強化を図り、教育研究活動や業務運営に関して積極的かつ迅速な情報提供を行う。

(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標

良好な教育研究環境を保つため、施設・設備の適切な整備・維持管理を行うとともに、有効活用を図る。

(3) 安全管理等に関する目標

学内の安全と衛生の確保及び災害発生時など緊急時のリスク管理のための体制を整備するとともに、個人情報の保護など情報に関するセキュリティを確保する。

(4) 社会的責任に関する目標

法令遵守の徹底と人権尊重や男女共同参画の推進、環境への配慮など、公立大学法人としての社会的責任を果たす体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。

⁴ 大学は、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、7年以内に文部科学大臣の認証を受けた者（＝認証評価機関）による評価（＝認証評価）を受けるものとする（学校教育法第109条第2項）。

第2期中期目標	第2期中期計画（素案）	備考	第1期中期計画
<p>（前文） はじめに</p> <p>山梨県立大学（以下「県立大学」という。）は、「グローバルな知¹の拠点となる大学」、「未来の実践的な担い手を育てる大学」及び「地域に開かれ地域と向き合う大学」を建学の理念として、平成17年4月に開学し、平成22年4月に地方独立行政法人として再出発した。</p> <p>近年、経済・社会のグローバル化、少子高齢化の進行など、大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域の産業振興や、保健医療を含めた地域福祉、住民の生活・文化の向上など、県民とともに歩み地域社会の発展に寄与する県立大学への県民の期待はますます高まっている。</p> <p>山梨県は、県立大学が自主・自律性を確保しつつ、地域ニーズや時代の変化に柔軟・的確に対応した大学づくりを推進するよう、ここに、平成33年度までの中期目標を定める。</p> <p><small>1 グローバルな知：Global+Local、地球的と地域的、総合的と個別的な視点を兼ね備えた知。</small></p>			
<p>（基本的な目標）</p> <p>社会の実践的な担い手や指導的な人材の育成</p> <p>山梨県の発展に寄与することを基本に、更なる教育の質の向上を図り、グローバルな視野で現実をとらえながら、主体的に考え行動できる、社会の実践的な担い手や指導的な人材を育成し、地域社会に輩出することを目指す。</p>			
<p>地域が抱える諸課題に対応する研究と地域貢献</p> <p>全学的な研究水準の向上を図る中で、公立大学としての意義を踏まえた地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究を、その成果や進捗状況などについての不断の客観的評価を踏まえつつ、引き続き推進するとともに、大学の知的資源や研究成果については、社会への還元を積極的に行い、地域の更なる発展に貢献することを目指す。</p>			

山梨県立大学中期目標・中期計画対照表

第2期中期目標	第2期中期計画（素案）	備考	第1期中期計画
<p>自主・自律的な大学運営の推進 理事長(学長)のリーダーシップのもと、より効果的・機動的な運営組織及び県立大学にふさわしい教育研究組織の構築、柔軟で弾力的な人事制度の整備、業務の見直しなどによる経営の効率化に積極的に取り組み、自主・自律性に基づく健全な大学運営を目指す。</p>			
<p>第1 中期目標の期間 平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。</p>	<p>第1 中期計画の期間 平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。</p>	<p>期間を更新。</p>	<p>第1 中期計画の期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。</p>
<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1) 教育の成果・内容等に関する目標 ア 学士課程 (No.1) 自主的、総合的に考え判断する能力、豊かな人間性と広い視野、様々な知識を現代社会と関連づけて生きる力を培う教養教育と、各学部の教育目標や特色を生かして専門的知識と技術を培う専門教育により、地域の創造的な発展を担う人材を育成する。その一環として、学部ごとに必要な達成目標を定め、学修成果の向上を図る。 地域に貢献し得る問題解決能力を身につけるため、山梨県全体をキャンパスに、地域に根ざした実学・実践重視の教育を行う。 3 学部の連携により学際的な領域の教育に取り組むとともに、各学部の特性を生かした他教育機関や研究機関等との連携や産官民との連携を通じて、学生の多様な教育機会の確保を図る。</p>	<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果・内容等に関する目標を達成するための措置 ア 学士課程 ・<u>全学共通の「学士力¹」と各専門領域の「専門力」を可視化できるカリキュラムの体系化・構造化を図る。</u> (1) ・<u>科目ナンバリング制²を導入し、学部ごとに学修成果の達成目標を設定する。</u>(2) ・<u>サービラーニング³科目をはじめ地域関連科目の充実を図り、体験型のアクティブラーニング⁴教育を全学的、学際的に実施する。</u>(3) 1 学士力：各専攻分野を通じて培う、大学全体における学士課程共通の学修成果のこと。 2 科目ナンバリング制：授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みで、大学内における授業科目の分類、複数大学間での授業科目の共通分類という二つの意味を持つ。 3 サービスラーニング：学生が自発的な意志にもとづいて一定の期間、社会奉仕活動を行うことを通じて、それまで知識として学んできたことを実際の活動に活かし、また、実際の活動体験から自分の学問的取組や進路について、新たな視野を得ることを目的とする新しい教育プログラム。 4 アクティブラーニング：教員による一方向的な講義形式の教育ではなく、学生の能動的な学習への参加を取り入れた学習方法のことで、例えば、グループ・ディスカッションやディベート、グループ・ワークなどの技法を取り入れた授業のこと。</p>	<p>第1 期中期計画の 1～ 3 (学士課程) 14～ 20 (教育課程及び教育内容の充実) 76～ 77 (産学間民との連携) 78～ 79 (他大学等との連携) を統合。</p>	<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 ア 学士課程 ・建学の理念と教育の目標に沿った人材育成を実現するため、教養教育と学部専門教育を通して、卒業時に修得すべき知識、技能、態度、創造的思考力を備えた学士力を養成する。(1) ・教養教育は、課題発見・探究力、豊かな人間性と広い視野を持ち、様々な知識を現代的課題と関連づけて、主体的に生きる力を培うために、「全学共通科目」と「学部教養科目」によって構成し、全学協力体制のもとで実施する。(2) ・専門教育は、各学部の教育目標に沿って個性豊かな地域文化の進展に資する専門的知識と技術を培う。(3) ・時代の変化や社会のニーズに合わせた教育課程編成・実施の方針に基づき、それに応じた体系的な教育課程を編成する。(14) ・教養教育は、全学共通科目及び学部教養科目によって重層的な展開を図る。(15) ・教育目標を達成するために、現行の教育課程の評価と改善に努める。(16) ・研究機関・企業等との連携のもとに、学生が地域に向き、地域に根ざした実学・実践重視の教育を受けることができるよう体制づくりを進める。(17) ・社会活動等に関する学生の自主的学習の成果を単位として認定する仕組みを充実する。(18)</p>

第 2 期中期目標	第 2 期中期計画（素案）	備考	第 1 期中期計画
			<ul style="list-style-type: none"> ・学部間の連携のもとに、専門分野を横断するような学際的、総合的な教育を推進する。(19) ・大学コンソーシアムやまなしの単位互換事業等を積極的に活用する。(20) ウ 産学官民の連携 <ul style="list-style-type: none"> ・学内研究資源と関連する業界との定期的な交流の場を設け、業界ニーズの把握、研究情報の提供等を推進する。(76) ・アジアなど海外事情を含め地域企業の経営に役立つ情報提供を積極的に行い、企業の経営改革や海外事業展開などを支援する。(77) エ 他大学等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・他大学や研究機関等との共同研究など研究交流を進める。(78) ・大学コンソーシアムやまなしの各種事業に主体的に参加して、教育・研究・生涯学習などの多彩な分野で貢献する。(79)
<p>(ア) 国際政策学部 (No.2)</p> <p>国際政策学部では、グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化及び産業を豊かにして地域の活力をつくる人材並びにアジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。その際、養成すべき人材育成に合致した、達成すべき具体的目標を定め、実施する。</p> <p>Next10 行動計画に従って、コース導入の理念を踏まえた教育を実施する。</p>	<p>(ア) 国際政策学部</p> <p>・ <u>社会のグローバル化に対応するため、地域や海外に出て学習し、問題解決能力の育成をするための具体的なカリキュラムを編成し、計画的に実行する。</u></p> <p>また、英語教育においては、中期計画期間中に 4 年次後期において学生の半数が TOEIC650 点以上を、そのうちの二十パーセントは 800 点以上を獲得することを目指す。</p> <p>(4)</p> <p>・ <u>人材育成の目的をより明確化するため、地域マネジメント、国際ビジネス・観光、国際コミュニケーションの 3 コース及び、副専攻コースを設置するとともに、1 学部 1 学科制への移行を図る。</u>(5)</p>	<p>数値目標[1]として、Next10 行動計画に基づき、4 年次後期における「TOEIC 点数」及び「人数」を設定。</p>	<p>(ア) 国際政策学部</p> <p>・国際的な視野で現代的課題をとらえる洞察力、地域社会の諸課題を分析して解決を目指す実践力を養うとともに、法務・経営・会計等の基礎的実務能力を培うことにより、グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材を育成する。(4)</p> <p>・自国及び諸外国の社会・文化について理解を深めるとともに、語学・情報の運用をはじめ国内外での活動に必要な基礎的能力、コミュニケーション能力等を高めることにより、アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。(5)</p>

第 2 期中期目標	第 2 期中期計画（素案）	備考	第 1 期中期計画
<p>(イ) 人間福祉学部 (No.3)</p> <p>人間福祉学部では、深い共感的理解、問題解決への知的探究心及び協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生き生きと生活できる地域社会、即ち「福祉コミュニティ²」づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成する。その際、養成すべき人材育成に合致した、達成すべき具体的目標を定め、実施する。</p> <p><small>2 福祉コミュニティ：地域の自然と文化の恵みを大切にしながら、性差別・障害の有無による差別・年齢差別など、人と人を分け隔てる様々なバリアを取り払い、一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、自ら地域に役立つ「個」として向上させつつ、相互連携のために努力し合う心豊かな地域社会。</small></p>	<p>(イ) 人間福祉学部</p> <p>・<u>保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。</u></p> <p><u>新卒者の社会福祉士国家試験の合格率について六十パーセント以上を達成し、精神保健福祉士国家試験の合格率について百パーセントを目指す。(6)</u></p>	<p>数値目標 [2] として、新卒者の社会福祉士国家試験の合格率を設定。</p> <p>数値目標 [3] として、新卒者の精神保健福祉士国家試験の合格率を設定。</p>	<p>(イ) 人間福祉学部</p> <p>・高度な専門知識と技術、深い共感的理解と問題解決への知的探究心、協働できる力を持つ人材を育成する。</p> <p>(6)</p> <p>・乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮し、生き生きと生活できる「福祉コミュニティ」づくりに主体的実践的に貢献できる人材を育成する。</p> <p>(7)</p> <p>・新卒者について、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の国家試験合格率向上を目指して必要な支援を行う。(8)</p>
<p>(ウ) 看護学部 (No.4)</p> <p>看護学部では、人間や社会を看護学的に探究する能力、倫理的な判断力と科学的な思考力及び専門的職業人としての豊かな人間性を兼ね備え、優れた看護実践により地域に貢献できる人材を育成する。看護師、保健師及び助産師の国家試験合格率については、達成すべき具体的目標を定め、実施する。</p>	<p>(ウ) 看護学部</p> <p>・<u>看護師、保健師、助産師、養護教諭の専門的職業人の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。</u></p> <p><u>新卒者の国家試験について、看護師百パーセント、保健師百パーセント、助産師百パーセントの合格率を達成する。(7)</u></p>	<p>数値目標 [4] として、新卒者の看護師国家試験の合格率を設定。</p> <p>数値目標 [5] として、新卒者の保健師国家試験の合格率を設定。</p> <p>数値目標 [6] として、新卒者の助産師国家試験の合格率を設定。</p>	<p>(ウ) 看護学部</p> <p>・人間や社会を看護学的に探究する能力、チームの一員として協働できる能力、看護の対象へ科学的、哲学・倫理的な視点をもって看護実践できる能力を持ち、豊かな人間性を兼ね備えた看護実践者を育成する。(9)</p> <p>・新卒者の国家試験の合格率向上を目指し、看護師国家試験の合格率百パーセント（合格者数 / 受験者数）を目指す。(10)</p>
<p>イ 大学院課程 (No.5)</p> <p>地域ニーズや時代の変化、学問の進展に的確に対応するため、大学院機能の充実・発展を含めた教育研究組織の在り方について積極的に検討を進める。</p>	<p>イ 大学院課程</p> <p>・<u>学問の進展や地域社会のニーズを踏まえた柔軟かつ高度な大学院課程を構想し、その実現に向けた取組を積極的に進める。(8)</u></p>	<p>第 1 期中期計画の 93(教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置)を統合。</p>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>・地域ニーズや時代の変化に的確に対応するため、大学院機能の充実を含めた教育研究組織の在り方について検討し、必要に応じて組織の再編や定員の見直しを行う。(93)</p>

第 2 期中期目標	第 2 期中期計画（素案）	備考	第 1 期中期計画
<p>看護学研究科では健康と福祉の向上に寄与する専門領域のスペシャリストの育成と教育研究者の育成の観点から、教育課程の充実改善を図る。</p>	<p>・<u>看護学研究科では社会人学生の生活実態に即した学修環境の整備とともに、スペシャリストの育成・教育研究者の育成のために教育課程・教育内容を一層充実させる。</u>(9)</p>	<p>第 1 期中期計画の 11～ 12 (大学院課程) 25～ 27 (大学院課程・教育課程及び教育内容の充実) を統合。</p>	<p>イ 大学院課程 ・看護の特定領域における卓越した看護実践能力と、保健医療福祉チームの連携・協働を促進するための総合的な調整能力を備えた人材を育成する。(11) ・看護サービスの質向上に寄与するための教育的能力と研究の基礎的能力を備えた人材を育成する。(12)</p> <p>イ 大学院課程 (イ) 教育課程及び教育内容の充実 ・時代の変化や社会のニーズに合わせた教育課程編成・実施の方針に基づき、それに応じた体系的な教育課程を編成する。(25) ・教育目標を達成するために、現行の教育課程の評価と改善に努める。(26) ・専門看護師養成課程の充実を図る。(27)</p>
<p>ウ 入学者の受け入れ (No.6) 県立大学にふさわしい優秀な学生を受け入れるために、大学の教育研究活動について関係者への周知を図るとともに、多様な能力・意欲・適性を総合的に評価・判定し、社会人も考慮した入学選抜を実施し、随時見直し、及び改善を図る。</p>	<p>ウ 入学者の受け入れ ・<u>大学の魅力を発信するとともに、入試方法の工夫や給費奨学金制度の導入等により、留学生や社会人を含み幅広く優秀な学生を受入れ、安定した定員充足を維持する。</u>(10) ・<u>全学 A O センターを設置し、入学選抜の実施体制を整備するとともに、入試方法や入試結果に関する追跡実証研究を行うなど、高大接続改革実行プラン⁵に基づく入試改革を推進する。</u>(11)</p> <p><small>5 高大接続改革実行プラン：平成 26 年 12 月 22 日の中央教育審議会答申（「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学選抜の一体的改革について」）を受けて、翌年 1 月 16 日 文部科学大臣決定で提案されたプラン。</small></p>	<p>第 1 期中期計画の 13 (学士課程・入学者の受け入れ) 23～ 24 (大学院課程・入学者の受け入れ) の項を統合。</p> <p>・給費奨学金制度については、学業成績・人物ともに優秀な学生を受入れる手段として、入学金・授業料の納入免除あるいは、学費の月額給付を想定している。 (他の公立大学の例) ・横浜市立大学「成績優秀者特待生制度」(各学部 1 年次を除く各学年から 1 名程度に年間 30 万円を給付。) ・富山県立大学「富山県出身入学特待制度」(入試の成績を基準に、14 名以内を選考し、入学金 (188,000 円) 及び 1 年目の授業料 (535,800 円) を免除。) ・福井県立大学「特待生」(学業成績が特に優れ、かつ、人物が優秀であると認められる各学科 1 名 (経済学部は 2 名) の学生 (ただし、1 年次生は除く) を各学期の特待生とし、奨学金 10 万円を交付。)</p>	<p>ア 学士課程 (ア) 入学者の受け入れ ・入試本部を設置し、時代の変化や社会のニーズに合わせて構築した入学受け入れの方針に基づき、入試方法の工夫・改善に取り組むとともに、入試広報体制の強化と拡充を図る。(13)</p> <p>イ 大学院課程 (ア) 入学者の受け入れ ・入試本部を設置し、時代の変化や社会のニーズに合わせて構築した入学受け入れの方針に基づき、入試方法の工夫・改善に取り組むとともに、入試広報体制の強化と拡充を図る。(23) ・社会人の受け入れを積極的に行う。(24)</p>

第 2 期中期目標	第 2 期中期計画（素案）	備考	第 1 期中期計画
<p>エ 成績評価等（No.7）</p> <p>学士課程においては、授業の到達目標を明示し、客観的で明確な基準による厳正な成績評価を行い、学生の単位認定、進級・卒業時の質の保証を確保する。</p> <p>大学院課程においては、授業の到達目標を明示し、厳正かつ公正な成績評価と学位論文審査を実施し、修了時の質の保証を確保する。</p>	<p>エ 成績評価等</p> <p>・ <u>G P A⁶を本格的に実施するとともに、基礎データの分析によりその効果を検証し、それぞれの課程における質保証⁷の改善を図る。</u>（ 12）</p> <p>・ <u>学生の能動型アクティブラーニングを促進する教育方法や教育評価法を開発・実践する。</u>（ 13）</p> <p>6 GPA：Grade Point Averageの略で、アメリカにおいて一般的に行われている学生の成績評価方法の一種。日本の大学では、従来、優(A)、良(B)、可(C)、不可(D)で成績を評価してきたが、GPAでは、それぞれの教科の単位数と成績を総合した指標を提示する。</p> <p>7 質保証：高等教育機関が、大学設置基準等の法令に明記された最低基準としての要件や認証評価等で設定される評価基準に対する適合性の確保に加え、自らが意図する成果の達成や関係者のニーズの充足といった様々な質を確保することにより、高等教育の利害関係者の信頼を確立することを指す。</p>	<p>第 1 期中期計画の 21～ 22（学士課程・成績評価等）、28～ 29（大学院課程・成績評価等）の項を統合。</p>	<p>ア 学士課程</p> <p>（ウ）成績評価等</p> <p>・教育評価方法についてGPA制度の導入等により適正化を図る。（ 21）</p> <p>・全科目の到達目標・成績評価基準をシラバスで公表する。（ 22）</p> <p>イ 大学院課程</p> <p>（ウ）成績評価等</p> <p>・修了認定・学位授与の方針を公表し、厳格に運用する。（ 28）</p> <p>・全科目の到達目標・成績評価基準をシラバスで公表する。（ 29）</p>
<p>(2) 教育の実施体制等に関する目標（No.8）</p> <p>より質の高い教育を提供するため、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント活動）を引き続き積極的に進めるとともに、教員の教育活動を定期的、かつ、多角的に評価し、評価結果を教育の質の改善に反映する。</p>	<p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>・ <u>全学的なFD⁸を計画的に実施するとともに、「大学コンソーシアムやまなし⁹」等を通じて、広域ネットワークを活用した教職員のFDあるいはSD¹⁰の実質化・組織化を実現する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。</u>（ 14）</p> <p>8 FD：ファカルティ・ディベロップメント。教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。その意味するところは広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などがある。</p> <p>9 大学コンソーシアムやまなし：山梨県内の大学、短期大学及び地域社会に対して、大学間相互の連携による多様な交流機会の提供などにより、大学及び短期大学の特色ある発展を支援するとともに、地域の活力向上と地域経済の活性化に寄与することを目的として設立されている。</p> <p>10 SD：スタッフ・ディベロップメント。大学等の管理運営組織が、目的・目標の達成に向けて十分機能するよう、管理運営や教育・研究支援に関わる事務職員・技術職員又はその支援組織の資質向上のために実施される研修などの取組の総称。</p>	<p>・広域ネットワークシステムを活用した教職員のFD、SDについては、筑波大学が実施しているテレビ会議システムを利用した他大学との共同FDへの参加やSD活動プログラム派遣、あるいはコンソーシアムやまなしが計画している参加大学との共同FDあるいはSD活動を想定している。</p>	<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ウ 教育の質の改善</p> <p>・FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動の基本的な方針を明確に示し、学士課程における専門教育と教養教育及び大学院課程における特徴を踏まえたFD活動を展開する。（ 36）</p> <p>・学生による授業評価を継続実施し、その結果を公表するとともに、教員の授業改善につなげる現行の評価システムを充実させる。（ 37）</p> <p>・全教職員のFD・SD（スタッフ・ディベロップメント）活動への参画意識を高め、組織的な取り組みを推進するために、FD・SD研修会を定期的開催する。（ 38）</p>

第 2 期中期目標	第 2 期中期計画（素案）	備考	第 1 期中期計画
<p>(3) 学生の支援に関する目標</p> <p>ア 学習支援 (No.9)</p> <p>すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)が学習しやすい環境をつくるため、学習相談体制を整備するとともに、教職員と学生のコミュニケーションを促し、学生からの要望を反映させる体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。</p> <p>すべての学生の自主的な学習を促進するための仕組みを一層充実させる。</p>	<p>(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学習支援</p> <p>・<u>すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)が学習しやすい環境をつくるため、両キャンパスにおいて学生の自主的な学びと相談の場(ラーニングcommons¹¹)等を整備する。</u>(15)</p> <p>・<u>学生との対話「学長と語る」を年間複数回実施する。</u>(16)</p> <p>11 ラーニングcommons: 図書館や大学などの施設で自学学習をする利用者の利用目的や学習方法にあわせ、図書館資料やICT(情報通信技術)を柔軟に活用し、効率的に学習を進めるための人的な支援を含めた総合的な学習環境のことをいう。</p>	<p>第1期中期計画の 39(学生への支援に関する目標を達成するための措置)、40~43(学習支援)、51(多様な学生に対する支援)の項目を統合。</p>	<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>・学生相談窓口を設け、学内諸機関との連携を図り、学生相談体制を充実させる。(39)</p> <p>ア 学習支援</p> <p>・適切な履修指導の充実を図る。(40)</p> <p>・学生ニーズを把握し改善に向けた適切な対応を行うとともに、学生支援全般に関わる学生の満足度調査を実施して満足度の評価を行う。(41)</p> <p>・学生の自主学習活動の支援を強化する。(42)</p> <p>・成績優秀者に対する表彰や授業料の減免制度を導入する。(43)</p> <p>エ 多様な学生に対する支援</p> <p>・外国人留学生や社会人学生、障害をもつ学生について、相談体制を充実し、学習支援、生活支援、就職支援等を進める。(51)</p>
<p>イ 生活支援 (No.10)</p> <p>すべての学生が健康で充実した大学生活を送るため、生活面での相談体制や健康管理体制の充実を図る。</p> <p>経済的に困窮している学生の支援のため、経済的理由による授業料の減免等について一層の充実を図る。</p>	<p>イ 生活支援</p> <p>・<u>すべての学生が安全・安心してキャンパス生活を過ごすために、学生支援体制の一元化を目指すとともに、相談に適した環境整備を行い、学生に関する支援制度を充実する。</u>(17)</p> <p>・<u>経済的困窮者に対する授業料減免措置を一層拡充する。</u>(18)</p>	<p>第1期中期計画の 44~47(生活支援)、51(多様な学生に対する支援)の項目を統合。</p> <p>・学生支援体制の一元化については、学務課の学生生活相談、保健センターの健康相談、各学部の学修相談に関わる組織体制の一元化を目指す。</p>	<p>イ 生活支援</p> <p>・保健センターを設置し、学内諸機関と連携しながら、メンタルヘルスをはじめ学生の健康支援を全学的総合的に進める。(44)</p> <p>・学生の自主活動(自治会活動・サークル活動など)のための施設設備の充実など支援を行う。(45)</p> <p>・人権に関わる学生からの相談体制を強化し、ハラスメント等の人権侵害に関する学生アンケートや教職員研修会を実施する。(46)</p> <p>・経済的困窮者に対する授業料減免制度を導入し、学生の経済支援を強化する。(47)</p> <p>エ 多様な学生に対する支援(再掲)</p> <p>・外国人留学生や社会人学生、障害をもつ学生について、相談体制を充実し、学習支援、生活支援、就職支援等を進める。(51)</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（素案）	備考	第1期中期計画
<p>ウ 就職支援（No.11） すべての学生に対してキャリアサポートセンターを中心として、就職支援体制を強化することにより就職率（就職者数/就職希望者数）百パーセントを目指す。</p>	<p>ウ 就職支援 ・<u>個々の能力・適性に応じた就職が可能となるよう、すべての学生に対して、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターンシップなどの就職支援活動を積極的に行い、就職率（就職者数/就職希望者数）百パーセントを目指す。</u>（ 19）</p>	<p>第1期中期計画の 48～ 50（就職支援） 51（多様な学生に対する支援）の項目を統合。 数値目標 [7] として、就職率を設定。</p>	<p>ウ 就職支援 ・キャリアサポートセンターを設置し、学生の進路支援を全学的総合的に進める。（ 48） ・地域産業界をはじめ教育機関、医療・福祉機関、行政機関等と連携し、インターンシップ制度の充実を図る。（ 49） ・就職支援体制の充実を図り、百パーセントの就職率（就職者数/就職希望者数）を目指す。（ 50） エ 多様な学生に対する支援（再掲） ・外国人留学生や社会人学生、障害をもつ学生について、相談体制を充実し、学習支援、生活支援、就職支援等を進める。（ 51）</p>
<p>2 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標（No.12） 公立大学としての意義を踏まえた地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究に取り組む。 各分野の研究の成果については、国内外に通用する優れた水準を確保し、地域及び国内外に積極的に発信するとともに、社会への還元に努める。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 ・<u>「大学が地域を変える、社会を変える」の方針のもと、地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究を推進し、その成果を公表する。</u> <u>また、学外委員を含めた体制でそれらの研究成果を評価する。</u>（ 20）</p>	<p>第1期中期計画の 52～ 57（目指すべき研究の方向と水準）、 58（研究成果の発信と社会への還元）の項目を統合。 ・学外委員を含めた体制で評価を行う研究は、地域研究交流センターが行う「地域研究」や「共同研究」など大学全体で行う研究を評価対象としており、各教員の個人研究は評価対象としていない。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 ア 目指すべき研究の方向と水準 ・基礎研究から応用研究に至る幅広い研究活動を通し、国内外の学術の発展に寄与できる質の高い研究を目指す。（ 52） ・大学の理念、目標を踏まえ、地域課題や政策課題の社会の要請に対応した研究を推進する。（ 53） ・学部構成の特徴を活かした特色ある学際的研究を発展させる。（ 54） ・産学官、NPO等の学外関係者との連携を強め、研究水準の向上を図る。（ 55） ・企業や自治体等からの受託研究を推進する。（ 56） ・研究競争力を高め、科学研究費等の競争的研究資金をはじめとする研究費の獲得に努める。（ 57） イ 研究成果の発信と社会への還元 ・大学における研究成果の発信を充実させ、シンポジウム等を通じて社会への還元を図る。（ 58）</p>

第 2 期中期目標	第 2 期中期計画（素案）	備考	第 1 期中期計画
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>ア 研究実施体制等の整備（No.13）</p> <p>社会的、地域的に要請の高い研究や学術的に重要性の高い研究等の中から重点研究課題を選定し、当該選定課題に対し、研究費の重点的配分等、弾力的な研究実施体制を確保する。目指すべき研究水準及び研究成果が達成できるよう柔軟に研究者を配置するとともに、民間企業や地方自治体等との研究者交流を進める。</p> <p>分野の違いを越えて取り組む独創的なプロジェクト研究を育成、推進する。</p> <p>研究者が倫理を堅持し、適正な研究活動を推進するための制度や体制を充実させる。</p> <p>多様なニーズに応える研究を支援するための組織や仕組みを整備するとともに、外部の競争的研究資金を獲得するための支援体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 研究実施体制等の整備</p> <p>・強力で効率的な地域研究拠点を形成するために、既存の地域研究交流センターと地域戦略総合センターを統合するとともに、学外委員も含めて研究課題を選定し、実施する。(21)</p> <p>・利益相反等に関する基本的な方針を企画・立案し、実施する。(22)</p> <p>・本学の特色が活かせる大規模研究に対し、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を継続する。(23)</p> <p>・科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う体制を継続する。(24)</p>	<p>第 1 期中期計画の 59～ 63(研究実施体制等の整備)、64～ 65 (研究環境の整備) の項目を統合。</p> <p>・地域研究交流センターは、本学の理念である「地域に開かれ、地域と向き合う大学」を実践するための組織として平成 17 年開学と同時に設置した。</p> <p>・地域戦略総合センターは、文部科学省の補助金を受けて実施する「地(知)の拠点整備事業」(大学 C O C 事業) を実施するための組織として、平成 25 年 9 月に設置した。</p> <p>・利益相反とは、外部からの経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態のこと。</p> <p>(例) 製薬会社 A の製品の副作用調査をしている研究者が、A 社から他の研究に対して寄附をもらっているような場合等。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 研究実施体制等の整備</p> <p>・理事長は、運営費交付金の 1 パーセントを研究プロジェクト推進経費として年度当初において確保し、重点研究プロジェクト推進を支援する。(59)</p> <p>・民間企業、自治体、医療、福祉機関、N P O 法人等との人材交流を通し、研究を促進する。(60)</p> <p>・地域社会の要請に応える研究推進並びに地域社会の課題解決につながる自治体や民間企業からの委託研究の推進のため、特任教員や専任研究員の配置など研究体制の整備を図る。(61)</p> <p>・研究者倫理の普及に努めるとともに、研究倫理審査を行う体制を整備する。(62)</p> <p>・研究資金の使用状況を検証する仕組みや研究活動における不正行為への対応の仕組みを構築する。(63)</p> <p>イ 研究環境の整備</p> <p>・本学の特色が活かせる大規模研究に対し、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を整備する。(64)</p> <p>・科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う体制を整備する。(65)</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（素案）	備考	第1期中期計画
<p>イ 研究活動の評価及び改善（No.14） 研究の経過や成果などの研究活動を評価し、評価情報を公表する体制とともに、研究の質の向上に結びつける仕組みを、維持し、随時見直し、及び改善を図る。</p>	<p>イ 研究活動の評価及び改善 ・<u>教員の研究業績評価を定期的</u>に実施し、<u>その結果を公表する。</u>（ 25） ・<u>外部資金のほか、とくに質の高い研究成果や研究業績を上げた教員にインセンティブを付与する。</u>（ 26）</p>	<p>・とくに質の高い研究成果や研究業績を上げた教員へのインセンティブは、研究費の増額配分、教員特別研修、学長特別表彰等を想定している。</p>	<p>ウ 研究活動の評価及び改善 ・研究の経過や成果などの研究活動を評価する体制を整備し、評価情報を公表するとともに、研究の質の向上に結びつける仕組みを構築する。（ 66） ・全学の教員が参加した学術交流会を年会として開催し、研究成果を発表し、研究者間の交流を推進する。（ 67）</p>
<p>3 大学の国際化に関する目標（No.15） 国際教育研究センターを中心として、教育、研究その他大学運営全体について、国際的な協力・交流を積極的に進め、大学全体の国際化をすすめる。 外国の大学等との国際交流協定の拡大などにより、海外留学や外国人留学生の受け入れなどについて、達成すべき具体的目標を定め、実施する。 大学の国際化や教育内容の充実、研究水準の向上のため、外国の大学等との教育・学術交流や国際共同研究など教職員の国際交流を推進するとともに、外国人教員の比率を計画的に向上させる。</p>	<p>3 大学の国際化に関する目標を達成するための措置 ・<u>国際教育研究センターを全学組織化し、留学や海外研修に関する支援措置を拡充し、学生及び教職員の外国大学との交流を推進する。</u>（ 27） ・<u>協定校の拡大等により、交換留学による海外留学と外国人留学生の受け入れ人数を中期計画期間中に倍増(12人)させる。</u>（ 28） ・<u>外国人教員の比率（外国人教員数/専任教員数）を中期計画期間中に倍増（6.6%）させる。</u>（ 29）</p>	<p>第1期中期計画の 32（教職員の配置）、83～85（学生の国際交流の推進）、86～87（教職員の国際交流の推進）、88（地域の国際交流の推進）を統合。 数値目標[8]として、交換留学による海外留学人数を設定。 数値目標[9]として、交換留学による外国人留学生の受け入れ人数を設定。 数値目標[10]として、外国人教員の比率を設定。</p>	<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ア 教職員の配置 ・外国語教育等の充実強化のため、外国人専任教員の採用を進める。（ 32） (2) 国際交流等に関する目標を達成するための措置 ア 学生の国際交流の推進 ・外国の大学等への留学や海外研修を希望する学生がその機会を得られるように、留学支援制度、海外研修制度の充実を図る。（ 83） ・外国人留学生が常時20名程度いる状態を目指し、外国人学生の学納金の軽減を行うとともに、受け入れ体制全般の整備を図る。（ 84） ・国際政策学部では、外国の大学等との交流協定及び交換留学制度の拡充、留学や海外研修に関する支援措置などにより、学生の半数以上（毎年度40名以上）が留学を経験するか、または海外研修に参加するようにする。（ 85） イ 教職員の国際交流の推進 ・外国の大学等との教育・学術交流を推進するため、教職員の受入・派遣プログラムの充実を図る。（ 86） ・教職員の海外派遣制度や海外活動の支援を充実する。（ 87） ウ 地域の国際交流の推進 ・各学部の特性を活かし、県内在住外国人が抱える様々な課題に対応するために外国籍児童・住民への日本語支援や医療相談などを行うとともに、地域における国際交流や多文化共生社会づくりに貢献する。（ 88）</p>

山梨県立大学中期目標・中期計画対照表

第2期中期目標	第2期中期計画（素案）	備考	第1期中期計画
<p>第3 地域貢献等に関する目標（No.16） 地域貢献の窓口である地域研究交流センター等を中心に、COC事業、COCプラス事業等の実施を踏まえ、大学の持つ人的・物的・知的財産を地域に還元する取り組みを全学挙げて積極的に推進する。</p>	<p>第3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置 ・<u>地域研究交流センターと地域戦略総合センターの統合など体制を整備し、多様な地域課題に対応した学内外に対する教育プログラムや研究を計画的に実施する。</u> (30) ・<u>看護実践開発研究センターにおいて、認定看護師¹²を安定的に供給するとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供する。</u> (31)</p> <p><small>12 認定看護師：日本看護協会の認定看護師認定審査に合格し、ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有することを認められた者で、水準の高い看護実践を通して看護師に対する指導・相談活動を行うことが期待されている。認定後5年ごとに更新審査が実施される。</small></p>		<p>3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置 (1) 地域貢献に関する目標を達成するための措置 ・研究や地域貢献をさらに推進できるように、相談・活動体制の整備を進め、中長期的な視野に立ち、戦略的で効果的な活動を地域と連携強化を図りながら実施する。 (68)</p>
<p>1 社会人教育の充実に関する目標（No.17） 社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、必要なときにいつでも学ぶことのできる体制を整備し、観光その他県内産業で働く社会人のニーズに合致した公開講座や子育て支援者の養成講座の開催等をはじめ、資格取得にもつながる生涯学習支援やリカレント教育³を積極的に行う。</p> <p><small>3 リカレント教育：職業人を中心とした社会人に対して学校教育修了後、いったん社会に出た後に行われる教育であり、職業から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。</small></p>	<p>1 社会人教育の充実に関する目標を達成するための措置 ・<u>観光産業を中心とした県民の社会人学び直し事業を制度化し、学内外の人材を活用した社会人教育の充実を図る。</u> <u>また、子育て支援者の養成講座の開催等、資格取得にもつながるリカレント教育¹³を行う。</u>(32)</p> <p><small>13 リカレント教育：職業人を中心とした社会人に対して学校教育修了後、いったん社会に出た後に行われる教育であり、職業から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。</small></p>	<p>・社会人学び直し事業は、広く社会人一般を対象として、教養を深めたり、資格を取得したり、技能の向上を図ることができる事業のこと。</p> <p>・リカレント教育は、職業人対象を強調した生涯学習概念である。</p>	<p>ア 社会人教育の充実 ・学内外の人材を活用し、デザイン講座や国際観光講座をはじめ、多様な生涯学習講座、リカレント講座を積極的に実施する。(69) ・社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応える制度を整備するとともに、既存科目の活用を図りつつ、社会人向け教育プログラムを設置する。(70) ・看護実践開発研究センターを設置し、看護職者が更なる専門知識や技術の習得、または研究活動ができるための専門職支援を行う。(71)</p>
<p>2 地域との連携に関する目標（No.18） 山梨県や県内市町村、企業、NPO法人などとの主体的・組織的な連携を深め、交流を進めるとともに、少子高齢化、人口減少等を始めとした地域が抱える様々な課題に対応した地域研究や地域と連携したプロジェクトを推進し、大学の知的資源を活用した支援など、地域のシンクタンクとしての役割を果たす。 また、地域の国際化や国際交流に係る活動を支援し、多文化共生の社会づくりに貢献する。</p>	<p>2 地域との連携に関する目標を達成するための措置 ・<u>県や自治体、企業、各種団体などと連携し、地域課題をはじめ、国内外の産業や文化事業等に資する研究や情報提供を行い、地域のシンクタンク的な役割を果たす。</u> (33) ・<u>産学官民の連携強化により、地域における国際交流や多文化共生社会づくりを積極的に推進する。</u>(34)</p>		<p>イ 地域との連携 ・地域ニーズを踏まえた効果的な研究事業を実施するため、県、市町村、NPO法人、企業、職能団体、教育機関等、様々な主体との連携を深め、定期的な情報交換、積極的な交流を進める。(72) ・地域の諸機関の委員会、研修会等への人材の派遣、さらに自治体との連携協定締結を推進する。(73) ・地域政策課題を扱う法人等と連携しながらシンクタンク的な役割を果たす。(74) ・教職員、学生による社会貢献活動を促進するための推進制度等を充実する。(75)</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（素案）	備考	第1期中期計画
<p>3 教育現場との連携に関する目標（No.19） 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等への教育支援を行うとともに、高大連携を始めとする学校教育全体との連携を推進する。</p>	<p>3 教育現場との連携に関する目標を達成するための措置 ・ <u>学生の教育ボランティア派遣などの教育支援を行う。また、学校教員や教育関係者との連絡協議会を開催するとともに、出前授業や一日大学体験などを実施する。</u> (35)</p>		<p>オ 教育現場との連携 ・ 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等との連携を図りながら教育支援を行うとともに、高大連携を一層推進する。(80)</p>
<p>4 地域への優秀な人材の供給に関する目標（No.20） 保健・医療・福祉の向上や地域振興など、社会の変化に応じて地域が抱える諸課題の解決に貢献できる優秀な人材を地域に供給するため、県内就職の促進に向けた取り組みを行う。 国際政策学部、人間福祉学部については、卒業生の県内企業等への就職について、達成すべき具体的目標を定め、実施する。 看護学部については、関係機関と緊密に協議・連携して種々の対策を講じながら学生指導の充実強化を図ることにより、卒業生の半数以上の県内医療機関等への就職を達成する。</p>	<p>4 地域への優秀な人材の供給に関する目標を達成するための措置 ・ <u>国際政策学部においては、全体の県内就職率四十パーセントを達成する。</u>(36) ・ <u>人間福祉学部においては、全体の県内就職率四十パーセントを達成する。</u>(37) ・ <u>看護学部においては、全体の県内就職率五十パーセント以上を達成する。</u>(38)</p>	<p>数値目標[11]として、国際政策学部の県内就職率を設定。 数値目標[12]として、人間福祉学部の県内就職率を設定。 数値目標[13]として、看護学部の県内就職率を設定。</p>	<p>カ 地域への優秀な人材の供給 ・ 学生就職支援に関わる県内関係機関との連携を密接に図り、各種就職ガイダンスへの学生の積極的な参加を促進する。(81) ・ 看護学部では、関係機関と緊密に協議・連携して種々の対策を講じながら学生指導の充実強化を図ることにより、卒業生の半数以上が県内医療機関等に就職することを目指す。(82)</p>
<p>第4 管理運営等に関する目標 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標 (1) 運営体制の改善に関する目標（No.21） 社会環境の変化等に対応して大学の機能を最大限発揮できるよう、理事長のリーダーシップの下で戦略的に大学をマネジメントできる、ガバナンス体制を整備する。</p>	<p>第4 管理運営等に関する目標を達成するための措置 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 (1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 ・ <u>公立大学等の状況を踏まえながら、理事長選考方法の見直しを行う。</u>(39) ・ <u>理事長のリーダーシップの下で、ガバナンス機能を強化するために、大学運営のための補佐体制を整備する。</u> (40)</p>	<p>・ 理事長選考方法の見直しについては、定款の変更に伴い、理事選考会議において、理事長選考の基準や理事長の評価方法等を定め、公表する過程において見直しを行う。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 ・ 理事長の下で、役員の分担を明確にし、機動的な大学運営を行う。(89) ・ 教授会が大学活性化のための役割を引き続き果たすとともに、その意見が教育研究審議会を通じて法人の運営に反映されるよう体制を整備する。(90) ・ 法人運営の透明性を確保するため、役員会、経営審議会、教育研究審議会の議事録を公開する。(91) ・ 予算編成・配分については、戦略的観点を重視する。(92)</p>

第 2 期中期目標	第 2 期中期計画（素案）	備考	第 1 期中期計画
<p>(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標（No.22） 柔軟で弾力的な人事制度の構築を進める。 学外の人材や多様な任用方法の活用等により、専門性の高い人材を確保・育成するとともに、全学的な観点から適正に教職員等を配置し、組織の活性化を図る。 教育研究活動の活性化を図るため、教職員等の業績を適切に評価し、その結果を給与等に反映できる仕組みを構築する。</p>	<p>(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置 ・ <u>全学的な人事方針を策定し、外国人や若手の積極的な採用を含めた透明かつ公正な人事を実施する。</u>（ 41） ・ <u>組織の活性化を図るために、専門性の高い職員を育成し、配置する。</u>（ 42） ・ <u>教員の業績評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、学内運営の各領域における優秀な教員にインセンティブを付与する。また、職員についても、人事評価を実施し、その結果を給与等に反映する。</u>（ 43）</p>	<p>・ 優秀な教員へのインセンティブは、昇任、特別昇給、理事長表彰、教員特別研修参加などを想定している。</p>	<p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 ・ 教育研究の進展や社会の変化、ニーズに対応できるように、適切な教職員の配置に努め、教職員の相互協力体制を充実する。（ 30） ・ 企業、行政や医療・福祉機関等の大学外の人材を活用する。（ 31） ・ 臨地実習の充実を図るため、病院などの臨地と大学において、人材の相互交流を行う。（ 33） ・ 全学的・中長期的観点に立った包括的な人事方針を確立し、客観性・透明性・公平性が確保された教職員人事を行う。（ 94） ・ 教職員の業績評価を試行的に実施し、その結果を踏まえて評価基準・方法等の見直しを行い、給与等への反映を図る。（ 95） ・ 特任教員など大学の目的に応じて多様な任用形態を導入する。（ 96） ・ 一定期間継続的に勤務し、大学に貢献した教員を対象としたサバティカル制度 5 を導入する。（ 97）</p>
<p>(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標（No.23） 専門知識・能力を有する人材を確保・育成し、事務局機能の高度化、効率化を一層推進する。 職員の職務能力開発のための組織的な取り組み（スタッフ・ディベロップメント活動）を積極的に推進する。</p>	<p>(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置 ・ <u>プロパー職員の採用計画を着実に実施し、専門知識・能力のある人材を育成する。</u>（ 44） ・ <u>効果的・効率的な事務処理ができるよう、事務組織及び業務分掌の見直しを随時行う。</u>（ 45） ・ <u>他大学との連携協力によるネットワーク型 S D に参加する。</u>（ 46）</p>		<p>4 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置 ・ 効果的・効率的な事務処理ができるよう、事務組織及び業務分掌の見直しを随時行う。（ 98） ・ 業務情報の共有化や電子化を推進し、事務処理の効率化を図る。（ 99） ・ 大学固有の業務としての専門性が求められる分野を中心に、法人固有の職員を計画的に採用する。（ 100） ・ 学内外の研修への積極的な参加を通じて S D 活動を推進する。（ 101）</p>

第 2 期中期目標	第 2 期中期計画（素案）	備考	第 1 期中期計画
<p>2 財務内容の改善に関する目標</p> <p>(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 (No.24)</p> <p>運営費交付金や授業料等学生納付金のほか、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保・拡充等、自己収入の増加のための組織的な活動に取り組む。</p> <p>(2) 学費の確保に関する目標 (No.25)</p> <p>授業料等学生納付金については、公立大学の役割、優秀な学生の獲得や適正な受益者負担等の観点及び社会情勢等を勘案し、適正な水準を維持する。</p>	<p>2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>・<u>科学研究費補助金の申請率を向上させ、採択件数及び獲得額の増加を図る。最終年度までに、申請件数 95 件、採択件数 45 件を目指す。</u></p> <p>(47)</p> <p>(2) 学費の確保に関する目標を達成するための措置</p> <p>・<u>授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。</u>(48)</p>	<p>数値目標 [14] として、科研費採択件数を設定。 数値目標 [15] として、科研費申請件数を設定。</p>	<p>第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>・科学研究費補助金、委託研究、奨学寄付金等外部資金に関する情報の収集・整備に努めるとともに、定期的な研修会の開催などにより学内への周知及び申請などに係る研究支援体制を充実する。(102)</p> <p>・外部研究資金の獲得に向けてインセンティブを付与する仕組みを設けるなど、積極的な応募を奨励する。(103)</p> <p>・科学研究費補助金については、教員の申請率を百パーセントにし、最終年度までに採択件数 2 倍を目指す。(104)</p> <p>・授業料等学生納付金は、法人収支の状況、他大学の動向及び社会情勢等を勘案し、定期的な見直しを行い、適切な料金設定を行う。(105)</p>
<p>(3) 経費の抑制に関する目標 (No.26)</p> <p>予算の弾力的、効率的な執行、管理的業務の簡素化、合理化などを進めるとともに、教育研究水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化等を進め、経費の抑制を図る。</p>	<p>(3) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>・<u>管理的業務の一元化等によって経費の削減を実施する。</u></p> <p>(49)</p>	<p>・両キャンパスの契約業務の一元化等(両キャンパスの警備契約の一本化、各種契約の複数年化など)による経費節減を想定している。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>・限られた財源を効果的に活用するため、情報の共有化や電子化等による管理業務の効率化を進めるとともに、環境に配慮した省資源、省エネルギー対策を講じることにより経費の抑制を図る。(106)</p> <p>・教育研究水準の維持・向上に配慮しながら、人事の適正化や事務等の合理化等組織運営の効率化を進め、経費の抑制を図る。(107)</p>
<p>(4) 資産の運用管理の改善に関する目標 (No.27)</p> <p>全学的かつ経営的視点から、施設・設備等の効率的活用を進めるとともに、金融資産については、安全確実な運用を行う。</p>	<p>(4) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>・<u>施設・設備等の利用状況を適切に把握し、その効果的な運用管理を実施するとともに、金融資産については、安全確実な運用を行う。</u>(50)</p>		<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>・大学の諸施設の開放に関するルールを定め、地域等に有効に活用されるよう、教育研究等大学運営に支障のない範囲内で一般への開放を積極的に進めるとともに、大学施設の利用に関して適切な利用料金を設定し、一部有料化する。(108)</p> <p>・毎年度、資金計画を定め、金融資産は、業務の執行に支障がない範囲で、安全確実な運用を行う。(109)</p>

第 2 期中期目標	第 2 期中期計画（素案）	備考	第 1 期中期計画
<p>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標（No.28）</p> <p>教育研究活動及び業務運営について、定期的に自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価⁴を受け、その結果を速やかに公表し、教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。</p> <p><small>4 認証評価機関による認証評価：大学は、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、7年以内に文部科学大臣の認証を受けた者（＝認証評価機関）による評価（＝認証評価）を受けるものとする。（学校教育法第109条第2項）</small></p>	<p>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>・自己点検・評価システムの検証・見直しを実施し、法人経営と教学経営の双方の観点から自己点検・評価を実施するとともに、<u>認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表し、改善を図る。</u>（ 51）</p>		<p>第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>・自己点検評価委員会が評価基本方針と評価手順を提示し、大学全体として組織的な取り組みを定期的実施する。（ 110）</p> <p>・自己点検評価報告書、認証評価等の結果については、ホームページ等を活用して速やかに公開する。（ 111）</p>
<p>4 その他業務運営に関する目標</p> <p>(1) 情報公開等の推進に関する目標（No.29）</p> <p>公立大学法人としての社会への説明責任を果たし、広く県民の理解を得るため、広報体制の強化を図り、教育研究活動や業務運営に関して積極的かつ迅速な情報提供を行う。</p>	<p>4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>・大学ポートレート¹⁴に参加するとともに、<u>地（知）の拠点整備事業等の成果を積極的に発信・提供する。</u>（ 52）</p> <p>・<u>大学の広報体制を整備し、ホームページの整備・充実を図るとともに、大学の運営状況をはじめ教職員や学生の教育研究成果を国内外に発信・提供する。</u>（ 53）</p> <p><small>14 大学ポートレート：データベースを用いた国公立の大学の教育情報を公表・活用する共通的な仕組みとして、大学の教育情報を広く社会一般に公表するもので、国公立大学の大学・短期大学900校以上が参加する教育情報を公表するウェブサイトのこと。平成26年10月から運用が開始された。運営は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力しながら行っている。</small></p>		<p>第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>・大学情報の積極的な公開・提供ができる体制を強化する。（ 112）</p> <p>・メディア等を活用して、県民等広く社会に大学の存在や役割を周知する。（ 113）</p>

第 2 期中期目標	第 2 期中期計画（素案）	備考	第 1 期中期計画
<p>(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標（No.30） 良好な教育研究環境を保つため、施設・設備の適切な整備・維持管理を行うとともに、有効活用を図る。</p>	<p>(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 ・効果的・効率的な教育環境を維持するため、計画的に施設・設備の修繕を実施する。(54) ・大学の施設等を大学の運営に支障のない範囲で地域社会に開放する。(55)</p>	<p>第 1 期中期計画の 34～ 35(教育環境の整備) 114～ 115(施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置)を統合。</p>	<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 イ 教育環境の整備 ・学習環境整備計画を策定して、教育環境の安全性・快適性・利便性の一層の向上を図る。(34) ・図書館での学習環境や学術情報の整備、提供を進める。(35) 2 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 ・施設・設備を調査・点検し、機能や安全性が確保された教育環境の維持・向上に努める。(114) ・学内の施設の利用状況を踏まえ、大学の施設を積極的に地域社会に開放する。(115)</p>
<p>(3) 安全管理等に関する目標（No.31） 学内の安全と衛生の確保及び災害発生時など緊急時のリスク管理のための体制を整備するとともに、個人情報の保護など情報に関するセキュリティを確保する。</p>	<p>(3) 安全管理等に関する目標を達成するための措置 ・学内の安全と衛生を確保するため、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進し、安全・安心な教育環境を確保するために、災害発生時などのリスク管理を強化・充実するとともに、個人情報の保護などに関する情報セキュリティ教育を実施する。(56)</p>		<p>3 安全管理等に関する目標を達成するための措置 ・労働安全衛生本部を設置し、労働安全衛生法等関係法令を遵守するために必要な措置をとる。(116) ・保健センターを設置し、学生及び教職員の心身の健康保持及び増進を図る。(117) ・災害時・緊急時の危機管理マニュアルを策定し、地域と連携した危機管理体制を構築し、学生及び教職員が一体となった取組を行う。(118) ・大学で取り扱う学生・教職員の個人情報について、個人情報保護法を踏まえてセキュリティポリシーを確立し、情報セキュリティ体制を整備する。(119)</p>
<p>(4) 社会的責任に関する目標（No.32） 法令遵守の徹底と人権尊重や男女共同参画の推進、環境への配慮など、公立大学法人としての社会的責任を果たす体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。</p>	<p>(4) 社会的責任に関する目標を達成するための措置 ・法令遵守、人権尊重、男女共同参画の推進、環境への配慮などへの意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制を充実するなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。(57)</p>		<p>4 社会的責任に関する目標を達成するための措置 ・大学運営の透明化を推進するとともに、公正な職務執行を確保するため、法令等を遵守し、社会に信頼される大学運営を確立する。(120) ・外部委員を含む人権委員会を設置し、学生・教職員の人権の保護を図る。(121) ・男女共同参画の意識啓発を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定を行う。(122) ・環境ポリシーを策定し、学生及び教職員が一体となった環境マネジメント活動を進める。(123)</p>

公立大学法人山梨県立大学 施設整備計画(平成28年度～平成33年度)

1件500万円以上のもの

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
飯田キャンパス (国際政策学部、人間福祉学部)	A館						
	B館			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・屋上の防水シート亀裂、膨れ箇所が多数(防水シート増張り補修又は全面張替え)(H26年建築設備定期調査任意調査特記事項) まだ、緊急性は無いが、将来的に防水シートの張替え等の修繕が必要になる可能性がある。 </div>			
	C館		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・講堂の音響機材及び制御システムの更新(不具合が出始めている) </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・エアコン入替(H元年設置で老朽化、冷媒のフロンガス(HCFC)が2020年(平成32年)までに生産全廃になる)約2,000万円 すぐに使用不可能になるものではないが、故障した場合、修繕不可能となる </div>	
	図書館						
	体育館					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・床の張替え </div>	
	クラブハウスA						
	クラブハウスB					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・プレハブの建物(2階建て)であり、老朽化が進み将来的に建替えが必要。 </div>	
	グラウンド						
	テニスコート						
	駐車場						
	駐輪場						
	車庫						
	井戸						
構内舗装							

凡例

- 施設整備費補助金の対象
- 施設整備費補助金の対象外

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	
池田キャンパス (看護学部、看護学研究科)	本館(事務室)				冷温水発生機修繕(導入から20年経過し、修理に必要な部品の調達が困難となっている。2号館、3号館及び本館の冷暖房を担う設備)故障の場合に修繕での対応なので、予め金額を見込むことはできない。場合によっては、500万円を超える可能性がある。			
	1号館(大学院棟)			4階5階耐震化、内装の設計及び修繕工事(耐震化を行い、施設の有効活用を図る。具体的には、教員の共同研究室、学生の学習スペース、国際教育研究センターの研究室など。)				
	2号館(研究棟)							
	3号館							
	4号館(看護実践開発研究センター)							
	5号館							
	図書館		グループワークスペース					
	講堂							
	体育館						床の張替え	
	部室							
	ボイラー室							
	グラウンド							
	車庫							
駐車場								
駐輪場								
キャンパス共通	財務会計システムおよび人事給与システム(ソフト買取)保守料別				バージョン落ちによる陳腐化に伴うシステム更新(将来的にサポート打ち切りの可能性がある。その場合、システム自体は使用可能だが、セキュリティ上の問題から、システムの更新が必要となる。)(5年リースの場合、9,481千円、買取の場合8,316千円)			

平成28年度山梨県立大学法人評価委員会 日程

参考資料3

	H28年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第一期中期目標 期間実績評価												
平成27年度 実績評価												

The chart displays the following activities:

- June:** Evaluation Committee (評価委員会)
- July:** Evaluation Committee (評価委員会), H27 Actual Performance Evaluation (H27年度実績評価), and Opinions on H27 Financial Statements and Disposition of Profits (H27年度財務諸表・利益処分に係る意見)
- August:** Evaluation Committee (評価委員会), First Period Mid-term Target Period Actual Performance Evaluation (第一期中期目標期間実績評価), and Evaluation Committee (評価委員会)
- September:** Report to the September Meeting (9月議会に報告)